

群馬県国土強靱化地域計画

～ 強くしなやかな県民生活の実現を目指して ～

令和 7 年 4 月

群 馬 県

第1章 はじめに	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 強靱化の基本的な考え方	3
1 群馬県の地域特性	3
2 基本目標	6
3 計画改定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化	6
4 中長期的に取り組むべき課題	11
5 国土強靱化政策の展開方向（基本的な方針）	13
6 特に配慮すべき事項	15
第3章 脆弱性評価	17
1 評価の枠組み及び手順	17
（1）対象とする自然災害	17
（2）事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	22
（3）施策分野	24
（4）起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価 （評価の実施手順）	24
2 評価結果	25
第4章 強靱化の推進方針	27
1 施策の分野	27
2 施策分野ごとの推進方針	27
（1）個別施策分野の推進方針	28
（2）横断的分野の推進方針	52
第5章 計画の推進	59
1 他の計画等の見直し	59
2 施策の重点化	59
3 施策の推進と進捗管理	60
【別紙1】起きてはならない最悪の事態の様相（例示）（計画改定時点）	62
【別紙2】起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果（計画改定時点）	71
【別紙3】施策分野ごとの脆弱性評価結果（計画改定時点）	141

【別紙4】起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針（計画改定時点）	182
【別紙5】重要業績指標一覧（計画改定時点）	239
【別冊】令和7年度において国土強靱化のために実施する主な事業一覧	

第1章 はじめに

1 計画の趣旨

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれ、その都度、莫大な人的・経済的・文化的損失を被り続けてきました。

最近では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、広範囲にわたり、甚大な被害が生じました。また、同年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震において、運用開始以降初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたほか、首都直下地震の切迫性も指摘されています。

更に、台風、集中豪雨などの風水害も全国各地で激甚化・頻発化しており、群馬県でも、令和元年東日本台風により、甚大な被害を受けました。今後もいつ大規模災害に見舞われてもおかしくない状況であるため、引き続き、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていく必要があります。

国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、以降、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が策定され、令和5年7月には全面改定して取組を推進してきました。

群馬県においては、国土強靱化に係る施策を総合的、計画的に推進するために平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、毎年度、進捗管理を行う中で、群馬県の各分野別個別計画等と連携したPDCAサイクルを確立させ、計画的に国土強靱化の取組を推進してきました。

この度、国の基本計画の全面改定や近年の災害から得られた貴重な教訓、社会経済情勢の変化を踏まえ、群馬県の独自の取組等も盛り込むべく、地域計画を全面改定することとしました。

なお、地域計画は、引き続き、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、群馬県の強靱化を推進するための指針とします。

2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく地域計画であり、国土強靱化に関して、群馬県地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の指針とします。また、基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和についても十分、留意するものとします。

3 計画期間

令和7年度を始期とし、国の基本計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

【参考】計画の策定手順と構成

本計画は左側のSTEPで検討を進め、右側の章立ての構成で記載しています。

STEP 1 目標の明確化

第2章 強靱化の基本的な考え方

- 「2 基本目標」
- 「5 強靱化政策の展開方向（基本的な方針）」

STEP 2 脆弱性評価

- (1) 「対象とする自然災害」の設定
↓
- (2) 「事前に備えるべき目標」と
「起きてはならない最悪の事態」の設定
↓
- (3) 「施策分野」の設定
↓
- (4) 「起きてはならない最悪の事態」ごとに
これを回避するための施策を洗い出し
↓
- (5) 「起きてはならない最悪の事態」を回避
するための現状分析・評価
↓
- (6) 「【別紙2】起きてはならない最悪の事
態ごとの脆弱性評価結果」を施策分野ご
とに分類・整理

第3章 脆弱性評価

- 「1 評価の枠組み及び手順」

【別紙1】起きてはならない最悪
の事態の様相（例示）

- 「2 評価結果」

【別紙2】起きてはならない最悪
の事態ごとの脆弱性評価結果

【別紙3】施策分野ごとの脆弱性
評価結果

STEP 3 推進方針の検討

- (1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとに
推進方針・重要業績指標を検討
↓
- (2) 「【別紙4】起きてはならない最悪の事
態ごとの推進方針」を施策分野ごとに分
類・整理

第4章 強靱化の推進方針

【別紙4】起きてはならない最悪
の事態ごとの推進方針

- 「1 施策の分野」
- 「2 施策分野ごとの推進方針」

【別紙5】重要業績指標一覧

STEP 4 重点施策の検討

第5章 計画の推進

STEP 5 施策の推進と進捗管理の検討

- 「1 他の計画等の見直し」
- 「2 施策の重点化」
- 「3 施策の推進と進捗管理」

第 2 章 強靱化の基本的な考え方

1 群馬県の地域特性

(1) 地勢の特性

群馬県は、東を栃木県、南を埼玉県、西を長野県、北を新潟県、北東を福島県に接し、本州のほぼ中央部にあって、東西が 95.90 k m、南北が 119.14 k m、面積は 6,362.28 k m²（国土地理院「令和 6 年全国都道府県市区町村別面積調（令和 6 年 4 月 1 日時点）」）で全国で 21 位の広さを持つ内陸県です。

県土は、南西は関東山地、北西は三国山脈、北東は帝釈山脈と三方を山に囲まれ、また、西の県境から中部にかけて浅間山・榛名山・赤城山と火山系の高嶺がそびえ、南東部のみ関東平野に通じ開けています。この間を利根川本流が新潟県境に源を発し、片品川・吾妻川・烏川・渡良瀬川を合流し、埼玉県境に沿って東へ流れています。

県土の面積の約 2／3 が山地であるため、河川のほとんどが急流河川となっています。また、山間集落及びこれをつなぐ道路は、これらの河川沿いに発達しているため、大出水に際しては大きな被害を受けることが多いです。

(2) 地質構造の特性

群馬県の地質は、第三紀層・秩父古生層が主体であり、特に東方山地はこれらの地質層から成る褶曲山地で、花崗岩・石英斑岩などが見られます。また、西方山地の主体となる関東山地は我が国でも最も古い地質層から成り、その主たるものは三波川層・御荷鉾層・秩父古生層です。

一方、本県中部に連なる浅間山・榛名山・赤城山周辺は火山の噴出による火山岩層（いわゆる軽石の層）で覆われ、豪雨に際しては、この流出による諸害発生の危険性をはらんでいます。

また、南東部平坦地は、河川沿いに沖積層、他は洪積層から成っており、この土質は通称「関東ローム」と呼ばれる粘性微粉が多く、長期連続降雨には道路を泥沼と化すことがしばしばあります。

(3) 地質構造と群馬県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布しています。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布しています。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれます。

関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められます。

関東山地の中・古生界は、一般に北西－南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東－南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返しています。

この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられています。

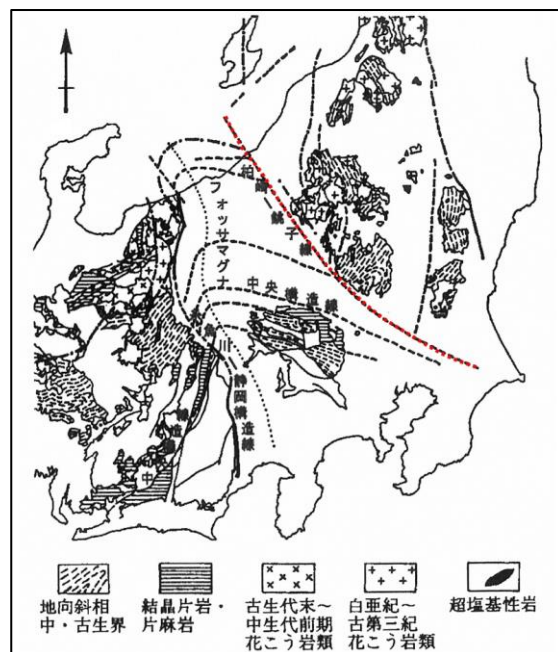
両山地間に伏在している構造線は、柏崎－銚子(構造)線¹と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされています。

また、現在、群馬県内で確認されている活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置しており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致します。



群馬県の地質図

(群馬県地質図作成委員会(1999))



群馬県周辺の地質構造図

(日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986))

(4) 気象の特性

群馬県は、東・北・西の三方を山岳に囲まれて高度差が大きいため、県内気候分布は複雑で地域による差が大きく、また、四季の変化が大きいです。

平均気温は、山地の7℃から平地の16℃の間に分布し、年降水量は平地の1,100ミリから山地の2,100ミリの間にあり、降水量の多い島国日本としてはやや内陸的な気候を示し、降水量も比較的少ない方です。

なお、冬季における北西の季節風がもたらす北部の多雪及び南部の晴天乾燥並びに夏季における雷雨多発が特徴です。

群馬県において全域に大規模な被害をもたらす気象災害は、台風や停滞前線による風水害です。一方、雷雨等は、局地的な災害をもたらすことが多いです。

季節別に気候の特徴と発生の多い気象災害について述べると、次のとおりです。

①冬期 (12月～2月)

西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西の季節風が強く吹き、北部山地を除いては、晴天の日が多く降水量は少なく乾燥します。北部では季節風による降雪が多いです。

この期間は、災害の少ない時期ですが、乾燥による火災の発生が多く、時に強

¹ 柏崎－銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線

風被害・電線着雪の被害もあります。北部では大雪のため交通がまひすることもあります。

②春期（3月～5月）

低気圧と高気圧が交互に通過する時期で、天気の変化が早く、降雨回数も増えます。前半は北西の季節風が強いです。

この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害ですが、突風による風害も多く、前半はまだ着雪被害があり、後半はひょう害が生じます。

③梅雨期（6月～7月中旬）

本州付近に前線が停滞しがちで曇や雨の日が続きます。雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがあります。

この期間は水害が多くなり、ひょう害の発生も多いです。広範囲でのひょう害はこの時期に多く、雷を伴った突風害もあります。さらに台風が接近することもあります。

④盛夏期（7月下旬～8月）

太平洋高気圧に覆われて晴天の日が増え、猛暑日となる日も多いです。地面付近の気温が高いことから大気的不安定な状況となりやすく、雷雨の発生が多いです。

台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがあります。ひょう害は梅雨期より少なくなりますが、突風害は多くなります。なお、少雨高温により干害が発生することもあります。

⑤秋期（9月～11月）

この期間ははじめ残暑が厳しく猛暑日となることもありますが、後半は移動性高気圧に覆われて霜が降ることもあります。

台風が本邦に接近する回数が多く、秋雨前線の影響も加わって、大規模な風水害をもたらすことが多いです。なお、前半には雷雨に伴うひょう害などもありますが、11月になると気象災害は少なくなります。

（5）交通及び通信連絡に関する特性

①交通

ア 県土の面積の約2／3が山地という地理的条件により、山間部を走る鉄道・道路の比率は全体の70%以上を占めています。このため、多数のトンネルがあるなど有事の際の被害の増大が憂慮されます。

イ 本県の山地の地質は、秩父古生層とそれ以降の火山造山活動による火成岩等から成っているため、変成作用や風化によって脆弱化し、降雨や融雪により崩壊し易く、鉄道・道路も被害を受け易いです。

②通信連絡

県内の有線通信施設は、前述の地域的特性のため、災害時には寸断される危険度が高く、特に都市間の通信連絡の断絶が懸念されます。したがって、無線通信施設の整備・拡充と各種通信施設の有機的連携を図る必要があります。

2 基本目標

国の基本計画に基づき、次の4つの基本目標を設定します。

- いかなる災害等が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られること
 - (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧復興

3 計画改定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

「計画の趣旨」でも言及したように、近年、地震や風水害などの災害が激甚化・頻発化しており、その一方で、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進むなど、国土強靱化を取り巻く情勢は厳しいものとなっています。

また、国土強靱化の取組を進める中で、群馬県にも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症流行時に発生した令和2年7月豪雨、地理的な制約による被災地支援の困難さが浮き彫りとなった令和6年能登半島地震から新たな教訓を得ました。

今後、中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、次表「群馬県国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」を踏まえて課題を整理し、脆弱性評価の結果を受けた政策の展開方向（基本的な方針）に沿って具体的な施策を推進することとします。

群馬県国土強靱化地域計画の改定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	①「自立・分散・協調」型社会の促進
	②事前復興の発想の導入促進
	③地震後の複合災害への対応
	④巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	①環境との調和
	②インフラの強靱化・老朽化対策
	③横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）
(3) 社会情勢の変化に関する事項	①気候変動の影響
	②グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
	③国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	④SDGsとの協調
	⑤デジタル技術の活用
	⑥パンデミック下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	①災害関連死に関する対策
	②コロナ禍における自然災害対応

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項

①「自立・分散・協調」型社会の促進

国においては南海トラフ地震、首都直下地震の影響を受ける地域への過度な集中は避ける必要があると指摘しています。また、人口が密集する都市部が被災した際にも、被災者の受入や社会の重要な機能をバックアップする体制を構築することが必要になります。

群馬県は「新・群馬県総合計画」において、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されことなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現を標榜しています。

この実現のために、県民の命に関わる安全確保体制を万全に備えるためのインフラ整備等の足元の取組を着実に推進するとともに、群馬県の優位性を活かした首都圏を支える取組を推進しています。

こうした取組により、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成していく必要があります。

②事前復興の発想の導入促進

これまで、大規模災害からの復興には長期間を要し、被災者の生活再建や産業の立ち直りが進まないという状況がありました。被災後に、災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではありません。

そこで、「より良い復興（Build Back Better）」を迅速に果たすために、従前からの防災・減災対策、国土強靱化対策に加え、地域の復興を先取りし、災害に備える「事前復興」の取組をより促進する必要があります。

③地震後の複合災害への対応

令和6年9月には、令和6年能登半島地震の復旧復興のさなかにあった能登半島において、大規模な風水害が発生し、甚大な被害が生じました。

大規模地震後の復旧復興には、多くの時間が必要です。その際に、複合災害が発生する可能性を想定していくことが重要になります。

また、災害発生に備え、近隣市町村や都道府県、さらには災害の影響が及ばない遠隔地の地方公共団体と相互に災害支援協定を締結するなど、平時から受援・応援体制を構築しておくことが必要になります。

④巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を確保できる体制を広域で構築するなど、ハード・ソフトの両面から、国を挙げて取り組む必要があります。

また、経済活動の停滞を回避するためには、サプライチェーンの維持・確保が

重要であり、長期に及ぶ移転先の確保等について、比較的被害が軽微な地域が、甚大な被害を受けた地域の後方支援を行う体制づくりを進める必要があります。

なお、ひとたび災害が発生すれば、迅速かつ正確な被害状況の把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保することも重要です。

（２）分野横断的に対応すべき事項

①環境との調和

気候変動の影響によると考えられる自然災害により、毎年大きな被害が発生し、群馬県もその脅威にさらされています。

国際社会では、地球温暖化対策に関する枠組みとしてパリ協定（平成 27 年国連気候変動枠組条約締約国会議（C O P 21）採択、平成 28 年発効）が締結され、日本も目標を定めて温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

エネルギーを巡っては、温室効果ガス削減のほか、災害による停電リスクへの対応、地域からの富（電気代）の流出が課題になっています。

また、生態系に深刻な被害をもたらす海洋プラスチックごみをなくすため、「水源地ぐんま」としての役割を果たすことが求められています。

群馬県では、これらの課題を 2050 年までに解決し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に関する基本理念を定めた「2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例」を制定しました。引き続き、この理念に沿った取組を推進していく必要があります。

②インフラの強靱化・老朽化対策

高度経済成長期以降に整備した大量の社会資本ストックの老朽化により、維持管理・更新費用の増大、老朽化や劣化に起因する事故の発生が懸念されています。

今後も、社会資本を長期にわたって安全に使用し続けるために、維持管理・更新費用のトータルコストの中長期的な縮減と平準化を図っていくことが必要です。

また、予防保全型の維持管理・更新を推進することで、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストを縮減することが可能となることから、インフラの強靱化・老朽化対策に係る投資を計画的に行うことで、年当たりのコストの平準化を図ります。

③横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーションは、災害リスクを正確に認識し、生命を守るための的確な行動を促す上で重要な要素であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりが必要です。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

①気候変動の影響

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は、群馬県にも現れています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

そこで、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減対策である「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を車の両輪として取り組んでいく必要があります。

気候変動の影響は、地域特性によって大きく異なります。今後、地球温暖化の進行に伴う気象災害の強度と頻度が増加することが懸念されているため、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要になります。

②グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、脱炭素社会の実現に向けた挑戦を成長の機会と捉え、産業競争力を高め、経済社会システム全体の変革（GX：グリーン・トランスフォーメーション）を強力に推進することが必要です。

群馬県においても、豊富な日照時間や水資源・森林資源等の再生可能エネルギーに係るポテンシャルを最大限活用したエネルギー地産地消の推進や、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の実証、地域における自立分散型電源の普及促進などの取組を行っていますが、このような取組を通じて地域のレジリエンスの向上を図っていく必要があります。

③国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は、国際紛争下において一層厳しさを増しています。

エネルギーについて、群馬県では、公営電気事業として 33 箇所の水力発電所を経営しており、発電量は、公営電気事業者の中では日本一を誇っています。電気の安定供給のため、施設の保守管理の徹底や計画的な修繕及び更新、災害に備えた体制整備等に取り組む必要があります。また、水力発電を中心とした再生可能エネルギーの地産地消や新規開発を進めていく必要があります。

食料について、群馬県では、恵まれた自然条件や立地条件を活かし、全国でも上位の野菜生産県として首都圏への重要な野菜供給産地となっています。気候変動による影響や家畜伝染病の予防等も考慮した取組を行う必要があります。

④SDGs との協調

群馬県では、「新・総合計画」をはじめ、各分野最上位計画等においても、SDGs の理念を反映させ、持続可能な地域社会を実現するためのバランスのとれた政策推進を目指しています。

また、「ぐんまSDGs イニシアティブ」宣言の下、持続可能な地域づくりに

向けて、官民連携でSDGsを推進しています。その一環として、県内事業者のSDGsに関連した先進的・優良な取組を「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」として選定・発信し、SDGsに取り組む方々のビジネスを後押しするほか、他の事業者がSDGsに関連するビジネスに取り組むきっかけをつくっています。

更に、令和3年に、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する優れた取組を行う自治体として、内閣府の「SDGs 未来都市」に選定されているなど、全国に先駆けた取組を行っています。

国土強靱化に当たっても多様な人々の参画が必要です。例えば、群馬県では「群馬県避難ビジョン」を策定しており、その中で避難所の運営に女性、高齢者等の様々な立場の人が参画して運営する仕組みにすることの重要を指摘しています。

行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るなどして、「誰一人取り残さない」多様性に配慮した取組が必要です。

⑤デジタル技術の活用

これまでの大量生産・大量消費により規模の拡大を目指す経済から、データを「価値の源泉」として発展する経済へのシフトが起こり、全産業でデジタル化への対応が求められています。

群馬県では、新・群馬県総合計画（ビジョン）において、最先端クラスのデジタル県となることを掲げ、全庁をあげて推進体制を整備し、DXを推進してきました。

こうした取組を実施する中で、ぐんまワクチン手帳や通信アプリ「LINE」を活用したぐんま大雨時デジタル避難訓練などの「群馬モデル」と言える取組を数多く生み出し、外部からも評価をいただいています。

引き続き、国土強靱化に関連する分野においても最先端のデジタル技術を積極的に活用し、デジタルトランスフォーメーションの取組により、様々な段階において、対応力を強化していくことが重要です。

⑥パンデミック下における大規模自然災害

感染症は、そのウイルスの性状等によりパンデミックを引き起こす可能性があり、社会・経済に対して長期にわたり影響を及ぼす可能性があります。また、パンデミック下において、大規模自然災害が発生する可能性は十分あり得ます。

国は、令和6年7月に全面改定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進める必要性を指摘しています。

コロナ禍の教訓を踏まえ、平時から有事を想定した備えに取り組んでいくことが重要です。

（４）近年の災害から得られた新たな知見

①災害関連死に関する対策

熊本地震や令和 6 年能登半島地震など近年の災害では、慣れない避難生活での病気の発症や持病の悪化等を原因とする災害関連死も多く発生しています。

群馬県では、「群馬県避難ビジョン」において、災害関連死を防ぐため、避難所生活の質の向上について、避難生活における健康を保つ上で特に重要なベッド、フード（食事）、トイレの方針を示すなど、避難後における環境整備にも取り組んでいます。引き続き、災害関連死を防ぐ取組をより一層推進していくことが必要です。

②コロナ禍における自然災害対応

令和 2 年にはコロナ禍において全国的に大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となりました。今後も、ひとたび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要があります。

その際、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法や、感染源となり得るトイレの使用区分け等、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要です。

4 中長期的に取り組むべき課題

前節の「計画改定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題を以下のとおり整理します。

中長期的に取り組むべき課題

（１）大規模自然災害への備えをより盤石に
（２）大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり
（３）限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
（４）官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

（１）大規模自然災害への備えをより盤石に

令和 6 年 8 月 8 日に発生した日向灘を震源とする地震において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたほか、首都直下地震の切迫性も指摘されています。また、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化しており、建物の倒壊や土砂崩れ、火災、ライフラインの寸断など、極めて甚大な被害が生じていることから、事前防災対策について、ハード・ソフトの両面から強化することが重要です。

ハード面については、堤防の整備、排水機場の増強、河道掘削・浚渫などの「流域治水」の取組を進めるほか、既存防災インフラの高度化・効率化の推進、老朽化したインフラの予防保全、また、孤立化が想定される地域における停電対策の強化などに取り組む必要があります。

ソフト面については、関係機関と連携した道路啓開体制の強化、避難所生活の質の向上、被災者ニーズに適した迅速な物資供給実現のための輸送体制の強化などの災害関連死を可能な限り生じさせない取組も重要です。

（２）大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要です。また、被害が長期化しても一定の水準で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要であります。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型の仕組みの導入を図るほか、ミッシングリンクの解消やリダンダンシー（冗長性）の確保、交通結節点の機能強化等、総合交通ネットワークの機能強化や浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要があります。

さらに、我が国全体の経済が一つの大規模災害で壊滅的な損害を受けず、粘り強く早期復興を果たすためには、企業の生産活動を国全体で支えるサプライチェーンの強靱化を図ることが重要であり、民間企業の生産拠点・体制の強靱化が図られるよう、支援を充実する必要があります。

このほか、GXの実現のための新たな取組を活用して、大規模自然災害発生後における迅速な経済活動の復旧を図ることが必要です。

（３）限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

限られた人的・物的資源で国土強靱化の取組を進めるためには、デジタル技術の活用が必要不可欠です。

群馬県では、県民が逃げ遅れることなく、迅速に避難行動をとれるようにすることを目的に作成支援をしているマイ・タイムライン（災害時の個人の避難行動計画）をWEB上で作成可能にするとともに、通信アプリ「LINE」を活用したぐんま大雨時デジタル避難訓練を実施しているほか、災害調査にドローンを活用することで、危険箇所への立ち入りをなくし、職員の作業の安全性を確保しつつ、調査の効率化を図るなど、デジタル技術を活用した取組を実施しています。また、県内の市町村に対して、DX支援を行う取組を実施しています。

デジタル技術の活用に際しては、情報弱者に陥りやすい高齢者、障害者等に対して配慮・工夫が必要です。この点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、平時と有事の双方において、住民が住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要です。

（４）官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国・地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担

の下、民の自助や共助の活性化、民の力を公助へ活用することを更に進めていく必要があります。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、国・地方公共団体が所有する公共施設の強靱化のみならず、民間施設の強靱化を促進することが重要です。

また、大規模な再開発や物流拠点の整備等において、民間の防災投資を促すインセンティブを付与するなど、幅広い取組を促進する必要があります。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実する必要があります。災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組む必要があります。地方公共団体における民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の活性化を図ることが重要です。

このようなハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、競争力の強化につなげ、持続的な経済成長に貢献できるよう、取組を強化する必要があります。

5 国土強靱化政策の展開方向（基本的な方針）

群馬県の強靱化を進めるに当たっての政策の展開方向（基本的な方針）は、国の基本計画や「中長期的に取り組むべき課題」、後述の脆弱性評価結果を踏まえ、次のとおりとします。

なお、群馬県の取組にあたっては、引き続き、国や市町村、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

国土強靱化政策の展開方向（基本的な方針）

(1) 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化
	5) 自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)の活用
	6) 建設・医療をはじめ国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保、防災拠点の整備
	3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	1) 事前防災、地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	2) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット、ドローン、AI等）を最大限活用
	3) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
	4) デジタルを活用した安全・安心の確保
	5) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
	6) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	7) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	1) サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
	3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援
	5) 防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実
	7) 医療の事業継続性確保の支援
	8) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
(5) 地域における防災力の一層の強化	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) DEI（多様性、公平性、包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調
	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6) 高齢者、障害者、こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
	7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
	11) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流などを通じた被災地相互支援の充実

（１）県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

巨大災害リスクの切迫性や気候変動リスクの深刻化等、県土や地域の持続性を脅かす危機に備え、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進します。

（２）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフラインの全体の強靱化を図ります。

（３）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、群馬県が直面する災害への対応力を強化します。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障害者など、デジタル化の恩恵が受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進します。

（４）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

県民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国や市町村と適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進します。

（５）地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、県土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を集結し、県土全体でつなぎ合わせ、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実現できる自立分散型の社会の実現を目指し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

6 特に配慮すべき事項

これまでの災害からの教訓

群馬県の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするために実施した脆弱性評価の詳細については、第3章において後述しますが、当該調査については、次に例示するこれまでの災害からの教訓を踏まえたものとなりました。

令和元年東日本台風では、県内に初めて大雨特別警報が発表され、県西部（富岡市、藤岡市、嬬恋村）を中心に甚大な被害に見舞われました。

これまで整備を進めてきた防災インフラが確実に効果を発揮するとともに、水防活動が行われたこと等により、被害の最小化を図るべく努力がなされましたが、群馬県が管理する 18 河川の 30 箇所では堤防からの越水、溢水が発生し、内水によるものも含めて県内の幅広い地域で浸水被害が確認されました。また、富岡市内匠地区の地すべり災害は、土砂災害警戒区域等の指定がない箇所での被災となり、原因の究明や今後の対策について検討が行われたほか、国道 144 号鳴岩橋の崩落による嬭恋村田代地区の孤立や、土砂崩れによる J R 吾妻線の寸断など、重要交通網の被災が住民生活に多大な影響を及ぼしたことも課題となりました。

また、県外で発生した災害については、令和 6 年能登半島地震を踏まえた群馬県の取り組むべき課題を検討しました。当該災害では、半島かつ高齢化率の高い地域が被災したという地域的条件、インフラ・ライフラインの寸断による救出救助・物資支援の遅れ、住宅の倒壊や元日での発災となったことによる避難者の増大などにより被害が拡大したと考えられています。

群馬県の山間部は、能登半島地震の被災地域と同様の課題があり、地域の孤立を防ぎ、適切な医療・福祉サービスを受けられず、救えた命を救えない「災害関連死」の防止を図ることが重要となります。また、孤立した地域に適切な支援を提供するためには、正確な被害情報の収集と被災者ニーズの把握とともに、被災者への正確な情報提供も重要であるため、限られた人的・物的資源で対応するためには、DX を活用し効率的に災害対応を進めていく必要があります。

これらの教訓を踏まえ、第 4 章で定める強靱化の推進方針を個別施策に具体化していきます。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえて国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

群馬県においても、群馬県の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

（1）対象とする自然災害

大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなります。また、南海トラフ地震や首都直下地震発生の切迫性が指摘されていることから、国の基本計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

【脆弱性評価の手順】

- （1）「対象とする自然災害」の設定



- （2）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定



- （3）「施策分野」の設定



「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策を洗い出し



- （4）「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

(参考) 群馬県で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7を想定。建物被害、火災、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等（線状降水帯の発生に伴うものも含む）による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
火山噴火		常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などによる人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生

(参考) 群馬県における過去の主な自然災害

自然災害	被害状況等
地震	○西埼玉地震（昭和6年9月21日） ・規模（M）6.9 ・震度 5：前橋市昭和町 [死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸] ※ 『類聚国史』（892年に菅原道真によって撰修された歴史書）に記載のある818年（弘仁9年）の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。
風水害・土砂災害	○カスリーン台風（昭和22年9月14日～15日） トラック島付近で発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。この間、3日間雨量で群馬県三ノ倉415mm、万場410mm、前橋393mm、桐生370mmの記録的な豪雨となった。 台風は次第に衰えながら房総半島をかすめて16日には三陸沖へ抜けたが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。 また、戦後復興のために大量の木材を必要としたことから、伐採により山地は大きく荒廃し、カスリーン台風の襲来により赤城山周辺において、多くの山地崩落が発生し、利根川支川沼尾川、荒砥川、粕川等、土石流が堆積し、甚大な土砂災害が生じた。 死者592人、負傷者1,231人、行方不明107人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸、床上浸水31,247戸、床下浸水39,808戸、水田流失5,063町歩、田畑冠水24,403町歩、畑流失5,255町歩、堤防決壊341箇所、橋梁流失336箇所、道路損壊484箇所、鉄道被害178箇所 ○令和元年東日本台風（台風第19号）（令和元年10月12日～13日） 10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。 群馬県内では10月11日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12日朝からは台風周辺の雨雲の影響で高崎・藤岡地域では激し

	い雨となった。12日昼前からは台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。 下仁田町西野牧では降り始め（11日00時）から14日00時までの総降水量が496.5mmとなるなど、県内の雨量観測17地点の内10地点で日降水量が統計開始以来の極値を更新した。 また、県内ではやや強い風が吹き、日最大風速は伊勢崎で14.9メートル（北西、12日21時53分）、日最大瞬間風速は草津で28.9メートル（北、12日23時30分）を観測した。なお、桐生では12日の日最大瞬間風速は22.2m/s（北西、22時18分）で統計開始以来の極値を更新した。 〔死者4人、重傷1人、軽傷8人、住家全壊22棟、半壊296棟、一部破損572棟、床上浸水22棟、床下浸水112棟、非住家公共建物3棟、その他76棟、田畑流出・埋没76.99ha、学校被害11棟、道路損壊335箇所、橋梁損壊4箇所、河川損壊318箇所、砂防被害39箇所、崖崩れ21箇所、水道5368箇所、停電6,800戸、土石流45箇所、地すべり1箇所〕
火山噴火	○浅間山天明噴火（天明3年5月～8月（1783年）） 5月9日から8月5日頃まで約90日間活動。特に7月28日には江戸で戸障子振動し、降灰あり。8月2日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。8月3日には牙（ぎっぱ）山にも噴石落下、山麓まで火事、銚子まで降灰。8月4日は北麓に吾妻（あがつま）火砕流を流出した。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになる。8月5日午前大爆発とともに鎌原（かんばら）火砕流・岩屑なだれが発生、北麓に流下、下流では泥流に変化して吾妻川を塞ぎ、次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原火砕流発生直後に鬼押出（おにおしだし）溶岩が北側斜面を流下した。 〔死者1,151人、流失家屋1,061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋130余棟〕 ※被害状況は本県以外も含む。 ○浅間山爆発（昭和22年8月14日） 12時17分砲音をたてて爆発。山頂付近に噴石が落下、西側湯の平で山火事が発生した。 〔落石により登山者11人死亡、爆風による窓ガラスの破損あり。〕 その他の被害は不明。 ○草津白根山（本白根山）噴火（平成30年1月23日） 9時59分に本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、草津国際スキー場において、噴石による被害発生及びロープウェイの停止に伴い81名が取り残されたもの。

	噴煙は東方向に流れ、本白根山から北東に約 8 kmの中之条町で降灰が確認された。 噴石の直撃により、死者 1 人、重傷 3 人、軽傷 8 人の人的被害が発生した。
雪 害	○大雪（平成26年 2 月14日～15日） 2 月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。 本県では14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、特に、前橋では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。 〔死者 8 人、重傷34人、軽傷92人、住家全壊 3 棟、一部破損3, 662棟、 床上浸水 2 棟、床下浸水6棟、非住家全壊・半壊617棟、 停電204, 879戸〕

(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国の基本計画における6つの「事前に備えるべき目標」及び35の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、内陸県であることなどの群馬県の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次の6つの「事前に備えるべき目標」と、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示）については、国の脆弱性評価結果等を参考に、「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」に従い、当該事態を回避するために「どのような主体」が「何を講じるか」を検討するために設定したもので、内容については「別紙1」のとおりです。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱

		3-2	県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設、工業用水施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	幹線道路や鉄道の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（自治体職員等、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

（３）施策分野

国の基本計画における 12 の「個別施策分野」、6 つの「横断的分野」を参考に、群馬県の状況を踏まえ、次の 10 の「個別施策分野」、5 つの「横断的分野」を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能/警察・消防等/防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 産業構造/金融
- ⑦ 交通・物流
- ⑧ 農林水産
- ⑨ 国土保全／土地利用（国土利用）
- ⑩ 環境

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ デジタル活用

（４）起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価（評価の実施手順）

（２）で設定した 31 の起きてはならない最悪の事態ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策群ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

また、（３）で設定した 10 の個別施策分野及び 5 つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにするよう、評価結果は、施策分野ごとにも整理しました。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用しました。

2 評価結果

起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果は「別紙 2」のとおりです。

また、施策分野ごとの評価結果は「別紙 3」のとおりです。

なお、評価結果のポイントは次のとおりです。

【評価結果のポイント】

(1) 国土利用、産業構造の脆弱性についての対応

防災・減災、国土強靱化の取組に当たっては、前提条件として国土利用・土地利用や産業構造の現状を踏まえて検討する必要があります。

例えば、近年、切迫性が指摘されている巨大地震や頻発化・激甚化している風水害に備え、建築物の耐震化、砂防施設や土砂災害防止施設の防災対策を推進しているほか河川整備を行っていますが、引き続き着実なハード対策に取り組む必要があります。

また、群馬県の優位性を活かした企業誘致などにも積極的に取り組んでいます。また、県内企業が被災した場合であっても経済活動を継続できるよう、平時にはBCPの策定支援、被災時には金融支援などを行うソフト対策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 自然災害の発生頻度や被害の甚大さについての調査研究

大規模自然災害の発生確率や被害の大きさ、人的経済的損失、強靱化施策推進による脆弱性低減（減災効果）等を定量的にシミュレーションして脆弱度を評価していく手法や、重点化していく手法等の調査研究について、引き続き、国・市町村・民間・研究機関等の幅広い機関と連携していく必要があります。

また、国土強靱化の現在の水準を客観的に把握する重要業績指標（KPI）については、県民目線でよりわかりやすい指標への見直し等、不断の取組を推進する必要があります。

(3) ハード対策とソフト対策の適切な組合せとデジタル活用による施策の効率化

災害を未然に防ぐハード対策と、ハード対策を補完し、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを何としてでも阻止していく必要があります。

また、人口減少や高齢化の進展、デジタル技術の高度化を踏まえ、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の推進を効率的に進めていくことが必要です。

(4) リダンダンシーの確保とBCPの策定・実効性担保

交通網等の多重化、行政、物流、情報サービスの拠点の代替性確保、それら社会基盤の上に成り立つ産業等におけるBCPの策定とその不断の見直し、訓練実施、事業継続マネジメント（BCM）の充実等による実効性担保は、各施設の耐災害性強化と並び、災害発生時にも非被災地の業務を継続し、経済の停滞を防止

する上で必要不可欠です。

また、被災した施設を復旧していくため、策定したBCPを踏まえて、人員や資機材の平時からの総量確保、非常時の全国的な応援態勢の準備を進めておく必要があります。さらに、新興感染症や国際情勢を踏まえ進展しているサプライチェーンの強靱化に関する各種取組は、自然災害を対象とする国土強靱化政策にとっても効果的であることから、現在進められているそれらの取組と施策間連携を図っていくことも必要です。

(5) より良い復興や様々な場面での活用を意識した備え

災害時の迅速な復旧復興は重要ですが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを实践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要があります。

また、自然災害を対象とした国土強靱化により整備する防災インフラが、平時や自然災害以外の有事の際にも有効活用されるなど、様々な政策について双方向で効果的な機能を発揮するようなフェーズフリーな施設整備・活用を推進していくことも必要です。

第4章 強靱化の推進方針

1 施策の分野

本計画の対象となる群馬県の強靱化に関する施策の分野は、第3章における脆弱性評価を行うに当たり設定した10の個別施策分野と5つの横断的分野とします。

2 施策分野ごとの推進方針

1で設定した10の施策分野ごとの推進方針を以下に示します。

推進方針の決定に当たっては、第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、施策の分野ごとに分類して推進方針を取りまとめました。それぞれの分野は相互に関連しているため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担や関係部局等間の連携・調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針については「別紙4」とおり、各年度の「国土強靱化のために実施する主な事業一覧」については「別冊」とおりです。

※各施策タイトル右側の記載事項及び重要業績指標囲み内の記載事項について

- ・（）内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- ・【】内には、当該施策の担当部局等を記載
- ・重要業績指標として記載した値は、（）内の年度末時点の値を記載
年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載
- ・重要業績指標の先頭の【】内に担当部局等を記載
【戦】：知事戦略部 【総】：総務部 【地】：地域創生部 【生】：生活子ども部
【健】：健康福祉部 【環】：環境森林部 【農】：農政部 【産】：産業経済部
【県】：県土整備部 【会】：会計局 【企業】：企業局 【病】：病院局
【教】：教育委員会 【警】：警察本部
- ・重要業績指標を補足的に説明する管理項目がある場合は、参考として別枠に記載しています（重要業績指標（KPI）等に基づく進捗管理の対象外）。

(1) 個別施策分野の推進方針

① 行政機能/警察・消防等/防災教育等

行政機能

1 [県及び市町村庁舎等の耐震化] (1-1, 2-1, 3-2) 【総務部、地域創生部、県土整備部】

- 県有の既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する。
- 市町村における防災拠点となる庁舎について、消防庁の「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」と合わせて市町村に助言を行い、耐震化を促進する。
- 県有の文化施設である、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館については、耐震化対応済みである。
- 防災拠点となっていないスポーツ施設のうち、耐震診断で耐震性なしと判定された施設について、耐震化の検討を進める。
- 県内の消防本部・消防署等の耐震化について、引き続き市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知し、施設の耐震化を推進する。

2 [学校施設の耐震化等] (1-1) 【生活こども部、教育委員会】

- 県立学校校舎等について、吊り天井以外の非構造部材の耐震化未実施の3校（84校中）については、令和8年度までに改修工事を実施する。また、大規模改造等において、体育館等への空調設置、バリアフリー化改修等を実施することにより、避難生活の環境改善に資する防災機能強化を推進する。
- 県内私立学校の耐震化について、大規模災害時の児童生徒の安全確保のため私立学校設置者に対する対策実施の呼び掛けや国の補助制度の周知等により、さらなる耐震化を推進する。

3 [ヘリコプターの運航確保] (1-1, 2-1, 2-2, 2-6) 【総務部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努める。

4 [応急危険度判定活動の強化] (6-2) 【県土整備部】

- 県内自治体職員や関係団体等に対し、判定士の新規及び更新登録を依頼するなど、今後も継続して人材確保の取り組みを進める。また、危険度判定実施本部等に配置する被災宅地危険度判定調整員及び被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成するための講習会等を開催し、応急危険度判定活動に係る体制強化を進める。

5 [業務継続計画の策定、見直し] (1-1, 1-4, 3-2) 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引

き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを推進する。

6【応急対策物資等の調達】（3-2）【会計局】

- 大規模災害対応時において、一刻も早く必要物品を調達できるよう極力事務処理を簡略化した「応急対策物資の購入マニュアル」を整備済みだが、必要に応じて内容の見直しを行う。

7【ICT-BCP計画】（3-2）【知事戦略部】

- 群馬県ICT部門業務継続計画を策定済みであるが、内容については改正等による対応のため都度見直しを行う。また、各市町村に対しては、ICT-BCP計画の整備及び見直しを行うよう呼び掛ける。

警察・消防

8【災害対応力の強化】（2-1）【総務部、警察本部】

- 広域緊急援助隊警備部隊等を対象に、定期的に災害警備訓練を実施し、救出救助技術の練度向上に努めており、関東管区内の他県部隊との合同訓練も計画的に実施している。また、警察署員を対象とした初動対応訓練等も実施しているが、今後も継続して実施する。
- 被災者の生活安定化を図るため、避難所において暴力（性暴力・性犯罪）への予防策を検討する。

9【災害警備本部機能の強化】（2-1, 3-1）【警察本部】

- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全をする。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。

10【災害に備えた道路環境の整備】（3-1, 5-5）【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞及び交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。
- 災害発生により、車両の通行を禁止し、又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る申出制度について、行政機関及び民間事業者等に周知する。

11【被留置者の逃走・事故防止】（3-1）【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する。

12【県内外の消防の受援・応援体制の整備】（1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-1, 3-2）【総務部】

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないように備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないように備える。

13【耐震性貯水槽の整備】（1-2）【総務部】

- 市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知するなどして、耐震性を持った防火水槽を整備することで適正な水利の配置を行い、地震に伴う火災が発生した場合に有効に消火活動ができるように備える。

14【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】（2-6）【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、市町村と連携し、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する。

15【火災予防】（1-2）【総務部】

- 群馬県では、ポスター等を用いた広報や会議等を通じた各消防本部への対策を助言しており、各消防本部では、立入検査の重点化や一般家庭への住宅用火災警報器等の普及促進等を行っている。これらの日頃の火災予防の取組を引き続き実施し、地震に伴う火災による多数の傷病者の発生を防ぐ。

連携体制等

16【県総合防災訓練の実施による関係機関との連携】（2-6）【総務部】

- 毎年度、特定の市域を対象とした総合防災訓練を行っており、関係機関が連携し、実災害を想定した訓練を実施している。今後も関係機関の連携確認及び防災知識の普及啓発のため、実践的な訓練を継続して行う。

17【地域防災力の向上】（1-1, 1-4, 5-1, 6-2, 6-5）【総務部、地域創生部】

- 地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。また、引き続き自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組む。
- 住民が安全に避難するためには、家具類の固定が極めて重要となるため、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する。
- 地域の消防力の維持・向上のため、市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を引き続き行い、消防団員確保を推進する。
- 機能別消防団員制度の導入促進などによる消防団の体制・装備・訓練の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に

支援することにより地域全体の協力体制を推進する。

- 文化財所有者や周辺住民での災害対応を考える機会とするために、避難訓練や図上訓練、防災設備点検や防火・防犯に係る普及活動の推進について市町村に指導・助言している。文化財防災パンフレットの配布により、公共機関以外の文化財所有者や地域住民へ文化財防災の趣旨や具体的な対応について周知を進める。

18【大規模災害時における広域連携】（1-1, 1-4, 3-2）【総務部】

- 大規模災害時に円滑な受援体制を準備できるよう、全市町村で受援計画が策定されるよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続する。

19【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】（1-1, 1-2, 2-1, 3-2）【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東地方知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定について、連絡会議や訓練の実施により、実効性をより高める。

20【支援物資集積拠点】（2-4）【総務部】

- 大規模災害が発生した場合に県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、平時からの防災関係機関等との連携のもと、物資集積拠点となり得る倉庫を選定し、迅速に拠点としての運用を開始できる仕組みを構築する。

21【帰宅困難者支援】（2-5, 2-6）【総務部】

- 災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、民間事業者と帰宅困難者支援に関する協定を締結している。

22【外国人住民等への支援】（5-1, 6-2）【地域創生部】

- 災害時に翻訳等により外国人被災者を支援するボランティアを養成している。多言語対応とともに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及を推進する。
- 外国人住民向け防災訓練やSNS等により、外国人住民に対し、災害時の避難行動等のさらなる周知啓発に取り組む。

23【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】（6-1）【生活こども部】

- 群馬県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会を中心とする災害ボランティアセンター開設と持続的運営に資するよう、関係組織や自治体ほかと協議を続け、災害ボランティア受入にかかる受援力向上を進める。また、甚大な災害発生時の被災地において、支援団体が適切な支援活動を展開できるよう調整する中間支援組織の役割や提携についても併せて検討し地元発災に備える。

24【地域防災（連絡・連携）体制の構築】（6-5）【地域創生部】

- 市町村文化財保護部局が機能しない規模の災害に備え、文化財に関わる関係機関と定期的な連携会議（群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会）の開催により、日常的な情報共有を行うとともに連携を強化する。市町村が策定する「地域計画」の助言を行い、市町村における地域防災体制の構築を支援する。

25【県民の防災意識の醸成】（1-1, 1-3, 1-4）【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。引き続きこれらの取組を推進する。

26【水資源の総合調整】（4-4）【地域創生部】

- 利根川本川において、渇水による取水制限が開始される際には、「群馬県渇水対策本部」を設置し、関係機関と連携して、節水広報などの渇水対策を実施する。

防災教育

27【食料等の備蓄】（2-4）【総務部】

- 家庭における食料等の備蓄や非常持ち出し品の準備等、家庭における備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う。
- 市町村における備蓄については、その取組に差があることから、全ての市町村において一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 県備蓄については、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る。

28【防災教育の推進】（1-1, 1-3, 1-4）

【総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会】

- 各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を引き続き推進する。また、小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組も推進する。

（重要業績指標）【目標】

【警】信号機電源付加装置の整備数

130基、6基更新（R5）→134基、8基更新（R7）

【総】緊急消防援助隊への登録数 105隊（R5）→114隊（R10）

【総】住宅用火災警報器の設置率 80.2%（R5）→毎年度2%増加

【総】機能別消防団の導入団数 17団（R5）→17団（R7）

【総】市町村における受援計画の策定率 71.4%（R5）→100%（R10）

【生】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割

合（私立） 83%（R3）→100%（R7）

【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（公立） 100%（R5）→100%維持（毎年度末）

【地】災害時外国人支援ボランティア登録者数 69人（R5）→100人（R8）

② 住宅・都市

1【住宅・建築物等の耐震化】（1-1）【地域創生部、県土整備部】

- 市町村と連携し、旧耐震の住宅所有者や耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等を戸別訪問し、耐震改修を促進する。
- 公営住宅の耐震化率が100%になっていない市町村に対して、耐震改修の検討や実施を促し、耐震化率100%を目指す。
- 県内の文化財に対する耐震対策について、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき、文化財の耐震調査・耐震化工事を促進する。

2【空き家対策】（1-1）【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、特定空き家や管理不全空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する。

3【市街地の整備】（1-2）【県土整備部】

- 市町村等が実施する市街地再開発事業等に対して助言や指導監督等の技術的支援を行うことで、密集市街地の解消や、避難路・避難場所の整備、建築物の不燃化を進める。

4【健全な市街地の造成】（1-1, 1-2, 1-3）【県土整備部】

- 土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行う。

5【造成宅地災害対策】（1-1）【県土整備部】

- 造成宅地の災害対策を進めるために、市町と連携して第二次スクリーニング（地盤調査及び安定計算）の実施を推進する。

6【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】（1-1, 1-2, 1-3）【県土整備部】

- 全国的に人口減少が進む中、引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく土地利用規制・誘導施策を着実に推進する。

7【道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策】（1-1）【県土整備部】

- 高度経済成長期以降に整備した大量の社会資本ストックの老朽化により維持管理・更新

費用の増大、老朽化や劣化に起因する事故等の発生が懸念されるため、今後も、社会資本を長期にわたって安全に使用し続けるために、維持管理・更新費用のトータルコストの中長期的な縮減と平準化を図る。

- 道路施設、都市公園、公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により良好な状態に保持する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

8【防災公園の整備】（2-5）【県土整備部】

- 大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する。

9【応急危険度判定体制の整備】（1-1）【県土整備部】

- 余震等による被災建築物・被災宅地から生じる二次災害を防止するため、被災を想定したシナリオ演習などを行うことで、地震発生後速やかに応急危険度判定を実施するための体制を整備する。

10【応急仮設住宅の供給】（6-4）【県土整備部】

- 群馬県地震被害想定調査における被災住宅数に応じた応急仮設住宅の建設予定地について、市町村による必要面積の確保状況を事前に把握する。災害時に迅速に応急仮設住宅を建設するため、事業者との建設協定を締結する。

11【水道施設の耐震化、老朽化対策】（5-4）【健康福祉部、企業局】

- 事業者間による進捗の差があることから耐震化、更新事業の実施が進まない事業者に対し、水道施設の計画的な更新を引き続き行うように指導を行い、耐震化の促進を図る。
- 県営浄水場では、老朽化した設備の更新に合わせ、主要構造物の耐震化を計画的に進める。県央第一水道事務所（浄水場）においては、現在、1系浄水処理施設（浄水能力80,000 m³/日）の耐震化を含む更新改良工事を実施しており、令和8年度末に完了予定である。その後、県央第二水道事務所（浄水場）についても、設備更新を含めた耐震化対策を検討し、耐震化を進める。

12【応急給水体制の整備】（5-4）【企業局】

- 災害復旧活動のため、工事関係者や他の水道事業者と応援協定を締結している。大規模災害時に水道施設が被災した場合、その後の復旧活動を円滑に進めるため、応援の受入体制を構築する。

13【下水道管渠の耐震化、下水道施設等の老朽化対策】（1-2, 5-4）【県土整備部】

- 市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化について、会議等で対策の必要性を周知し、耐震対策を早急に促進する。また、下水道施設等を長期にわたり使用し続けるため、長寿

命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進する。

14【内水危険箇所のソフト対策】（1-3）【県土整備部】

- 雨水出水浸水想定区域の指定促進のため、引き続き市町村に会議等で必要性を周知する。更に、国から派遣された講師により、区域指定に必要な手法等を市町村へ支援し、令和7年度末までに指定が必要な全市町村での指定を目指す。

15【民間建築物の石綿使用状況の把握】（6-3）【県土整備部】

- 石綿使用状況を把握するために「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を使用している民間建築物についてリスト化を行い、アスベスト調査台帳を整備する。

16【文化財の耐震化・防火対策】（1-2、6-5）【地域創生部】

- 県内の文化財に対する耐震対策について、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき防火設備の拡充・点検・改修を図り、災害に備えた取組を推進する。

17【文化財所在場所及び被災情報の収集】（6-5）【地域創生部】

- 文化財所在場所を県・市町村で共有しておくことで、被災後に迅速に救援計画を立てることや関係機関とともに救援活動の交通整理を行うことができる。国県指定等文化財については、県市町村で共有の上、定期的なパトロールにより異変や被災情報の収集に努めているが、未指定文化財を含めた文化財所在場所リストを今後作成、共有する。

（重要業績指標）【目標】

【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度

67.3人/ha（R5）→60.0人/ha以上の維持（R16）

【健】 上水道の基幹管路の耐震適合率 42.7%（R4）→48.5%（R13）

【健】 上水道の浄水施設の耐震化率 27.3%（R4）→29.4%（R13）

【健】 上水道の配水池の耐震化率 49.4%（R4）→52.8%（R13）

（参考）「県内市町村の市街化区域内における人口密度」の管理項目

【県】 立地適正化計画策定市町村数 13市町村（R5）→23市町村（R16）

【県】 土地区画整理完了率 85%（R5）→93%（R16）

③ 保健医療・福祉

1【病院・社会福祉施設の耐震化等】（1-1）【健康福祉部】

- 県内の未耐震病院（または耐震調査を実施していない病院）は令和5年度末で18病院あるため、引き続き定例調査により状況を確認するとともに、耐震化工事への補助事業を実

施する。

- 県内の社会福祉施設に対して施設整備に係る補助事業を周知することにより、その活用を促し、耐震化や非常用自家発電設備の整備、災害レッドゾーンからの移転改築等を促進する。

2【災害医療の強化】（1-1, 2-2）【健康福祉部、病院局】

- 航空搬送拠点に指定された前橋赤十字病院を含む県内17か所の災害拠点病院を中心に、有事の多数傷病者の受入体制を強化するとともに、航空搬送拠点の運用について実動訓練を実施する。
- 県立病院ごとに定める業務継続計画により、災害時においても県立病院としての機能を確保できるようにする。なお、災害時には、知事部局と連携し、災害対応を行う県内各病院に対する支援を行う。
- 小児医療センターは、開設から40年以上が経過し、老朽化や医療機能に関する様々な課題が顕在化していることから、移転再整備を進めるとともに、再整備にあたっては、災害発生時にも継続して高度専門医療を提供できるよう災害に強い施設として整備する。

3【災害拠点病院の体制整備】（2-2）【健康福祉部】

- 被災後に診療機能を維持できるよう、耐震化や浸水対策など、災害拠点病院として必要な施設又は設備の整備事業への補助や、病院と連携した訓練の実施により、災害拠点病院としての体制を維持、強化するための事業について支援をする。

4【広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用】（2-2）【健康福祉部】

- 全病院を対象とした一斉情報入力訓練や、各地域単位での操作研修、訓練等の実施により、引き続きEMISを中心とした災害時の情報連絡体制を強化する。

5【保健所現状報告システムの運用】（2-1）【健康福祉部】

- 全保健所を対象とした一斉情報入力訓練や、各地域単位での操作研修、訓練等の実施により、大規模災害時における保健所の被災情報の迅速な把握に努める。

6【災害時情報共有システムの運用】（2-3）【健康福祉部】

- 平時におけるシステム利用の周知や、社会福祉施設等を対象とした一斉情報入力訓練の実施により、大規模災害時における社会福祉施設等の被災情報の迅速な把握に努める。

7【災害派遣医療チーム（DMAT）】（2-2）【健康福祉部】

- DMAT養成研修を定期的開催し、DMAT指定医療機関と協力しながらDMAT隊員の確保に努める。

8【災害医療に関わる人材育成】（2-2）【健康福祉部】

- 災害医療に関わる人材育成として、「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修等を実施している。災害医療コーディネーターについては、人員数は充足しており、引き続き研修・訓練等各種事業を実施し、各コーディネーターや関係する行政機関との連携強化に努める。

9【災害支援ナース】（2-2, 2-3, 2-4）【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する。

10【災害時の透析医療体制の確保】（2-2）【健康福祉部】

- 「群馬県災害時透析医療マニュアル」、「広域連携ルール」に基づく訓練の実施等により、引き続き災害時の透析医療体制の確保のための取り組みを進める。

11【難病患者等への医療的支援】（2-4, 2-6）【健康福祉部】

- 保健所では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に対して、発災時を想定した支援体制を関係機関と調整し、電源確保など難病患者の療養生活に必要な自助の備えのひとつとして、「災害時個別プラン」を策定している。現在、プランの策定率は47.9%(R6.1.1時点)であり、各保健所におけるプラン策定の着手率100%を目指し、引き続き取り組みを推進する。

12【医療的ケア児等への支援】（2-2）【生活こども部】

- 医療的ケア児等とその家族の相談窓口として医療的ケア児等支援センターを設置している。医療的ケア児等の個別避難計画作成を推進するため、作成主体である市町村への支援を行うとともに、支援者や当事者に対する災害対策の研修等を実施し普及啓発に努める。

13【群馬県避難ビジョンの推進】（2-3）【総務部】

- BFT（ベッド・フード・トイレ）対策の推進について群馬県避難ビジョンに基づき、令和7年度末までの目標達成を目指し、以下の取組を実施する。
 - 【ベッド】避難所での雑魚寝を解消するため、2次避難先宿泊施設の拡充や受入調整のDX化推進等の取組を進める。
 - 【フード】避難者へ温かい食事を提供するため、給食施設やボランティアによる炊き出し実施のマニュアル作成支援や、キッチンカー事業者団体と協力した炊き出し実施等の取組を進める。
 - 【トイレ】全ての避難者に安全で清潔なトイレへのアクセスを確保するため、必要となる災害時のトイレ数の試算や管理運用計画を作成する。
- 指定避難所等の適切な指定について随時周知するとともに、群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進める。

14【災害派遣福祉チーム（DWA T）】（2-3）【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、大規模災害発生時に、DWA Tを避難所等に派遣し、要配慮者等を支援する仕組みが構築されている。引き続き、災害時の福祉支援体制の充実を図るため、DWA T隊員の確保・育成を進める。

15 [災害時健康危機管理チーム（DHEAT）]（2-3）【健康福祉部】

- 大規模災害などの際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能等の支援を通して、二次健康被害を最小限に抑えるため、DHEAT隊員の確保・育成を進める。

16 [災害派遣精神医療チーム（DPAT）]（2-3）【健康福祉部】

- 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を始めとする精神疾患発症の予防などを支援するため、DPAT隊員の確保・育成を進める。

17 [災害歯科支援チーム（JDAT）]（2-3）【健康福祉部】

- 県歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、被災した場合の避難所の口腔衛生管理支援や日本歯科医師会等への支援要請等の体制を構築する。

18 [ヘリコプターの運航確保]（1-1, 2-1, 2-2, 2-6）【健康福祉部】

- 「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で定めるドクターヘリ運航に関する取扱いや、広域連携の運用方法を関係機関と確認し、災害時のドクターヘリ運航体制を確保する。

19 [業務継続計画の策定、見直し]（2-2）【健康福祉部】

- 事業継続計画（BCP）策定義務のある災害拠点病院について、今後はBCPに基づく訓練の実施や見直しについて支援する。
- BCPを未策定の病院に対しては、厚生労働省が実施する研修事業を案内するほか、群馬県でも病院BCP策定支援講座を実施し、医療機関のBCP策定を支援する。

20 [災害時の食生活支援]（2-3）【健康福祉部】

- 群馬県栄養士会と連携して、災害時に適切な栄養・食生活支援活動ができる人材育成にむけた研修会を開催しているが、より円滑に支援活動を行うために協定締結を検討する。
- 各保健福祉事務所において、市町村や給食施設において災害時の栄養・食生活支援が円滑に行われるよう、「防災レシピ」、「学校給食施設炊き出し実施マニュアルひな形」などを活用して、平常時の取組について支援をしているが、引き続き支援する。

21 [2次避難先宿泊施設受入調整のDX化]（2-3）【健康福祉部】

- 2次避難先宿泊施設に係る受入調整のDX化について、宿泊施設災害情報等共有ツールを県旅館組合や市町村等に周知し、2次避難先への対象者の迅速な移動調整を推進する。

22 [群馬県動物救護本部]（2-3）【健康福祉部】

- 大規模災害時などに、群馬県動物救護本部を設置し、被災した家庭動物の救護や飼い主等の支援活動を行う体制を整備する。

23 [市町村による個別避難計画作成支援]（2-1）【総務部、健康福祉部】

- 計画づくりに課題を抱えている市町村を対象に個別訪問を行い、意見交換等を通じて効率的な作成プロセスを固めてもらうとともに、研修会の開催や市町村の求めに応じて学識経験者等を派遣するアドバイザー派遣事業の実施など、市町村のニーズに合わせたきめ細かい支援を行うことで、市町村の取組を促進する。

24【社会福祉施設等による施設間相互応援】（2-4）【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、被災施設に対する人的・物的支援を、県内社会福祉施設等の互助により支援する仕組みが構築されている。引き続き実効性の高い取組としていく。

25【災害福祉支援ネットワークの推進】（2-3）【生活こども部】

- 児童福祉施設を対象に施設間相互応援協定に基づく情報共有システムの訓練を実施し、災害発生時の動きを確認するとともに、施設のBCP（事業継続計画）作成に当たっての協力を行う。

26【福祉防災アドバイザーの養成】（2-3）【健康福祉部】

- 介護施設等の職員に対し、BCPの見直し・充実化支援、BCMの計画・実施支援、福祉避難所運営に必要な情報提供・運営シミュレーションのサポートができる福祉防災アドバイザーの養成を継続して実施する。

27【福祉施設における福祉避難所モデル訓練】（2-3）【健康福祉部】

- 災害時に福祉避難所を円滑に設置・運営できるよう、関係者による福祉避難所モデル訓練を実施し、災害発生後の避難所の開設準備、要配慮者の移送・受け入れなど福祉避難所の運営に係る具体的な手順を確認するとともに、課題等について関係者間で共有する。

28【介護施設等向け防災相談窓口】（2-3）【健康福祉部】

- 介護施設等向けの防災相談窓口を設置し、事業継続計画や避難確保計画等に関する相談対応を通じて、介護施設等の職員の防災知識の習得を支援する。

29【医薬品等の確保】（2-2, 2-4）【健康福祉部、病院局】

- 「県立病院医薬品納入業者遵守事項」や「県立病院医療材料備蓄委託契約」を締結し、災害時における医薬品の優先供給や、備蓄用医療材料を常時備える契約を締結し、県立病院として災害時に対応できるよう対策している。引き続きこれらの取組を推進する。
- 関係団体と医薬品等の供給について協定を締結している。また、医薬品等の備蓄事業について関係団体に委託し、確保しており、備蓄状況の確認演習・訓練を実施する。

30【感染症対策予防接種率の向上】（2-7）【健康福祉部】

- 留意すべき感染症を網羅して把握することは困難であるため、任意接種ワクチンも含め、総合的に評価・検討できる仕組みを構築する。

31【感染症対策に当たる人材の育成・資質の向上】（2-7）【健康福祉部】

- 保健所において、平時から感染症対策の研修を実施する。今後、地域の医療機関等とも連携し、災害時や避難所の感染対策を意識した研修・訓練を取り入れる。また、感染症の発生しにくいゾーニング、消毒実施等を念頭においた避難所の設営を推進する。
- 感染管理認定看護師など、感染症対応に当たる専門的知識を持った医療人材の育成を支援する。
- 令和6年度より介護サービス事業所等において、従業者に対する感染症対策に係る訓練や研修の実施などが義務化されたことから、当該制度の周知や指導を継続して実施する。

32【避難所における感染症対策】（2-7）【総務部、健康福祉部】

- 避難所においても適切な感染症対策を行い、感染症のまん延を予防するために作成した避難所運営ガイドライン（感染症対策編）について、各市町村に対して、ガイドラインを参考に避難所における感染症対策を検討し、避難所運営マニュアルへ反映するよう引き続き周知する。

33【事業継続計画（障害児者施設等・高齢者施設等）の策定】（2-7）

【生活こども部、健康福祉部】

- 未策定事業者に対し計画策定に関する解説動画及び計画の簡易版ひな形を提供すること等により、策定を支援する。障害福祉サービス報酬における未策定減算の経過措置が令和6年度末で終了することから、未策定事業者に対して制度の周知を図るとともに策定支援を継続する。
- 未策定の高齢者施設等に対しては、制度の周知や支援を継続する。また、策定済の施設等に対しては、定期的な見直しが必要であることの周知や支援をする。

34【水道災害時相互応援体制の整備】（2-4, 5-4）【健康福祉部】

- 自然災害等による水道災害時に備え、群馬県では「群馬県水道災害相互応援協定」を県内全市町村と締結し、非常時における応急給水等の応援体制を構築している。引き続き取組を継続する。

35【仮設トイレのし尿、使用済みの簡易トイレ等の収集支援】（2-3）【環境森林部】

- 避難所の衛生状態悪化を防ぐため、仮設トイレのし尿や使用済み簡易トイレの収集を滞りなく行う必要があるため、県内市町村相互応援協定、県内関係団体との協定を結んでいる。また、一般廃棄物処理施設が被災して、長期間にわたり稼働停止することにより収集が滞る事態に備え、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会で行動計画が策定されている。今後は、協定の実行性を確保するため、随時研修会を開催するとともに、協議会の会議に参加し情報収集を行う。

（重要業績指標）【目標】

【健】病院の耐震化率 85.8%（R5）→88.2%（R11）

【健】社会福祉施設の耐震化率 93.8% (R3) →95.2% (R7)

【健】日本DMATチーム数 70チーム (R5) →72チーム (R11)

【総】福祉避難所を指定している市町村 31市町村 (R6.4) →35市町村 (R7)

【総】避難所運営マニュアル作成済み市町村 24市町村 (R6.4) →35市町村 (R7)

【健】予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率
第1期 94.7% 第2期 93.7% (R5)
→第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上 (毎年度)

【生・健】障害児者施設等における事業継続計画 (BCP) の策定率 93.8% (R6.9)
→100% (R7)

【健】高齢者施設等における事業継続計画 (BCP) の策定率 95.7% (R6.8時点)
→100% (R7)

④ エネルギー

1 【再生可能エネルギーの導入促進】 (5-2) 【知事戦略部、環境森林部】

- 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を進める。特に群馬県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を一層推進する。
- 再生可能エネルギー導入量を増やすため、設置可能な県有施設や県有地の50%超に太陽光発電設備を設置することを目指し、施設の特長や立地状況等に応じ、PPAモデル等の活用により、取組を行う。

2 【防災施設等への自立型電源等の確保】 (2-4) 【知事戦略部、総務部、健康福祉部】

- 災害時の拠点となる県有施設、避難所、病院等に対して、災害時にも活用できる自立型電源等の導入を促進し、自立型電源等の普及によるエネルギーのレジリエンスの向上を図る。

3 【保安検査及び立入検査の実施】 (4-2) 【総務部】

- 許可事業者に対して、年に1回、保安検査及び立入検査を実施している。引き続き、災害の未然防止を目的とした設備の作動検査や管理状況の記録の検査、また、災害発生時を想定し、訓練の実施状況、対応計画を検査する。

4 【ガス施設の災害対応力の強化】 (5-3) 【総務部】

- 引き続き、関係団体と協力し、災害発生時を想定したLPガス中核充てん所稼働訓練及び簡易ガス事業防災訓練を実施する。

5 【避難所等へのLPガスの安定供給の確保】 (5-3) 【総務部】

- 災害対応型LPガスバルク供給システムについては、災害初期のライフラインを確保

する設備の一つとして、避難所への活用などが有効であり、引き続き、市町村に有効性や補助制度等の情報提供などを行う。

- L P ガス協会と L P ガス防災協定を締結し、災害時、避難場所等に簡易ガスコンロ及びガス容器の提供ができるよう県内で備蓄し、県の要請に基づき運搬、提供する体制を整備している。引き続き取組を継続する。

6【企業局事業継続計画（BCP）の策定【電気事業】】（5-2）【企業局】

- 自然災害等の危機事案が発生した場合において必要となる資機材や想定される被害、対応に係る時間の確認などをあらかじめ定めた事業継続計画を適正に事業継続が図れるよう見直しを行う。

（重要業績指標）【目標】

【戦】再生可能エネルギー導入量 66億kWh/年（R5）→126億kWh/年（R17）

【戦】再生可能エネルギー比率 44%（R5）→80%以上（R17）

【環】地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計 8市町村（R5）→8市町村（R12）

【環】燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 173m³（R4）→163m³（R12）

⑤ 情報通信

1【災害・防災情報の円滑な発信】（2-5, 5-1, 5-5）【知事戦略部、総務部、県土整備部】

- 住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備やLアラート、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を確保する。
- 災害情報を迅速に県民に届けられるよう、災害時における県HPトップページへの緊急情報欄の設定や緊急情報を即時公開できる体制を整備している。このほか即時性のある対応として、テレビ・ラジオ広報、群馬県公式X（旧T w i t t e r）、群馬県デジタル窓口（L I N E）の防災メニューからも情報発信できる体制を整備している。引き続きこれらの取組を継続する。
- 関係機関や県民が適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、河川水位情報・道路被災状況・交通規制状況・土砂災害警戒情報等の防災情報を適切かつ迅速に提供できるよう体制を保持する。

2【防災行政無線管理運用】（3-2）【総務部】

- 大規模災害発生時に行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため整備している防災情報通信ネットワークシステムについて、浸水や停電等を防止し発災後も防災無線設備を運用継続するための調査と対策を実施する。鉄塔や発電機等工作物の劣化による被災を免れるため、老朽化調査と対策を実施する。

3【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】（6-6）【総務部】

- 群馬県において災害が発生した場合には、群馬県防災ポータルサイトや群馬県防災X（旧Twitter）などを通じた情報発信をすることとしているが、SNSやインターネット上に偽・誤情報が投稿・拡散されることも視野に、必要に応じて、様々な媒体を通じた注意喚起を実施する。

⑥ 産業構造/金融

1【支援物資の供給等に係る応援協定等の締結】（2-4）【総務部】

- 災害時に迅速な応急活動等を実施するため、民間企業等と様々な分野で協定を締結している。これまでの協定締結により、一定の分野はカバーされていることから、新規に締結する協定は、より実効性を重視する。

2【協定締結企業以外からも物資を調達できる体制の確保】（2-4）【産業経済部】

- 災害時応援協定を締結している相手方との情報交換、災害時の連絡体制の確認を、今後も適宜行う。また、大規模小売店舗立地法届出に係る書類を参照し、災害時の協力を申し出てくれている事業者を抽出し、災害時物資供給協定外事業者一覧を更新する。

3【重要施設等への燃料優先供給等】（2-4）【産業経済部】

- 災害時に、燃料が不足した重要施設等に対して燃料を優先的に供給するために、群馬県石油共同組合と協定を締結している。また、石油元売会社が重要施設等に対しての直接供給を円滑に行うため、石油連盟と覚書を交わしており、毎年、関係団体と訓練を行っている。ただし、優先供給等が必要な重要施設が複数生じ、燃料に限りがある場合、供給の優先順位を決定するプロセスが未設定のため、そのプロセスについて検討する。

4【再生可能エネルギーの導入促進】（5-2）【知事戦略部、環境森林部】

- 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を進める。特に群馬県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を一層推進する。
- 再生可能エネルギー導入量を増やすため、設置可能な県有施設や県有地の50%超に太陽光発電設備を設置することを目指し、施設の特性や立地状況等に応じ、PPAモデル等の活用により、取組を行う。

5【工業用水道施設の耐震化、老朽化対策】（5-4）【企業局】

- 工業用水道事業において、管路施設及び土木構造物の耐震化を計画的に進める。管路施設は、耐震性能を満たしていない渋川工業用水道の管路長249mの耐震化を令和12年度までに完了予定である。また、土木構造物は、渋川工業用水道の配水池及び取水口の耐震化を令和12年度までに完了させ、その後東毛工業用水道の耐震化に取り組む予定である。

6【農業災害対策】（4-3, 4-4, 4-5, 6-2）【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。

7【企業の事業継続力の強化】（4-1）【産業経済部】

- 商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画について、自然災害の多発・甚大化に伴う事業継続リスクの増大を踏まえて、引き続き認定取得を促進する。

8【被災企業への金融支援】（4-1）【産業経済部】

- 被災中小企業の経営を支援する「経営サポート資金Cタイプ（災害復旧関連要件）」や防災・減災に資する設備投資を行う県内事業者への融資を促進し、県内事業者の災害レジリエンス強化を目的とする「災害レジリエンス強化資金」等の融資制度を整備している。引き続き、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、経営支援体制の強化を図る。

9【災害に強い農業生産体制の強化】（4-2）【農政部】

- 高温等による気象災害の被害軽減に向けた現地実証試験ほ場を設置し、新技術導入や既存技術の実証・普及を行い、農産物の安定生産と産地強化を図る。また、ハウス強化対策の理解や災害に遭った際の補填として収入保険・園芸施設共済等への加入を推進する。

10【農業の担い手に対する農地集積・集約化】（4-5）【農政部】

- 市町村等が策定する地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化を加速させ、農地の有効活用を図る。

11【遊休農地の発生抑制と再生支援】（4-5）【農政部】

- 地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら遊休農地の発生防止と解消を図る。

12【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】（4-1）【産業経済部】

- 群馬県BCP策定支援プロジェクトによるセミナー及びワークショップ等による、県内企業の事業継続力の強化に資する各事業に引き続き取り組む。

13【自給飼料の増産】（4-3）【農政部】

- 災害時に飼料の供給が停滞する事態に備え、畜産農家による自給飼料の作付推進、及び畜産コントラクターの育成強化による飼料増産を図る。

14【建設業の担い手の確保・育成】（2-1, 6-2）【県土整備部】

- 災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業

の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。

(重要業績指標) [目標]

【戦】再生可能エネルギー導入量 66億kWh/年 (R5) →126億kWh/年 (R17) (再掲)

【戦】再生可能エネルギー比率 44% (R5) →80%以上 (R17) (再掲)

【環】地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計 8市町村 (R5) →8市町村 (R12) (再掲)

【環】燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 173m³ (R4) →163m³ (R12) (再掲)

【農】担い手への農地集積率 43.8% (R5) →66.0% (R7)

【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数 640社 (R5)
→50社/年以上維持

⑦ 交通・物流

1 [災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築]

(1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 2-6, 3-2, 4-1, 5-5) 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。

2 [地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備]

(1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 2-6, 3-2, 4-1, 5-5) 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

3 [幹線街路の整備] (1-1) 【県土整備部】

- 狭隘な街路や無電柱化の遅れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、市町村と連携を図り、街路整備を推進する。

4 [緊急輸送道路等の確保] (1-1, 6-4) 【県土整備部】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や市町村と連携を図り整備を推進する。また、被災時において、緊急輸送道路等の重要な交通網が寸断されることで、迅速な救命・救助活動や被災地への支援物資輸送が滞り、県民の安全・安心な暮らしや企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことがないよう、落石対策、砂防施設の整備、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する。

5【道路施設の老朽化対策】（5-5）【県土整備部】

- 大規模災害時に、道路施設の倒壊による被害や、道路の寸断等を防ぐため、各種長寿命化計画等に基づき、橋梁、横断歩道橋、トンネル等の道路施設の老朽化対策を推進する。

6【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】（5-5）【知事戦略部】

- 国の補助制度の対象となる駅は、同制度を積極的に活用する。県単独の事業として、「ステーション整備事業」により、駅及び駅前広場など駅周辺の総合的かつ計画的な整備を進める。国の補助制度の拡充により、鉄道駅及び駅周辺の強靱化を図る。なお、未対応駅1駅（群馬総社駅）は市の整備計画に合わせて対応する。

7【林道の整備】（2-5）【環境森林部】

- 木材の生産・流通と山村地域の生活を支える林道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能をも有していることから、関係市町村との連携を強化して計画的に整備を進める。

8【道の駅における防災拠点機能の強化】（2-5）【県土整備部】

- 災害時の広域的な復旧・復興拠点として活用するため、「道の駅」を有する各市町村長との間で、「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結するとともに、群馬県地域防災計画においても、広域的な防災活動拠点として位置付けているところである。さらに、群馬県広域道路交通計画では、道の駅の位置や規模、防災設備の整備状況に応じて、「大規模災害等の広域的な復旧・復興活動の拠点」、「地域の防災拠点」、「地域の防災拠点を補完する拠点」と3つに分類し位置づけ、防災機能の強化を図っている。今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る。

9【防雪設備等の整備】（1-6）【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設等は、おおむね整備が完了しているが、今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していくとともに老朽化施設は計画的に維持修繕を実施する。

10【大雪時における除雪体制の整備】（1-6）【県土整備部】

- 除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

11【雪害時の乗員保護】（1-6）【総務部】

- 「群馬県における雪害時の乗員保護活動計画」を作成済みであるが、国土交通省関東地方整備局主催の雪害時の乗員保護活動訓練等を通じて実効性を向上させる。

12【持続可能な地域づくり】（5-5）【知事戦略部】

- 令和4年度より群馬版Ma a S「G u n M a a S」を開始しており、公共交通の利便性向上により、県内公共交通への転換を促進させる。

13【群馬ヘリポートの強靱化】（2-1, 2-2, 2-4, 2-6）【県土整備部】

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過（R6）し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるように、応急対策体制を確立し、適切な運営管理を行う。

（重要業績指標）【目標】

【県】道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数 0件（R5）→0件（毎年度0件を維持）

【県】孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線（R5）→34路線（R16）

【戦】公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数 5,683万人（R5）→6,308万人（R7）

（参考）「孤立集落の発生リスクが軽減される路線数」の管理項目

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における落石等対策の進捗
54箇所（R5）→77箇所（R16）

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における橋梁の耐震補強の進捗
5橋（R5）→15橋（R16）

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における土砂災害対策の進捗
30箇所（R5）→46箇所（R16）

⑧ 農林水産

1【農業水利施設の保全対策・耐震化】（4-3, 4-4）【農政部】

- 各農業水利施設の機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施し、農業用水の安定供給を図る。また、下流地域への2次災害及び地域農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設について、耐震対策を推進する。

2【家畜防疫】（2-3）【農政部】

- 大規模な災害発生により伝染性疾病に罹患した家畜の死体が放置された場合、疾病がまん延する可能性があるため、疾病の発生予防と予察を行う。また、家畜死体を処理するために焼却施設や化製場等との連携強化を図る。

3【農業の担い手の確保・育成】（6-2）【農政部】

- 新たな農業の担い手となりうる新規就農者を確保するとともに、農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の育成や農業経営の法人化を進める。また、担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。

4【林業の担い手の確保・育成】（6-2）【環境森林部】

- 大規模災害時における倒木被害などの復旧対応にあたる専門的な伐倒技術を有する林業従事者の不足が深刻な状況となっていることから、新たに林業従事者を確保するため、林業現場でのインターンシップを取り入れた就業支援のための研修や就業後の林業従事者の技術・技能の向上のための担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。

5【人材育成を通じた農業経営の体質強化】（6-2）【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期の復旧・復興のためには、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、災害等のリスクに対する備えや意識・関心を高めるとともに、平常時から技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

6【農業施設等のBCP策定支援】（4-3）【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期復旧・事業再開のためには、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し対策することが重要なことから、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」に基づく確認や農業版BCP（事業継続計画書）の策定を促進する。

7【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】（6-6）【農政部】

- 過去に農作物の生産・出荷に大きな影響があった自然災害（噴火）や福島第一原発事故等に伴う風評被害対策として、県内外における販売促進活動やPRに取り組んできた。災害についての正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信により、地理的な誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害を回避する。

8【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】（4-5, 6-1, 6-5）【農政部】

- 農村地域における地域コミュニティの維持・活性化による地域防災力の向上を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路、農道などの地域資源の保全活動を支援する。
- 中山間地域において、農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域住民が一体となり多様な関係者と連携し、農用地保全や地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る。

（重要業績指標）【目標】

- 【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数 22地区（R5）
→29地区（R7）
- 【農】 新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計） 583人（R5）
→850人（R7）
- 【環】 65歳未満の林業従事者数 532人（R4）→700人（R12）
- 【農】 農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積 19,467ha（R5）
→20,000ha（R7）

⑨ 国土保全／土地利用（国土利用）

1【河川整備等の水害対策】（1-3）【県土整備部】

- 水害リスクの軽減のため、河川整備計画に基づき、着実に河川整備を進めるとともに、河川構造物を長期にわたって使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新の推進、堤防強化、堆積土除去などを行う。

2【治山施設の整備・機能維持】（1-4, 1-5, 4-5）【環境森林部】

- 山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、治山施設の整備等の防災・減災対策を着実に進める。また、治山関係施設の老朽化に伴い、甚大な被害が発生する可能性は高く、計画的な対策が必要であることから、国のインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画により、施設の点検、施設整備を進める。
- 火山噴火等災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める。

3【土砂災害防止施設の整備・機能保全】（1-4）【県土整備部】

- 土砂災害が発生するおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などについて、土砂災害対策推進計画に基づき整備を推進する。また、整備された施設の機能保全のため、適切な点検、土砂撤去などを引き続き進める。

4【危険な盛土等の規制】（1-4）【県土整備部】

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規定に基づき、県内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する。

5【農地の保全】（1-4）【農政部】

- 農地地すべり区域において、地すべり防止施設の機能を適正に発揮させるために、地すべりの兆候確認のための観測と施設の維持管理について計画的に実施する。

6【重要交通網等の防災対策】（2-6）【県土整備部】

- 災害により重要交通網等が被災し、緊急物資の輸送や避難路の確保が困難になり、孤立集落が発生することが想定されるため、重要交通網等を保全する道路施設や砂防施設の整備などの防災対策を推進する。

7【土砂災害防止施設の老朽化対策】（1-4）【県土整備部】

- 大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、引き続き砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進める。

8【森林の整備】（4-5）【環境森林部】

- 間伐等の森林整備により、森林が有する土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収機能など多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させる。

9【森林病害虫等防除対策】（4-5）【環境森林部】

- 森林の健全性を損なう森林病害虫や林野火災等の被害地において、植栽等の森林整備により、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能を回復する。

10【防災重点ため池の防災減災対策】（1-3, 4-3, 4-4）【農政部】

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」等に基づき、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む。

11【農地等の湛水被害の軽減・防止】（1-3）【農政部】

- 排水路が未整備な農地や農村集落では、近年の集中豪雨や台風に起因した湛水被害が発生していることから、地域排水対策として、雨水を貯留する調整池や排水路を整備し、農地等への湛水被害を軽減・防止する。

12【水田の貯水機能を活用した防災減災対策】（1-3）【農政部】

- 水田の貯水機能を活用する「田んぼダム」の取組により、豪雨時の水路への排出量を抑制し、下流域の洪水被害を軽減させるため、「田んぼダム」の取組に必要な水田落水口への排水柵等流出量調整器具の設置、畦畔の強化及びこれらの維持管理への補助等を行う。

13【雪崩防止施設の老朽化対策】（1-6）【県土整備部】

- 大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、雪崩防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進める。

14【火山防災対策】（1-5）【総務部、県土整備部】

- 常時観測火山（浅間山・草津白根山・日光白根山）の各火山防災協議会において、火山ハザードマップ及び避難計画を必要に応じて改定し、火山災害対応力の向上を図るとともに噴火時における住民の円滑な避難をサポートする。

15【水害に係るマイ・タイムライン作成支援】（1-3）【県土整備部】

- 水害による「逃げ遅れゼロ」に向け、市町村が実施するマイ・タイムライン作成講習会等の支援を進める。また更に多くの方に作成してもらえよう、WEBにより手軽にマイ・タイムラインが作成できるツールを配信する。

16【河川防災情報の提供】（1-3）【県土整備部】

- 洪水・氾濫時における県民の迅速かつ的確な避難行動・水防活動を支援するため、河川の水位情報や河川監視カメラ画像など、わかりやすい河川防災情報を提供する。また、迅速な水防活動を行うため、出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の情報共有と出水期前の合同点検を行う。

17【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】（1-4）【県土整備部】

- 土砂災害警戒区域等は、定期的（概ね5年）に見直しを行うとともに、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し引き続き区域等の指定を進める。土砂災害警戒情報は、更なる精度・機能向上のための発表基準の見直しやシステム改修を進める。また、住民主体の警戒避難体制構築のため、防災マップづくり及び実動避難訓練などの市町村支援を継続する。

18【防災教育の推進】（1-4）【県土整備部】

- 主体的に避難する力を育む防災教育の教材作成や出前講座の開催等により、学校における防災教育を支援する。

19【林地台帳の整備】（6-1）【環境森林部】

- 森林の所有者及び境界を明確化し、林地台帳としての整備を推進する。

20【地籍調査の推進】（6-1）【農政部】

- 住宅や基幹インフラ、地域コミュニティなどの被災後の迅速な復旧・復興を手掛けるため、土地境界等を明確にし、公図や登記簿の整備を推進する。

（重要業績指標）【目標】

- 【環】 山地災害危険地区等における新規事業化数 26箇所（R6）→130箇所（R10）
- 【環】 民有林治山事業施工面積 114ha（R5）→600ha（R12）
- 【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線（R5）→34路線（R16）（再掲）
- 【県】 水害リスクが軽減される家屋戸数 16,301戸（R5）→50,386戸（R16）
- 【環】 間伐等森林整備面積 1,922ha（R5）→3,100ha/（R12）
- 【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数 166箇所（R5）→197箇所（R7）
- 【県】 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数 0人（R5）
→0人（毎年度0人の維持）
- 【農】 地籍調査の進捗率 35.9%（R5）→37.4%（R11）

（参考）孤立集落の発生リスクが軽減される路線数の管理項目

- 【県】 孤立集落が発生するおそれのある路線における落石等対策の進捗
54箇所（R5）→77箇所（R16）

【県】 孤立集落が発生するおそれのある路線における橋梁の耐震補強の進捗
5橋（R5）→15橋（R16）
【県】 孤立集落が発生するおそれのある路線における土砂災害対策の進捗
30箇所（R5）→46箇所（R16）

⑩ 環境

【災害廃棄物処理対策】（6-3）【環境森林部】

- 将来の大規模災害に備え県内各市町村では、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら市町村災害廃棄物処理計画を策定する。相互支援体制として、県内では市町村相互応援協定、関係団体との協定を結んでいる。また、県域を越える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会で行動計画が策定されている。今後は、協定の実行性を確保するため、随時研修会を開催するとともに、協議会の会議に参加し情報収集を行う。

（重要業績指標）【目標】

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 71.4%（R5）→100%（R12）

（2）横断的分野の推進方針

① リスクコミュニケーション

1 【広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実】 【関係部局等】

- 強靱な経済社会を築き、災害による被害を減少させないために、県民に対する広報、普及啓発及び教育訓練の機会をより積極的に展開することにより、一人でも多くの県民に防災に対する意識を高め、正しい理解と実践的な行動を取得するよう努める。
- 毎年度、特定の市域を対象とした総合防災訓練を行っており、関係機関が連携し、実災害を想定した訓練を実施している。今後も関係機関の連携確認及び防災知識の普及啓発のため、実践的な訓練を継続して行う。
- 地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。また、引き続き自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組む。
- 各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を引き続き推進する。また、小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組も推進する。

2 【風評被害対策等の防止に向けた正確な情報発信】 【関係部局等】

- 災害についての正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信により、地理的な誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害を回避する。

（重要業績指標）【目標】

【生】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（私立） 83%（R3）→100%（R7）（再掲）

【教】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（公立） 100%（R5）→100%維持（毎年度末）（再掲）

② 人材育成

1【専門人材の育成】【関係部局】

- 災害時には、専門知識を有する判定士による危険度判定が必要となるため、県内自治体職員や関係団体等に対し、判定士の新規及び更新登録を依頼するなど、今後も継続して人材確保の取り組みを進める。また、危険度判定実施本部等に配置する被災宅地危険度判定調整員及び被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成するための講習会等を開催し、応急危険度判定活動に係る体制強化を進める。
- DMA T養成研修を定期的を開催し、DMA T指定医療機関と協力しながらDMA T隊員の確保に努める。
- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する。
- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、大規模災害発生時に、DWA Tを避難所等に派遣し、要配慮者等を支援する仕組みが構築されている。引き続き、災害時の福祉支援体制の充実を図るため、DWA T隊員の確保・育成を進める。
- 大規模災害などの際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能等の支援を通して、二次健康被害を最小限に抑えるため、DHEAT隊員の確保・育成を進める。
- 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を始めとする精神疾患発症の予防などを支援するため、DPAT隊員の確保・育成を進める。
- 県歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、被災した場合の避難所の口腔衛生管理支援や日本歯科医師会等への支援要請等の体制作りを構築する。
- 災害医療に関わる人材育成として、「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修等を実施している。災害医療コーディネーターについては、人員数は充足しており、引き続き研修・訓練等各種事業を実施し、各コーディネーターや関係する行政機関との連携強化に努める。
- 保健所において、平時から感染症対策の研修を実施する。今後、地域の医療機関等とも

連携し、災害時や避難所の感染対策を意識した研修・訓練を取り入れる。また、感染症の発生しにくいゾーニング、消毒実施等を念頭においた避難所の設営を推進する。

- 感染管理認定看護師など、感染症対応に当たる専門的知識を持った医療人材の育成を支援する。
- 令和6年度より介護サービス事業所等において、従業者に対する感染症対策に係る訓練や研修の実施などが義務化されたことから、当該制度の周知や指導を継続して実施する。

2 [担い手育成] 【関係部局】

- 災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。
- 新たな農業の担い手となりうる新規就農者を確保するとともに、農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の育成や農業経営の法人化を進める。また、担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。
- 大規模災害時における倒木被害などの復旧対応にあたる専門的な伐倒技術を有する林業従事者の不足が深刻な状況となっていることから、新たに林業従事者を確保するため、林業現場でのインターンシップを取り入れた就業支援のための研修や就業後の林業従事者の技術・技能の向上のための担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。
- 大規模な災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び農業版BCP（事業継続計画書）の作成が推奨されていることから、新たに農業を営もうとする青年等に対して、青年等就農計画を作成する際に作成を促進する。

（重要業績指標）【目標】

【健】日本DMATチーム数 70チーム（R5）→72チーム（R11）（再掲）

【農】新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計） 583人（R5）→850人（R7）（再掲）

【環】65歳未満の林業従事者数 532人（R4）→700人（R12）（再掲）

③ 官民連携

【民間企業等との協定】 【関係部局】

- 避難者へ温かい食事を提供するため、給食施設やボランティアによる炊き出し実施のマニュアル作成支援や、キッチンカー事業者団体と協力した炊き出し実施等の取組を進める。
- 群馬県地震被害想定調査における被災住宅数に応じた応急仮設住宅の建設予定地につ

いて、市町村による必要面積の確保状況を事前に把握する。災害時に迅速に応急仮設住宅を建設するため、事業者との建設協定を締結する。

- 地域防災計画上に医薬品等の供給体制について規定されており、関係団体と医薬品等の供給について協定を締結している。また、医薬品等の備蓄事業について関係団体に委託し、確保しており、備蓄状況の確認演習・訓練を実施する。
- 避難所の衛生状態悪化を防ぐため、仮設トイレのし尿や使用済み簡易トイレの収集を滞りなく行う必要があるため、県内市町村相互応援協定、県内関係団体との協定を結んでいる。また、一般廃棄物処理施設が被災して、長期間にわたり稼働停止することにより収集が滞る事態に備え、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会で行動計画が策定されている。今後は、協定の実行性を確保するため、随時研修会を開催するとともに、協議会の会議に参加し情報収集を行う。
- 災害時応援協定を締結している相手方との情報交換、災害時の連絡体制の確認を、今後も適宜行う。また、大規模小売店舗立地法届出に係る書類を参照し、災害時の協力を申し出てくれている事業者を抽出し、災害時物資供給協定外事業者一覧を更新する。
- 災害時に、燃料が不足した重要施設等に対して燃料を優先的に供給するために、群馬県石油共同組合と協定を締結している。また、県の緊急要請に基づいた国からの要請により、石油元売会社が重要施設等に対しての直接供給を円滑に行うため、石油連盟と覚書を交わしており、毎年、関係団体と訓練を行っている。ただし、優先供給等が必要な重要施設が複数生じ、燃料に限りがある場合、供給の優先順位を決定するプロセスが未設定のため、そのプロセスについて検討する。
- 災害時の広域的な復旧・復興拠点として活用するため、「道の駅」を有する各市町村長との間で、「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結するとともに、群馬県地域防災計画においても、広域的な防災活動拠点として位置付けているところである。さらに、群馬県広域道路交通計画では、道の駅の位置や規模、防災設備の整備状況に応じて、「大規模災害等の広域的な復旧・復興活動の拠点」、「地域の防災拠点」、「地域の防災拠点を補完する拠点」と3つに分類し位置づけ、防災機能の強化を図っている。今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る。
- 将来の大規模災害に備え県内各市町村では、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら市町村災害廃棄物処理計画を策定する。相互支援体制として、県内では市町村相互応援協定、関係団体との協定を結んでいる。また、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会で行動計画が策定されている。今後は、協定の実行性を確保するため、随時研修会を開催するとともに、協議会の会議に参加し情報収集を行う。

（重要業績指標）【目標】

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 71.4%（R5）→100%（R12）（再掲）

④ 老朽化対策

【インフラの維持管理・更新】 【関係部局等】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、県民の安全・安心を確保し、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全する。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。
- 大規模災害発生時に行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため整備している防災情報通信ネットワークシステムについて、浸水や停電等を防止し、発災後も防災無線設備を運用継続するための調査と対策を実施する。鉄塔や発電機等工作物の劣化による被災を免れるため、老朽化調査と対策を実施する。
- 大規模災害時に、道路施設の倒壊による被害や、道路の寸断等を防ぐため、各種長寿命化計画等に基づき、橋梁、横断歩道橋、トンネル等の道路施設の老朽化対策を推進する。
- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設等は、おおむね整備が完了しているが、今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していくとともに老朽化施設は計画的に維持修繕を実施する。
- 山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める必要がある。また、治山関係施設の老朽化に伴い、甚大な被害が発生する可能性は高く、計画的な対策が必要であることから、国のインフラ長寿命化計画に基づき、個別施設計画を策定した。老朽化対策を図るため、施設の点検、施設整備を進める。
- 大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、引き続き砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進める。
- 河川構造物（排水機場、水門、ダム等）を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

（重要業績指標）【目標】

【環】 民有林治山事業施工面積 114ha（R5）→600ha（R12）（再掲）

【県】 道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数 0件（R5）→0件（毎年度0件を維持）（再掲）

⑤ デジタル活用

1【避難行動の支援】【関係部局等】

- 県民が逃げ遅れることなく、迅速に避難行動をとれるようにすることを目的に普及・作成支援をしているマイ・タイムライン（災害時の個人の避難行動計画）をWEB上で作成可能にするとともに、通信アプリ「LINE」を活用したぐんま大雨時デジタル避難訓練を継続して実施する。

2【災害対応体制の強化】【関係部局等】

- 全庁的に利用しているマイクロソフト365を災害対応に活用し体制を構築することで、業務の迅速化・効率化を図る。また、災害時等においてもマイクロソフト365を安定して利用できるよう、扱いが簡単な移動式衛星通信システムを導入し運用する。
- 警察で使用する端末は、高度なセキュリティ対策が求められており、現状は専用回線が整備された警察庁舎内でのみネットワーク接続可能だが、広域犯罪への対処能力の強化や災害への迅速かつ的確な対応に資するために、庁舎外でも警察情報を扱えるモバイル端末を整備する。

3【作業の効率化】【関係部局等】

- 災害調査にドローンを活用することで、危険箇所への立ち入りをなくし、職員の作業の安全性を確保しつつ、調査の効率化を図る。
- 感染症医療等の高度化、効率化を図るため、遠隔で病院間（D t o D）のウェブカンファレンスができるシステムを導入・拡大する。
- 情報通信機器を活用し、病院にいる医師が遠隔地の公共施設や診療所にいる患者にオンライン診療を実施する。
- 土壌汚染対策法に基づき提出される土壌調査の結果報告について、データとデジタル技術を活用して効率化し、事務処理期間の短縮を図ることで、土地の利用促進の推進につなげる。
- UAV（無人航空機）等のデジタル測量機器による高精度データの相互利用を一般化することで、森林調査業務の効率化を図るとともに、位置情報等の正確・迅速な把握、検査等の省力化を図る。加えて、高精度データを蓄積することで、森林情報の高度化を図る。
- 令和5年度に整備したぐんま森林クラウドシステムを核に、各種手続等の電子化、県、市町村、林業事業者が持つ森林関連情報の集約・高度化を促進し、事務手続の効率化と森林の保全と利用の両立を図る。
- 発電所の保守管理において、タブレットやウェアラブルカメラ等のIoT機器を活用することで効率化を図る。

4【デジタル技術を活用した行動変容】【関係部局等】

- EVの普及と所有からシェアへの転換を促すため、EVを使ったカーシェアリングの実証実験に取り組む。
- 自家用車への過度な依存から公共交通への転換を促すため、MaaSの社会実装（県域

への普及)に取り組む。

第5章 計画の推進

1 他の計画等の見直し

本計画は、群馬県の強靱化の観点から、県における強靱化に係る様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとします。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置付ける個別の施策について、県の役割の大きさ、地域特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、新・群馬県総合計画との調和等の観点から、総合的に勘案し、以下のとおり重点施策を選定しました。

重点施策

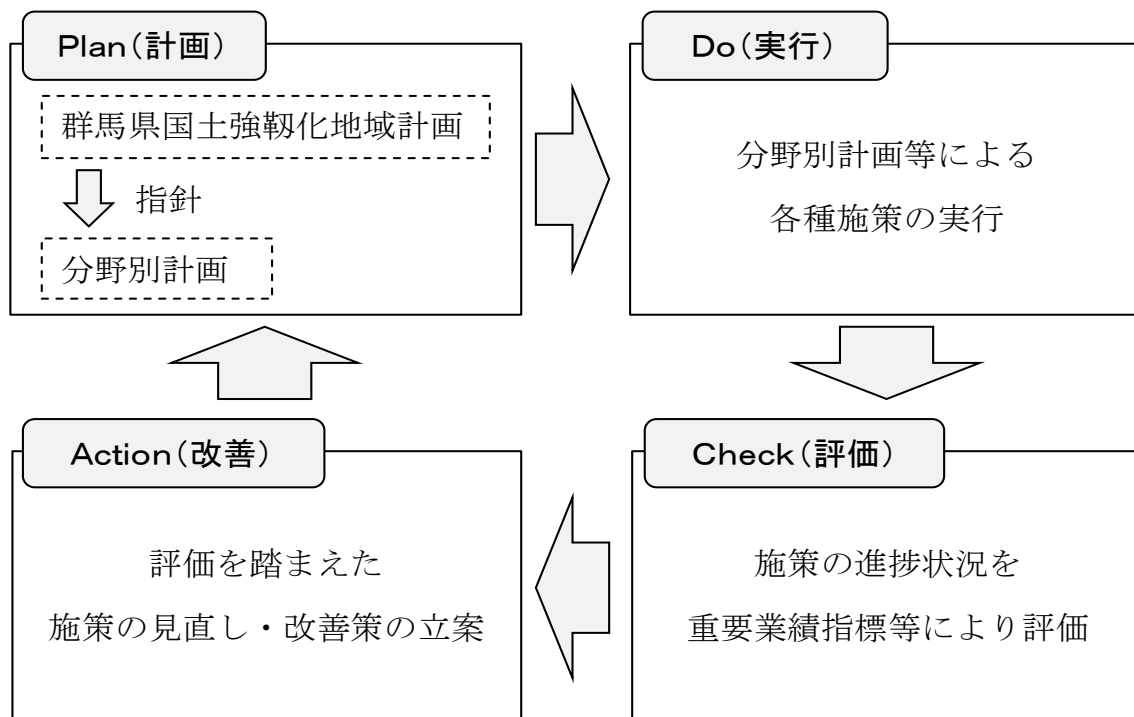
施策分野		重点施策
個別 施策 分野	① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	・県及び市町村庁舎等の耐震化 ・災害に備えた道路環境の整備 ・大規模災害時における広域連携 ・支援物資集積拠点 ・災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備 ・地域防災力の向上 ・防災教育の推進
	② 住宅・都市	・住宅・建築物等の耐震化 ・水道施設の耐震化・老朽化対策
	③ 保健医療・福祉	・災害医療の強化 ・災害福祉支援ネットワークの推進 ・群馬県避難ビジョンの推進 ・災害時要配慮者支援
	④ エネルギー	・再生可能エネルギー等の導入促進
	⑤ 情報通信	・災害・防災情報の円滑な発信 ・防災行政無線管理運用
	⑥ 産業構造／金融	・再生可能エネルギー等の導入促進（再掲） ・企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

横 断 的 分 野		・災害に強い農業生産体制の強化
	⑦ 交通・物流	・災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築 ・地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備 ・緊急輸送道路等の確保
	⑧ 農林水産	・農業水利施設の保全対策・耐震化 ・地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）
	⑨ 国土保全／土地利用（国土利用）	・河川整備等の水害対策 ・治山施設の整備・機能維持 ・土砂災害防止施設の整備・機能保全 ・防災重点ため池の防災減災対策 ・河川防災情報の提供 ・土砂災害からの住民避難を促す情報の提供
	⑩ 環境	・災害廃棄物処理対策
	① リスクコミュニケーション	・広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実
	② 人材育成	・専門人材の育成 ・担い手育成
	③ 官民連携	・民間企業等との協定
	④ 老朽化対策	・インフラの維持管理・更新
	⑤ デジタル活用	・災害対応体制の強化

3 施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本県の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを確立し、設定した重要業績指標（KPI）等に基づく進捗管理を行います。



起きてはならない最悪の事態の様相（例示）（計画改定時点）

（目標） 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

（事態） 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（様相の例示）

- 直下型地震が発生し、県内各地域で強い揺れに見舞われた。
- 耐震性が不十分な住宅、病院や店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物等、学校や老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、文化財建造物などが倒壊した。
- 強い揺れにより大規模な盛土造成地の崩壊により多くの住宅等が倒壊した。
- 倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。
- これらによって、多くの死傷者が発生した。

（事態） 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（様相の例示）

- 市街地の各所で火災が発生し、倒壊した住宅やビル等の危険な場所への閉じ込めや逃げ遅れが発生した。
- 電柱、信号機などが道路を塞ぎ、踏切の異常遮断や鉄道敷により市街地が分断され、さらに断水も発生したことから消防活動が追い付かず、延焼が拡大した。

（事態） 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（様相の例示）

- 非常に勢力の強い台風や線状降水帯等の発生により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に上昇し、河川氾濫により、家屋の倒壊や浸水、避難路の冠水が発生した。
- 排水施設の処理能力を超える降雨や、放流先の河川水位の上昇による排水ポンプの運転停止や河川からの逆流等により、浸水被害が発生した。
- ため池・河川施設、下水等集水管路、揚水施設の被害、道路・鉄道施設、防災インフラの被害が発生した。
- 上記事態により逃げ遅れが発生し、多数の死傷者が発生した。

（事態） 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

(様相の例示) ■ 大型化する台風の襲来や激化する梅雨前線等による集中豪雨や地震により、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発した。 ■ 大規模な土砂災害も発生し、多くの住宅・建物、道路・鉄道施設等に甚大な被害が生じるとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に天然ダムを形成し、その後決壊した。 ■ 避難経路・避難場所が使用不能となり、大量の流木・土砂が市街地へ流入し、道路が寸断され、住民等の孤立、逃げ遅れが生じ多数の死傷者が発生した。
(事態) 1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
(様相の例示) ■ 活火山（浅間山、草津白根山等）が噴火し、周辺市町村に、噴石、火砕流、融雪型泥流、溶岩流、火山灰の降下が発生した。 ■ 道路、住宅・建物、防災インフラへの被害の発生及び山林火災が発生した。 ■ 道路が寸断され、情報収集等ができず、避難経路・避難場所が使用不能となり住民等が孤立した。 ■ これらによって、避難の遅れた住民や観光客等に多くの死傷者が発生した。
(事態) 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
(様相の例示) ■ 暴風雪・豪雪や雪崩等により、道路が通行困難となり、多数の立ち往生車両や孤立集落が発生した。 ■ 住宅・建物の被害、情報サービスの機能停止、電力関係施設への被害が発生した。 ■ 情報収集できず、退避行動が遅れることで多数の遭難者が発生した。 ■ 緊急車両等が到着することができず、多くの死傷者が発生した。
(目標) 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
(事態) 2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
(様相の例示) ■ 消防、警察、自衛隊等の施設、車両、資機材等に被害が出た。 ■ 救助・救急活動については、被害が県下広域に及ぶことから、人員や資機材が絶対的に不足した。 ■ 緊急輸送道路の通行止めや、石油備蓄施設の損壊などの影響で、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶し、活動拠点を確保できない事態が発生した。 ■ 救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。
(事態) 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー

	ギー供給の途絶による医療機能の麻痺 (様相の例示) ■ 医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。 ■ 被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるもの、医療従事者の状況や寸断された緊急輸送道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかった。 ■ 医薬品や医療資機材が不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。 ■ 福祉施設の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。 ■ 被災した福祉施設の入所者は、相互応援協定に基づく応援施設等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。 ■ 在宅の要介護者や障害者等が避難する福祉避難所に一般避難者も殺到したため、福祉避難所としての機能が麻痺した。 (事態) 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 (様相の例示) ■ ライフラインの寸断や物資の不足により、ベッド、フード、トイレ、防寒対策等が不足した。 ■ 不十分な防犯対策による性暴力被害の発生、妊産婦や乳幼児をもつ親、若年女性等の相談体制（先・窓口）がなく、体調不良を我慢する事態が発生した。 ■ 断水等により衛生環境が悪化し、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症が流行した。 ■ これらにより多数の被災者の健康・心理状態が悪化し、死者が発生した。 (事態) 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 (様相の例示) ■ 緊急輸送道路やそれを補完する道路が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。 ■ 基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞り、農業生産ができない事態が発生した。 ■ 発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔や電柱の倒壊があり、電力供給が長期にわたり停止した。 ■ 主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。 ■ 緊急輸送道路の通行止めや石油備蓄施設の損壊などの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。 (事態) 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 (様相の例示) ■ 鉄道や道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車で
--	--

の帰宅も困難となった。 ■ 鉄道情報及び道路状況を伝達する情報サービス機能が停止し、行政機能が低下することで交通麻痺が発生した。 ■ 帰宅困難者が必要な情報を収集できず、また、避難路となるべき道路等が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生し、自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅、一時避難場所及び指定緊急避難場所などにあふれ、必要な物資の不足・受け入れ施設の不足が発生した。
（事態）2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生
（様相の例示） ■ 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や積雪、洪水発生による長期間の浸水などにより道路が通行不能となり、多数の孤立集落が発生した。 ■ 道路の復旧に時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間を要した。
（事態）2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
（様相の例示） ■ 地震等により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。 ■ 医療機関も被災し、医療従事者や医薬品の不足により医療がひっ迫し、満足な治療が受けられない状態が続いた。 ■ 断水等によって避難所の衛生環境が悪化している中、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザ、新型コロナウイルスや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。
（目標）3 必要不可欠な行政機能を確保する
（事態）3-1 被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱
（様相の例示） ■ 直下型地震により県内各地が大きな揺れに見舞われた。被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。 ■ 警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た。被災地域における廃屋や、住民避難による空き家の増加等により、同地域における窃盗被害が多発するなどして、被災地域における治安が悪化した。 ■ 大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機の多くが滅灯した。 ■ 無秩序に走行する車や避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。
（事態）3-2 県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(様相の例示) ■ 直下型地震により県職員及び市町村職員に多くの死傷者が出た。 ■ 出勤可能な職員においても、道路の途絶等により登庁できない状況に陥った。 ■ 行政機関の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。
(目標) 4 経済活動を機能不全に陥らせない
(事態) 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
(様相の例示) ■ 道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、県内企業の生産力が大きく低下した。 ■ 製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働が停止した。 ■ 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料が緊急輸送道路の被害により輸送できず、社会経済活動が長期に停止した。
(事態) 4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
(様相の例示) ■ 工場や事業者等の有害化学物質貯蔵設備等が損壊し、有害物質が大気中に拡散し、又は周辺土壌や河川に流出等し、健康被害や土壌・水質汚染等の二次災害が発生した。
(事態) 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
(様相の例示) ■ 農地・林地等が大規模な被害を受けた。 ■ 食料の供給施設、製造・加工施設、卸・仲卸施設、物流施設にも被害が発生した。 ■ 農林水産物、原材料・水資源の不足及び食料等の製造加工が行えないことによって県民生活・社会経済活動へ甚大な影響が発生した。
(事態) 4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
(様相の例示) ■ 異常気象の発生により、降水量が例年を大幅に下回る事態が発生した。 ■ 県内の主要ダムの貯水率が大幅に低下し、工業用水、農業用水、水道水の供給が不足し、工場の減産、操業停止等が発生した。
(事態) 4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
(様相の例示)

■ 山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。 ■ 荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。 ■ 農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。 ■ 裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。
(目標) 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
(事態) 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
(様相の例示) ■ テレビ、ラジオ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。 ■ 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、インターネット、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期間麻痺し、その後の余震や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、県民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や県民生活への大きな影響が発生した。
(事態) 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
(様相の例示) ■ 電力関連施設の被災により、電力供給量を維持できない事態が発生した。 ■ 電力供給システムの機能停止や損壊場所へアクセスできない事態が発生し、電力供給ネットワークが長期間かつ大規模に機能を停止した。
(事態) 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
(様相の例示) ■ 都市ガス・石油・LPガス関連施設（備蓄施設を含む）が被災した。 ■ 損壊場所へもアクセスできず当該施設を修繕できないことで、供給能力を喪失し、長期間にわたり県全域への供給が途絶した。
(事態) 5-4 上下水道施設、工業用水施設の長期間にわたる機能停止
(様相の例示) ■ 県内の至る所で上下水道、工業用水道の配管が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。 ■ 上水道の取水施設が損壊し機能停止した。 ■ 地震による地下水の濁りや汚染が発生した。

■ 下水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。 ■ 下水管やマンホールが液状化等によって広い範囲で浮き上がり、下水道が長期の機能不全に陥った。 ■ 上水道、工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や工業に大きなダメージを与えた。
(事態) 5-5 幹線道路や鉄道の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
(様相の例示) ■ 県外を結ぶ道路がトンネルの崩落や橋梁の損傷などによる寸断や土砂崩れなど甚大な被害を受け、至るところで通行不能となり、支援物資等の輸送が困難になった。 ■ 県内の道路も同様に甚大な被害を受け、道路ネットワークは機能不全となり、救命救急作業や復旧作業等が迅速に行われない状況に陥った。 ■ 鉄道など公共交通機関が大きな被害を受け、長期間にわたって使用不能となった。
(目標) 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
(事態) 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
(様相の例示) ■ 地震で被害に遭った地域では、余震による家屋倒壊の危険等から避難生活が長期化した。 ■ 警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出たうえ、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。 ■ 長引く避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、治安も悪化したことから、その後の復興作業が大幅に遅れた。 ■ 大規模な土砂崩れが起きた被災地の住宅や、道路などの基幹インフラの復旧・復興作業を行うにあたり、地籍調査の未実施地区では土地の境界が全く分からず、地域コミュニティの崩壊のさなか、土地境界の立会いが全く進まないため、その後の復旧・復興が大幅に遅れた。 ■ 大規模な道路脇の法面崩壊が発生し、落石対策施設等の機能が失われ、その後の落石により、交通が寸断された。 ■ 大規模地震が発生し、ため池堤体の決壊により、下流の人家や主要道路などの重要施設への洪水被害が発生した。 ■ 土砂災害により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。 ■ 豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、堤体からの越流により下流の農

	地や道路に冠水被害等が発生した。
	(事態) 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（自治体職員等、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	(様相の例示) ■ 道路啓開等を行うための人材に多くの死傷者が発生し、重機、資機材等にも被害が生じた。 ■ 被害が広域であるため、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。 ■ 道路除雪を行うための人材や除雪機械等が不足したことにより、交通の復旧が大幅に遅れた。
	(事態) 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	(様相の例示) ■ 家屋倒壊や浸水被害等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。 ■ 悪臭や粉塵が発生し、生活環境が著しく悪化した。 ■ 広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。
	(事態) 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	(様相の例示) ■ 生活や事業に関わる施設・設備に被害が発生した。 ■ 大規模な建設需要が発生するが、人手や物資の不足、更に用地取得が大幅に遅延し、復興が大幅に遅れた。
	(事態) 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	(様相の例示) ■ 大規模自然災害により文化財・環境的資産に被害が発生した。 ■ 復興にあたり、災害廃棄物の処理をするなかで、個人所有の文化財を中心に誤って廃棄されてしまう事態が生じ、貴重な文化財を喪失した。 ■ 被害が甚大であり、他の地域へ移住する人が増加したことで地域コミュニティが崩壊し、無形文化財の担い手がいなくなった。
	(事態) 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
	(様相の例示)

- 直下型地震が発生し、震源に近い地域では、甚大な被害が発生した。
- 県内の観光地では、地震の揺れがそれほど大きくなかった地域でも国内外から宿泊予約のキャンセルが相次いだ。
- 被災地での長引く余震から、直接被害のない観光地でも客足が戻らず、観光関連事業者は売上げが激減し、経営危機に瀕した。
- 有害化学物質の流出により土壌・水質汚染等の二次災害が発生したことによる風評被害から農林水産物の出荷が激減し、事業者は経営危機に瀕し大量の失業・倒産等が発生した。

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果（計画改定時点）

※【】内には、当該施策の担当部局等を記載

※（）内には、当該施策の「施策分野」を記載

※現状指標として記載した現状値は、（）内の年度末時点の値を記載

年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載

※現状指標の先頭の【】内に担当部局等を記載

【戦】：知事戦略部、【総】：総務部、【地】：地域創生部、【生】：生活こども部、

【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、

【県】：県土整備部、【会】：会計局、【企業】：企業局、【病】：病院局、

【教】：教育委員会、【警】：警察本部

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

【総務部、地域創生部、生活こども部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会】

- 県内の住宅の耐震化率及び耐震診断義務づけ対象建築物の耐震化率はそれぞれ89.4%（R5）、70.8%（R5）となっている。市町村と連携し、旧耐震の住宅所有者への戸別訪問などにより、耐震改修を促進する必要がある。また、耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等を戸別訪問するなどにより、耐震改修を促進する必要がある。
（住宅・都市）
- 県有の主要な建築物については、震災時における被害防止の観点から、役割・用途や規模に応じ優先度を定めて耐震化に取り組んできた結果、耐震化はおおむね完了している。今後は、既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 庁舎等施設のうち、防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎については耐震化を全て完了している。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 市町村における防災拠点となる庁舎の耐震化率は83.3%（R4）にとどまっており、全国平均（92%（R4））を下回っており耐震化を促進する必要がある。なお、県における防災拠点となる庁舎の耐震化は全て完了している。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 県有の文化施設である、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館については、耐震化対応済みである。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 防災拠点となっていないスポーツ施設のうち、耐震診断で耐震性なしと判定された施設

について、必要に応じて耐震化の検討を進める必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 県内の消防本部・消防署等の耐震化率は85.0% (R4.10) である。引き続き市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知し、施設の耐震化に努める必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 「県立学校耐震改修計画」に基づき、平成27年度末までに県立学校校舎等の耐震化を完了した。非構造部材の耐震化について、被害規模が大きくなる屋内運動場等の吊り天井等は平成28年度までに撤去や落下防止対策を完了している。吊り天井以外の非構造部材の耐震化未実施の3校(84校中)については、令和6年度に改修工事方法を検討し、令和8年度までに改修工事を実施する計画である。また、倒壊事故が大きな被害に繋がるブロック塀等の安全対策については、平成30年8月までに詳細調査を完了し、安全対策が必要なブロック塀等は、令和3年度中に全ての安全対策工事を完了した(安全対策率100%)。また、大規模改造等において、体育館等への空調設置、バリアフリー化改修等を実施することにより、避難生活の環境改善に資する防災機能強化を推進する必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 県内私立学校の耐震化率は96.3% (R5) であり、全国平均92.9% (R5) を上回っている。大規模災害時の児童生徒の安全確保のためさらなる耐震化を推進する必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 県内の病院の耐震化率は85.8% (R5) であり、全国平均(79.5% (R4)) を上回っている。未耐震の病院(または耐震調査を実施していない病院)は令和5年度末で18病院であり、引き続き定例調査により状況を確認するとともに、耐震化工事への補助事業を実施する。

(保健医療・福祉)

- 県内社会福祉施設の耐震化率は93.8% (R3) であり、全国平均(92.5% (R1)) を上回っている。社会福祉施設に対して施設整備に係る補助事業を周知することにより、その活用を促し、耐震化や非常用自家発電設備の整備、災害レッドゾーンからの移転改築等を促進する必要がある。

(保健医療・福祉)

- 県内の市町村営住宅の耐震化率は99.66% (R5) であり、県営住宅の耐震化は完了済みである(耐震化率100%)。100%になっていない市町村について、耐震改修の検討や実施を促し、耐震化率100%を目指す。

(住宅・都市)

- 県内の国指定重要文化財(建造物)に対する耐震対策の実施件数は53件 (R5) である。「重要文化財(建造物)耐震診断指針」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき、文化財の耐震調査・耐震化工事を促進する必要がある。

(住宅・都市)

【造成宅地災害対策】 【県土整備部】

- 群馬県では、大規模地震により宅地の崩壊の可能性がある大規模盛土造成地の第一次スクリーニング(大規模盛土造成地の抽出)を行い、マップの公表を順次進め、令和2年3

月に公表率100%を達成した。一方、第二次スクリーニング（地盤調査及び安定計算）については、国KPIである「令和7年度末における着手市町村率60%」に対して、令和5年度末時点の本県の着手市町村率は40%であり、市町と連携して第二次スクリーニングを進める必要がある。

（住宅・都市）

- 令和5年度に第二次スクリーニングが完了した東吾妻町の岡崎・岩久保団地については、滑動崩落防止対策が必要と判断されたため、群馬県が令和6年3月に宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく造成宅地防災区域に指定し、その後、東吾妻町が滑動崩落防止対策の設計及び工事を行うこととしている。

（住宅・都市）

【空き家対策】 【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、特定空き家や管理不全空き家発生抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

（住宅・都市）

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備より、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

（交通・物流）

【幹線街路の整備】 【県土整備部】

- 群馬県の幹線街路の整備率は55.8%（R4）と、全国平均（67.6%（R4））より遅れており、狭隘な街路や歩道の未整備、無電柱化立ち後れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、市町村と連携を図り、街路整備を推進する必要がある。

（交通・物流）

【健全な市街地の造成】 【県土整備部】

- 土地区画整理完了率は85%（R5）である。土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行っていく。
（住宅・都市）

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 【県土整備部】

- 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値は13市町（R5）であり、県内市町村の市街化区域内における人口密度は67.3人/ha（R5）である。全国的に人口減少が進む中、土地利用規制・誘導施策の着実な推進により、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく規制・誘導施策を着実に推進していく。
（住宅・都市）

【緊急輸送道路等の確保】 【県土整備部】

- 孤立集落が発生するおそれのある34路線うち、落石対策、橋梁の耐震補強、土砂災害対策などの防災対策によりリスクを軽減した路線は14路線（R5）である。救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、緊急輸送道路等の重要な交通網が寸断されることで、迅速な救命・救助活動や被災地への支援物資輸送が滞り、県民の安全・安心な暮らしや企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことがないよう、落石対策、砂防施設の整備などを国や市町村と連携を図り推進する必要がある。また、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。
（交通・物流）

【道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策】 【県土整備部】

- 群馬県では、道路、公園等、膨大かつ多種多様な社会資本を管理している。これらの社会資本は、県民の暮らしや社会経済活動を支える重要な役割を果たしている。高度経済成長期以降に整備した大量の社会資本ストックの老朽化により維持管理・更新費用の増大、老朽化や劣化に起因する事故等の発生が懸念される。今後も、社会資本を長期にわたって安全に使用し続けるために、維持管理・更新費用のトータルコストの中長期的な縮減と平準化を図っていく必要がある。
（住宅・都市）
- 道路施設、都市公園、公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、道路施設、公園施設、公営住宅を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。
（住宅・都市）

【応急危険度判定体制の整備】 【県土整備部】

- 余震等による被災建築物・被災宅地から生じる二次災害を防止するため、被災を想定し

たシナリオ演習などを行うことで、地震発生後速やかに応急危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。そのため、全国連絡訓練、県内判定士への連絡訓練及び判定活動の模擬訓練等を毎年実施し、応急危険度判定体制の整備に取り組んでいる。

(住宅・都市)

【災害医療の強化】 【健康福祉部】

- 航空搬送拠点に指定された前橋赤十字病院を含む県内17か所の災害拠点病院を中心に、有事の多数傷病者の受入体制を強化するとともに、航空搬送拠点の運用について実動訓練を実施する。

(保健医療・福祉)

【広域災害救急医療情報システム（E M I S）の運用】 【健康福祉部】

- 大規模災害時における医療機関の被災状況や活動支援チームの集約する「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」を運用しており、引き続きE M I Sを中心とした災害時の情報連絡体制を維持、強化する必要がある。

(保健医療・福祉)

【災害拠点病院の体制整備】 【健康福祉部】

- 災害時における医療提供体制を確保するため、県内に17か所の災害拠点病院を指定しており、被災後に診療機能を維持できるよう、業務継続計画に基づく訓練の実施と計画内容の見直し、耐震化、浸水対策など、病院の災害対策事業を推進する必要がある。

(保健医療・福祉)

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努めている。
- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクターヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用することとしている。

(保健医療・福祉)

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結している。
- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援

助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 群馬県における受援・応援計画は平成29年度に策定済みであり、市町村における受援計画の策定率は71.4% (R5) (県内25市町村で策定済み) となっている。大規模災害時に円滑な受援体制を準備しておくことは非常に重要であり、全市町村で策定されるべき計画であるため、計画の策定が進むよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続していく。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを進める必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 群馬県防災士養成講座参加者は172人 (R5、目標：300人/年度) である。防災に関する知識や技能を身につけ、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。(一財)自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組んでいる。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 住民が安全に避難するためには、家具類の固定が極めて重要となるが、その固定率(大部分を固定)は3.8% (H28.6.17) にとどまっており全国平均(8.9% (R4))を下回っていることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 機能別消防団の導入団数は17団 (R5) である。地域の消防力の維持・向上のため、群馬県では市町村と連携し、女性や若者(学生)団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を行っている。引き続きこれらの取組を通じて消防団員確保を推進する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県民の防災意識の醸成】 【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【防災教育の推進】 【総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は、100% (R5) であるが、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は83% (R3) となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進している。また、小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組を進めている。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等) (国土保全/土地利用 (国土利用))

(現状指標)

- 【県】住宅の耐震化率 89.4% (R5)
- 【総】市町村庁舎の耐震化率 83.3% (R4) 全国 92% (R4)
- 【総】県内の消防本部・消防署等の耐震化率 85.0% (R4.10)
- 【地】国指定重要文化財(建造物)の耐震対策の実施件数 53件 (R5)
- 【県】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 70.8% (R5)
- 【教】校舎等の耐震化率 (非木造) 100% (R5)
- 【教】屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 100% (R5)
- 【教】屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 96.4% (R5)
- 【教】ブロック塀等の安全対策化率 100% (R3)
- 【生】私立学校の耐震化率 96.3% (R5) 全国 92.9% (R5)
- 【総】群馬県防災士養成講座参加者 172人 (R5)
- 【総】家具類の固定率 3.8% (H28.6.17)
- 【健】病院の耐震化率 85.8% (R5) 全国 79.5% (R4)
- 【健】社会福祉施設の耐震化率 93.8% (R3) 全国 92.5% (R1)
- 【生】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立) 83% (R3)
- 【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立) 100% (R5)
- 【県】孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線 (R5)
- 【県】災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)
- 【県】幹線街路の整備率 55.8% (R4) 全国平均 67.6% (R4)
- 【県】土地区画整理完了率 85% (R5)

- 【県】 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値 13市町 (R5)
- 【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5)
- 【県】 県内の市町村営住宅の耐震化率 99.66%(R5)
- 【県】 県営住宅の耐震化率 100% (R5)
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5)
- 【総】 市町村における業務継続計画の策定率 100% (R5) 全国 100% (R5)
- 【総】 市町村における受援計画の策定率 71.4% (R5) 全国 75.4% (R5)
- 【総】 県における受援・応援計画の策定 策定 (H29)
- 【総】 機能別消防団の導入団数 17団 (R5)

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

（交通・物流）

【健全な市街地の造成】 【県土整備部】

- 土地区画整理完了率は85%（R5）である。土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行っていく。

（住宅・都市）

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 【県土整備部】

- 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値は13市町（R5）であり、県内市町村の市街化区域内における人口密度は67.3人/ha（R5）である。全国的に人口減少が進む中、土地利用規制・誘導施策の着実な推進により、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく規制・誘導施策を着実に推進していく。

（住宅・都市）

【市街地の整備】 【県土整備部】

- 市町村等が実施する市街地再開発事業等に対して助言や指導監督等の技術的支援を行うことで、密集市街地の解消や、避難路・避難場所の整備、建築物の不燃化を進めている。

（住宅・都市）

【下水道管渠の耐震化、下水道施設等の老朽化対策】 【県土整備部】

- 県が管理する下水道管渠の耐震化については、平成28年末までに対策が完了している。市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化率は55.0%（R5）と低いため、会議等で対策の

必要性を周知し、耐震対策を早急に促進する必要がある。また、下水道施設等を長期に渡り使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進する必要がある。

(住宅・都市)

【耐震性貯水槽の整備】 【総務部】

- 市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知するなどして、消防水利の基準に基づき、耐震性を持った防火水槽を整備することで適正な水利の配置を行い、万が一地震に伴う火災が発生した場合に有効に消火活動をできるように備えている。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結している。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【文化財の耐震化・防火対策】 【地域創生部】

- 「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき防火設備の拡充・点検・改修を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

(住宅・都市)

【火災予防】 【総務部】

- 住宅用火災警報器の設置率は80.2%（R5）である。群馬県では、ポスター等を用いた広報や会議等を通じた各消防本部への対策を助言している。また、各消防本部では、立入検査の重点化や一般家庭への住宅用火災警報器等の普及促進等を行っている。これらの日頃の火災予防の取組を通じ、地震に伴う火災による多数の傷病者の発生を防ぐ必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

（現状指標）

【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86%（R5）

【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80%（R5）

- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 土地区画整理完了率 85% (R5)
- 【県】 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値 13市町 (R5)
- 【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5)
- 【県】 管渠の耐震化 100% (H28)
- 【県】 市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化率 55% (R5)
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5)
- 【総】 住宅用火災警報器の設置率 80.2% (R5)

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【河川整備等の水害対策】 【県土整備部】

- 河川整備計画に基づく河川整備延長は48.4km（R5）であり、長寿命化計画に基づく河川構造物補修の進捗率は91%（R5）である。また、令和2年度以降に水害リスクが軽減された家屋戸数は16,301戸（R5）、産業団地数は1団地（R5）である。水害リスクの軽減のため、河川整備計画に基づき、着実に河川整備を進めるとともに、河川構造物を長期にわたって使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進、堆積土除去、堤防強化などの維持管理を行う必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。
（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

【健全な市街地の造成】 【県土整備部】

- 土地区画整理完了率は85%（R5）である。土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行っていく。
（住宅・都市）

【防災重点ため池の防災減災対策】 【農政部】

- ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数は、197箇所のうち、166箇所（R5）となっている。「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づ

き、防災重点ため池の防災減災対策を図ることとされており、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する必要がある。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む必要がある。

（国土保全/土地利用（国土利用））

【農地等の湛水被害の軽減・防止】 【農政部】

- 排水路が未整備な農地や農村集落では、近年の集中豪雨や台風に起因した湛水被害が発生しており、地域排水対策が必要である。このため、雨水を貯留する調整池5か所（R5）（目標：12か所）や排水路10.0km（R5）（目標：19.0km）を整備し、農地等への湛水被害を軽減・防止する必要がある。

（国土保全/土地利用（国土利用））

【水田の貯水機能を活用した防災減災対策】 【農政部】

- 水田の貯水機能を活用する「田んぼダム」の取組により、豪雨時の水路への排出量を抑制し、下流域の洪水被害を軽減させることができる。このため、「田んぼダム」の取組に必要な水田落水口への排水柵等流出量調整器具の設置、畦畔の強化及びこれらの維持管理への補助等を行う。

（国土保全/土地利用（国土利用））

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 【県土整備部】

- 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値は13市町（R5）であり、県内市町村の市街化区域内における人口密度は67.3人/ha（R5）である。全国的に人口減少が進む中、土地利用規制・誘導施策の着実な推進により、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく規制・誘導施策を着実に推進していく。

（住宅・都市）

【水害に係るマイ・タイムライン作成支援】 【県土整備部】

- 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数は0人（R5）である。また、水害に係るマイ・タイムライン作成支援の進捗率は36%（R5）である。引き続き水害による「逃げ遅れゼロ」に向け、市町村が実施するマイ・タイムライン作成講習会等の支援を進める必要がある。また更に多くの方に作成してもらえよう、WEBにより手軽にマイ・タイムラインが作成できるツールを配信する。

（国土保全/土地利用（国土利用））

【内水危険箇所のソフト対策】 【県土整備部】

- 雨水出水浸水想定区域の指定は、令和5年度末までに指定市町村がないため、会議等で必要性を周知している。更に、上記区域の指定に向けては、国から派遣された講師により、区域指定に必要な手法等を市町村へ支援し、令和7年度末までに指定が必要な全市町村100%を目指す。

（住宅・都市）

【河川防災情報の提供】 【県土整備部】

- 洪水・氾濫時における県民の迅速かつ的確な避難行動・水防活動を支援するため、河川の水位情報や河川監視カメラ画像など、わかりやすい河川防災情報を提供する。また、迅速な水防活動を行うため、出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の情報共有と出水期前の合同点検を行う。

（国土保全/土地利用（国土利用））

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【防災教育の推進】 【総務部、県土整備部、教育委員会】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は、100%（R5）である。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進している。また、主体的に避難する力を育むための小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組を進めている。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）（国土保全/土地利用（国土利用））

【県民の防災意識の醸成】 【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

（現状指標）

- 【県】 河川整備計画に基づく河川整備延長 48.4km（R5）
- 【県】 水害リスクが軽減される家屋戸数 16,301戸（R5）
- 【県】 水害リスクが軽減される産業団地数 1団地（R5）
- 【県】 水害に係るマイ・タイムライン作成支援の進捗率 36%（R5）
- 【県】 長寿命化計画に基づく河川構造物補修の進捗率 91%（R5）
- 【県】 雨水出水浸水想定区域の指定 0%（R5）
- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86%（R5）
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80%（R5）
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88%（R5）

- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)
- 【県】 土地区画整理完了率 85% (R5)
- 【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数
166箇所 (R5)
- 【県】 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値 13市町 (R5)
- 【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5)
- 【県】 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数 0人 (R5)
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5)

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

【治山施設の整備・機能維持】 【環境森林部】

- 民有林治山事業施工面積は32ha（R5）、山地災害危険地区における新規事業化数は29箇所（R5）、治山施設の修繕は10箇所（R5）である。また、周辺の森林で治山事業が実施された集落数率は63.7%（R5）である。山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める必要がある。また、治山関係施設の老朽化に伴い、甚大な被害が発生する可能性は高く、計画的な対策が必要であることから、国のインフラ長寿命化計画に基づき、個別施設計画を策定した。老朽化対策を図るため、施設の点検、施設整備を進めて行く必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【土砂災害防止施設の整備・機能保全】 【県土整備部】

- 土砂災害対策推進計画2021による重点要対策箇所の整備率は36%（R5）であり、土砂災害が軽減される要配慮者利用施設は98施設（R5）、避難所は97施設（R5）、人家戸数は19,444戸（R5）である。土砂災害が発生するおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などについて、同計画に基づき整備を行っており、引き続き計画を推進する必要がある。また、整備された施設の機能保全のため、適切な点検、土砂撤去などを引き続き進めていく必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【埋立て規制の適正執行】 【環境森林部】

- 生活環境の保全と災害発生防止のため、3,000㎡以上の土砂等による埋立て等について条例で定める技術基準への適合を要件として許可制度を運用している。許可時の施工計画との不適合や無許可での施工等に対しては、是正指導を行うほか行政処分や罰則の適用もある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【危険な盛土等の規制】 【県土整備部】

- 令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行された。これを受け、同法に基づく規制区域を新たに指定し、危険な盛土等を包括的に規制する必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【農地の保全】 【農政部】

- 農地の地すべり防止施設のインフラ長寿命化計画個別施設計画を9地区において作成しているが、今後も地すべり防止施設の機能を適正に発揮させるために、地すべりの兆候確認のための観測と施設の維持管理について計画的に実施する必要がある。

(国土保全/土地利用 (国土利用))

【土砂災害防止施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率は26% (R5) である。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、引き続き同計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進めて行く必要がある。

(国土保全/土地利用 (国土利用))

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86% (R5) であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80% (R5) である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88% (R5)、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77% (R5)、通学路の歩道整備率は84% (R5)、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93% (R5) である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを進める必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 群馬県における受援・応援計画は平成29年度に策定済みであり、市町村における受援計画の策定率は71.4% (R5) (県内25市町村で策定済み) となっている。大規模災害時に円滑な受援体制を準備しておくことは非常に重要であり、全市町村で策定されるべき計画であるため、計画の策定が進むよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続していく。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】 【県土整備部】

- 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数は0人（R5）である。また、土砂災害警戒区域等の3巡目見直し進捗率は33%（R5）である。土砂災害警戒区域等は、指定後の災害発生や開発等による諸条件の変化に対応するため定期的（概ね5年）に見直しを行うとともに、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進める必要がある。県と前橋地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報は、迅速な警戒避難体制への移行に向け、更なる精度・機能向上のための発表基準の見直しやシステム改修を進める必要がある。また、住民主体の警戒避難体制構築のため、防災マップづくり及び実動避難訓練などの支援を継続する必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【県民の防災意識の醸成】 【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 群馬県防災士養成講座参加者は172人（R5、目標：300人/年度）である。防災に関する知識や技能を身につけ、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。（一財）自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組んでいる。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 機能別消防団の導入団数は17団（R5）である。地域の消防力の維持・向上のため、群馬県では市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を行っている。引き続きこれらの取組を通じて消防団員確保を推進する必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【防災教育の推進】 【総務部、県土整備部、教育委員会】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校

の割合は、100% (R5) である。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進している。また、主体的に避難する力を育むための小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組を進めている。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等) (国土保全/土地利用 (国土利用))

(現状指標)

- 【環】 周辺の森林で治山事業が実施された集落数率 63.7% (R5)
- 【環】 民有林治山事業施工面積 32ha (R5)
- 【環】 民有人工林の整備率 44% (R5)
- 【環】 山地災害危険地区における新規事業化数 29 箇所 (R5)
- 【環】 治山施設の修繕箇所数 10 箇所 (R5)
- 【総】 群馬県防災士養成講座参加者 172人 (R5)
- 【総】 市町村における業務継続計画の策定率 100% (R5) 全国 100% (R5)
- 【総】 市町村における受援計画の策定率 71.4% (R5) 全国 75.4% (R5)
- 【総】 県における受援・応援計画の策定 策定 (H29)
- 【教】 校舎等の耐震化率 (非木造) 100% (R5)
- 【教】 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 100% (R5)
- 【教】 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 96.4% (R5)
- 【県】 土砂災害対策推進計画2021による重点要対策箇所の整備率 36% (R5)
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される要配慮者利用施設数 98施設 (R5)
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される避難所数 97施設 (R5)
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される人家戸数 19,444戸 (R5)
- 【県】 砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率 26% (R5)
- 【県】 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数 0人 (R5)
- 【県】 土砂災害警戒区域等の3巡目見直し進捗率 33% (R5)
- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5)
- 【生】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立) 83% (R3)
- 【教】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立) 100% (R5)
- 【総】 機能別消防団の導入団数 17団 (R5)

1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

【火山防災対策】 【総務部、県土整備部】

- 常時観測火山（浅間山・草津白根山・日光白根山）の各火山防災協議会において、火山ハザードマップ及び避難計画を作成済み。必要に応じて改定し、火山災害対応力の向上を図るとともに噴火時における住民の円滑な避難をサポートする必要がある。
(国土保全/土地利用（国土利用）)

【治山施設の整備】 【環境森林部】

- 火山地域における新規事業化数は11箇所（R5）である。火山噴火等災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める。
(国土保全/土地利用（国土利用）)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

（現状指標）

【環】 火山地域における新規事業化数 11箇所（R5）

【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86%（R5）

- 【県】防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)
- 【総】緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【防雪設備等の整備】 【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設等は、おおむね整備が完了している。今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要があるとともに老朽化施設は計画的に維持修繕を実施する。

(交通・物流)

【雪崩防止施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 雪崩防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、雪崩防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進めて行く必要がある。

(国土保全/土地利用(国土利用))

【大雪時における除雪体制の整備】 【県土整備部】

- 「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備している。今後も、除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

(交通・物流)

【雪害時の乗員保護】 【総務部】

- 国土交通省関東地方整備局の主導により「群馬県における雪害時の乗員保護活動計画」を作成済み。関東整備局主催の訓練等を通じて実効性を向上させる必要がある。

(交通・物流)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%(R5)であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%(R5)である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%(R5)、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%(R5)、通学路の歩道整備率は84%(R5)、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%(R5)である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの

整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

(現状指標)

- 【県】 砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率 26%(R5)
- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【県有施設等の耐震化】 【総務部、県土整備部】

- 主要な建築物については、震災時における被害防止の観点から、役割・用途や規模に応じ優先度を定めて耐震化に取り組んできた結果、耐震化はおおむね完了している。今後は、既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 庁舎等施設のうち、防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎については耐震化を全て完了している。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 県内の消防本部・消防署等の耐震化率は85%（R4.10）である。引き続き市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知し、施設の耐震化に努める必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【災害対応力の強化】 【警察本部】

- 広域緊急援助隊警備部隊等を対象に、定期的に災害警備訓練を実施し、救出救助技術の練度向上に努めており、関東管区内の他県部隊との合同訓練も計画的に実施している。また、警察署員を対象とした初動対応訓練等も実施しているが、今後も継続して実施する必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全する必要がある。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努めている。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用することとしている。
（保健医療・福祉）
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過（R6）し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動で

きるよう、応急対策体制を確立し、適切な運営管理を行う必要がある。

(交通・物流)

【保健所現状報告システムの運用】 【健康福祉部】

- 全保健所を対象とした一斉情報入力訓練や、各地域単位での操作研修、訓練等の実施により、大規模災害時における保健所の被災情報の迅速な把握に努める必要がある。

(保健医療・福祉)

【建設業の担い手の確保・育成】 【県土整備部】

- 本県の建設業界は、建設業許可業者数がピーク時である平成11年度から32.95%減少(R5)している。大規模災害時における災害対応・復旧復興、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業界は、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。

(産業構造/金融)

【市町村による個別避難計画作成支援】 【健康福祉部】

- 優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合は42.8%(R5)である。未作成市町村が大幅に減少し一定の進捗は図られたが、一部作成市町村の割合が高く市町村の取り組みを加速化させる必要がある。計画づくりに課題を抱えている市町村を対象に個別訪問を行い、意見交換等を通じて効率的な作成プロセスを固めてもらうとともに、研修会の開催や市町村の求めに応じて学識経験者等を派遣するアドバイザー派遣事業の実施など、市町村のニーズに合わせたきめ細かい支援を行うことで、市町村の取り組みを促進する必要がある。

(保健医療・福祉)

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結している。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊(R5)である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

（交通・物流）

（現状指標）

【総】 県庁舎等（防災拠点）の耐震化率 100%（H16）

【総】 県内の消防本部・消防署等の耐震化率 85%（R4.10）

【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊（R5）

【県】 ピーク時（平成11年度）からの建設業許可業者数減少率 -32.95%（R5）

【健】 優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合 42.8%（R5）

【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86%（R5）

【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80%（R5）

【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88%（R5）

【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77%（R5）

【県】 通学路の歩道整備率 84%（R5）

【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93%（R5）

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【県立病院における災害時の機能確保】 【病院局】

- 県立病院ごとに定める業務継続計画により、災害時においても県立病院としての機能を確保できるようにする。なお、災害時には、知事部局と連携し、災害対応を行う県内各病院に対する支援を行う。

(保健医療・福祉)

- 小児医療センターは、開設から40年以上が経過し、老朽化や医療機能に関する様々な課題が顕在化していることから、移転再整備を進めるとともに、再整備にあたっては、災害発生時にも継続して高度専門医療を提供できるよう災害に強い施設として整備する。

(保健医療・福祉)

【災害医療の強化】 【健康福祉部】

- 航空搬送拠点に指定された前橋赤十字病院を含む県内17の災害拠点病院を中心に、有事の多数傷病者の受入体制を強化するとともに、航空搬送拠点の運用について実動訓練を実施する。

(保健医療・福祉)

【広域災害救急医療情報システム（E M I S）の運用】 【健康福祉部】

- 大規模災害時における医療機関の被災状況や活動支援チームの集約する「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」を運用しており、引き続きE M I Sを中心とした災害時の情報連絡体制を維持、強化する必要がある。

(保健医療・福祉)

【災害拠点病院の体制整備】 【健康福祉部】

- 災害時における医療提供体制を確保するため、県内に17か所の災害拠点病院を指定しており、被災後に診療機能を維持できるよう、業務継続計画に基づく訓練の実施と計画内容の見直し、耐震化、浸水対策など、病院の災害対策事業を推進する必要がある。

(保健医療・福祉)

【災害医療に関わる人材育成】 【健康福祉部】

- 災害医療に関わる人材育成として、「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修等を実施している。災害医療コーディネーターについては、人員数は充足しており、引き続き研修・訓練等各種事業を実施し、各コーディネーターや関係する行政機関との連携強化に努める。

(保健医療・福祉)

【災害派遣医療チーム（D M A T）】 【健康福祉部】

- 日本D M A Tチーム数は70チーム（R5）である。隊員数、チーム数ともに毎年増加傾向であり、引き続きD M A T養成研修を定期的で開催し、D M A T指定医療機関と協力しながらD M A T隊員の確保に努める。

(保健医療・福祉)

【災害支援ナース】 【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する必要がある。

(保健医療・福祉)

【災害時の透析医療体制の確保】 【健康福祉部】

- 透析医療患者の受入調整を円滑に行うための体制を整備するため、平成30年度に「群馬県災害時透析医療マニュアル」を策定し、定期的に訓練を実施している。また、関東周辺の都県で構成される「災害時の透析医療確保に関する広域関東圏連携会議」において、令和4年度に広域連携のためのルールが定められ、都県間を超えた連携体制の整備に努めている。

(保健医療・福祉)

【医療的ケア児等への支援】 【生活こども部】

- 医療的ケア児等とその家族の相談窓口として医療的ケア児等支援センターを設置している。医療的ケア児等の個別避難計画作成を推進するため、作成主体である市町村への支援を行うとともに、支援者や当事者に対する災害対策の研修等を実施し普及啓発に努める必要がある。

(保健医療・福祉)

【業務継続計画の策定、見直し】 【健康福祉部】

- 事業継続計画（BCP）策定義務のある、災害拠点病院の策定率は100%（R5）であり、今後はBCPに基づく訓練の実施や見直しについて支援する。

(保健医療・福祉)

- 災害拠点病院以外の病院の策定率は31.4%（R5）であり、未策定事業者に対して、病院BCP策定支援事業を実施する等により、医療機関のBCP策定を支援する。

(保健医療・福祉)

【業者との個別契約】 【病院局】

- 「県立病院医薬品納入業者遵守事項」や「県立病院医療材料備蓄委託契約」を締結し、災害時における医薬品の優先供給や、備蓄用医療材料を常時備える契約を締結し、県立病院として災害時に対応できるよう対策している。

(保健医療・福祉)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づ

けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88% (R5)、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77% (R5)、通学路の歩道整備率は84% (R5)、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93% (R5) である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努めている。
- (行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用することとしている。
- (保健医療・福祉)
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過 (R6) し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対応体制を確立し、適切な運営管理を行う必要がある。

(交通・物流)

(現状指標)

- 【健】 災害医療コーディネート研修の実施 1回 (R5)
- 【健】 日本DMA Tチーム数 70チーム (R5)
- 【健】 B C P策定義務のある災害拠点病院の策定率 100% (R5)
- 【健】 災害拠点病院以外の病院のB C P策定率 31.4% (R5)
- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【群馬県避難ビジョンの推進】 【総務部】

- 個別避難計画策定について、令和3年3月に作成した群馬県避難ビジョンに基づき、令和7年度末までの目標達成を目指し、取組を行っている。
(保健医療・福祉)
- BFT（ベッド・フード・トイレ）対策の推進について、群馬県避難ビジョンに基づき、令和7年度末までの目標達成を目指し、以下の取組を実施している。
 - 【ベッド】避難所での雑魚寝を解消するため、2次避難先宿泊施設の拡充や受入調整のDX化推進等の取組を進めている。
 - 【フード】避難者へ温かい食事を提供するため、給食施設やボランティアによる炊き出し実施のマニュアル作成支援や、キッチンカー事業者団体と協力した炊き出し実施等の取組を進めている。
 - 【トイレ】全ての避難者に安全で清潔なトイレへのアクセスを確保するため、必要となる災害時のトイレ数の試算や管理運用計画の作成を行っている。
(保健医療・福祉)
- 避難所運営ガイドラインを24市町村（R6.4）が作成している。群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進めている。
(保健医療・福祉)
- 県内では、全市町村が一般避難所の指定を行っており、福祉避難所は31市町村（R6.4）が指定済みである。また、避難所運営マニュアルを24市町村（R6.4）が作成している。指定避難所等の適切な指定について随時周知するとともに、群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進めている。
(保健医療・福祉)

【災害支援ナース】 【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する必要がある。
(保健医療・福祉)

【災害派遣福祉チーム（DWA T）】 【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、大規模災害発生時に、DWA Tを避難所等に派遣し、要配慮者等を支援する仕組みが構築されている。引き続き、災害時の福祉支援体制の充実を図るため、DWA T隊員の確保・育成を進める必要がある。
(保健医療・福祉)

【災害時健康危機管理チーム（DHEAT）】 【健康福祉部】

- 大規模災害時などの際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能等の支援を通して、二次健康被害を最小限に抑えるため、DHEAT隊員の確保・育成

を進めている。

(保健医療・福祉)

【災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）】 【健康福祉部】

- 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を初めとする精神疾患発症の予防などを支援するため、ＤＰＡＴ隊員の確保・育成を進めている。

(保健医療・福祉)

【災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）】 【健康福祉部】

- 県歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、被災した場合の避難所の口腔衛生管理支援や日本歯科医師会等への支援要請等の体制を構築している。

(保健医療・福祉)

【災害時の食生活支援】 【健康福祉部】

- 群馬県栄養士会と連携して、災害時に適切な栄養・食生活支援活動ができる人材育成にむけた研修会を開催しているが、より円滑に支援活動を行うためには協定締結を検討する必要がある。

(保健医療・福祉)

- 各保健福祉事務所において、市町村や給食施設において災害時の栄養・食生活支援が円滑に行われるよう、「防災レシピ」、「学校給食施設炊き出し実施マニュアルひな形」などを活用して、平常時の取組について支援をしているが、引き続き支援をしていく必要がある。

(保健医療・福祉)

【２次避難先宿泊施設受入調整のＤＸ化】 【健康福祉部】

- ２次避難先宿泊施設に係る受入調整のＤＸ化について、令和６年度に作成した「宿泊施設災害情報等共有ツール」を県旅館組合や市町村等に周知し、２次避難先への対象者の迅速な移動調整を推進する必要がある。

(保健医療・福祉)

【災害時情報共有システムの運用】 【健康福祉部】

- 平時におけるシステム利用の周知や、社会福祉施設等を対象とした一斉情報入力訓練の実施により、大規模災害時における社会福祉施設等の被災情報の迅速な把握に努める。必要がある。

(保健医療・福祉)

【群馬県動物救護本部】 【健康福祉部】

- 大規模災害時などに、群馬県動物救護本部を設置し、被災した家庭動物の救護や飼い主等の支援活動を行う体制を整備するため、関係機関との協議を行っている。

(保健医療・福祉)

【仮設トイレのし尿、使用済みの簡易トイレ等の収集支援】 【環境森林部】

○ 避難所の衛生状態悪化を防ぐため、仮設トイレのし尿や使用済み簡易トイレの収集を滞りなく行う必要がある。そのため、県内市町村相互応援協定、県内関係団体との協定を結んでいる（県が支援の調整を行う）。また、一般廃棄物処理施設が被災して、長期間にわたり稼働停止することにより収集が滞る事態に備え、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（関東地方、新潟県、山梨県及び静岡県）で行動計画が策定されている。 （保健医療・福祉） 【家畜防疫】 【農政部】 ○ 大規模な災害発生により伝染性疾病に罹患した家畜の死体が放置された場合、疾病がまん延する可能性があるため、疾病の発生予防と予察の実施により県内の疾病発生状況を把握している。また、家畜死体を処理するために焼却施設や化製場等との連携強化を図る必要がある。 （農林水産） 【災害福祉支援ネットワークの推進】 【生活こども部】 ○ 施設間相互応援協定に基づく情報共有システムの訓練を実施し、災害発生時の動きを確認した。令和6年度の訓練では、8市町村に所在する270の児童福祉施設が参加した。（参加率：75.6%）施設のBCP（事業継続計画）作成に当たっての協力等を行った。 （保健医療・福祉） 【福祉防災アドバイザーの養成】 【健康福祉部】 ○ 介護施設等の職員に対し、BCPの見直し・充実化支援、BCMの計画・実施支援、福祉避難所運営に必要な情報提供・運営シミュレーションのサポートができる福祉防災アドバイザーの養成を実施している。 （保健医療・福祉） 【福祉施設における福祉避難所モデル訓練】 【健康福祉部】 ○ 災害時に福祉避難所を円滑に設置・運営できるよう、関係者による、福祉避難所モデル訓練を実施し、災害発生後の避難所の開設準備、要配慮者の移送・受け入れなど福祉避難所の運営に係る具体的な手順を確認するとともに、課題等について関係者間で共有した。 （保健医療・福祉） 【介護施設等向け防災相談窓口】 【健康福祉部】 ○ 介護施設等向けの防災相談窓口を設置し、事業継続計画や避難確保計画等に関する相談対応を通じて、介護施設等の職員の防災知識の習得を支援している。 （保健医療・福祉）
（現状指標） 【総】 避難所運営ガイドラインを作成している市町村 24市町村（R6.4） 【総】 福祉避難所を指定している市町村 31市町村（R6.4） 【総】 避難所運営マニュアル作成済み市町村 24市町村（R6.4）

【生】情報共有システムの訓練に参加した児童福祉施設割合 75.6% (R6)

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【水道災害時相互応援体制の整備】 【健康福祉部】

- 自然災害等による水道災害時に備え、群馬県では「群馬県水道災害相互応援協定」を県内全市町村と締結し、非常時における応急給水等の応援体制を構築している。
(保健医療・福祉)

【食料等の備蓄】 【総務部】

- 全ての家庭において3日以上以上の食料等の備蓄を推奨しているが、その備蓄割合は23.0% (H28.6)にとどまっている。家庭における食料等の備蓄や非常持ち出し品の準備等、家庭における備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 市町村における備蓄については、その取組みに差があることから、全ての市町村において一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 県備蓄目標に対する備蓄割合は94.5% (R5)となっており、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【支援物資の供給等に係る応援協定等の締結】 【総務部】

- 災害時に迅速な応急活動等を実施するため、民間企業等と様々な分野で協定を締結している。これまでの協定締結により、一定の分野はカバーされていることから、新規に締結する協定は、より実効性を重視していく必要がある。
(産業構造/金融)

【協定締結企業以外からも物資を調達できる体制を確保】 【産業経済部】

- 災害時応援協定を締結している相手方との情報交換、災害時の連絡体制の確認を、今後も適宜行う。また、大規模小売店舗立地法届出に係る書類を参照し、災害時の協力を申し出てくれている事業者を抽出し、災害時物資供給協定外事業者一覧を更新する。
(産業構造/金融)

【支援物資集積拠点】 【総務部】

- 大規模災害が発生した場合に県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、平時からの防災関係機関等との連携のもと、物資集積拠点となり得る倉庫を選定し、迅速に拠点としての運用を開始できる仕組みを構築する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【医療品等の確保】 【健康福祉部】

- 地域防災計画上に医薬品等の供給体制について規定されており、関係団体と医薬品等の供給について協定を締結している。また、医薬品等の備蓄事業について関係団体に委託し、確保しており、備蓄状況の確認演習・訓練を実施している。

(保健医療・福祉)

【重要施設等への燃料優先供給等】 【産業経済部】

- 災害時に、燃料が不足した重要施設等に対して燃料を優先的に供給するために、群馬県石油共同組合と協定を締結している。また、県の緊急要請に基づいた国からの要請により、石油元売会社が重要施設等に対しての直接供給を円滑に行うため、石油連盟と覚書を交わしており、毎年、関係団体と訓練を行っている。ただし、優先供給等が必要な重要施設が複数生じ、燃料に限りがある場合、供給の優先順位を決定するプロセスが未設定のため、そのプロセスについて検討する必要がある。

(産業構造/金融)

【防災施設等への自立型電源等の確保】 【知事戦略部、総務部、健康福祉部】

- 災害時の拠点となる県有施設、避難所、病院等に対して、災害時にも活用できる自立型電源等の導入を促進し、自立型電源等の普及によるエネルギーのレジリエンスの向上を図る必要がある。

(エネルギー)

【災害支援ナース】 【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する必要がある。

(保健医療・福祉)

【難病患者等への医療的支援】 【健康福祉部】

- 保健所では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に対して、発災時を想定した支援体制を関係機関と調整し、電源確保など難病患者の療養生活に必要な自助の備えのひとつとして、「災害時個別プラン」を策定している。現在、プランの策定率は47.9% (R6.1.1) であり、各保健所におけるプラン策定の着手率100%を目指し、引き続き取り組みを進める必要がある。

(保健医療・福祉)

【社会福祉施設等による施設間相互応援】 【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、被災施設に対する人的・物的支援を、県内社会福祉施設等の互助により支援する仕組みが構築されている。

(保健医療・福祉)

【群馬ヘリポートの強靱化】 【県土整備部】

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過 (R6) し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対応体制を確立し、適切な運営管理を行う必要がある。

(交通・物流)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。
- （交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
- （交通・物流）

（現状指標）

- 【健】 災害時個別プラン策定率 47.9%（R6.1.1）
- 【総】 家庭における食料の備蓄割合（3日分以上） 23%（H28.6）
- 【総】 県備蓄目標に対する割合 94.5%（R5）
- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86%（R5）
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80%（R5）
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88%（R5）
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77%（R5）
- 【県】 通学路の歩道整備率 84%（R5）
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93%（R5）

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

【帰宅困難者支援】 【総務部】

- 災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、民間事業者と帰宅困難者支援に関する協定を締結している。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【道の駅における防災拠点機能の強化】 【県土整備部】

- 災害発生時に、道の駅の施設やスペースの防災利用を行うために、「道の駅の防災総合利用に関する基本協定書」の締結を行っている。今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。
(交通・物流)

【防災公園の整備】 【県土整備部】

- 県内の都市公園の総数は1,491箇所（R5）となっている。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要がある。
(住宅・都市)

【林道の整備】 【環境森林部】

- 木材の生産・流通と山村地域の生活を支える林道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能をも有していることから、関係市町村との連携を強化して計画的に整備を進める必要がある。
(交通・物流)

【災害・防災情報の円滑な発信】 【総務部】

- 市町村防災行政無線（同報系）整備率は74.3%（R5）であり、群馬県総合防災情報システムによるＬアラート、緊急速報メールへの発信は平成29年度に対応済みである。住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備やＬアラート、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を確保する必要がある。なお、Ｌアラート及び緊急速報メールについては、群馬県総合防災情報システムにより全市町村で発信が可能である。
(情報通信)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88% (R5)、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77% (R5)、通学路の歩道整備率は84% (R5)、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93% (R5)である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

(現状指標)

【県】 県内の都市公園数 1,491箇所 (R5)

【総】 市町村防災行政無線 (同報系) 整備率 74.3% (R5)

【総】 群馬県総合防災情報システムによるLアラート、緊急速報メールへの発信 対応済 (H29)

【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)

【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)

【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)

【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)

【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)

【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生

【重要交通網等の防災対策】 【県土整備部】

- 孤立集落が発生するおそれのある34路線うち、落石対策、橋梁の耐震補強、土砂災害対策などの防災対策によりリスクを軽減した路線は14路線（R5）である。災害により重要交通網等が被災し、緊急物資の輸送や避難路の確保が困難になり、孤立集落が発生することが想定されるため、重要交通網等を保全する道路施設や砂防施設の整備などの防災対策を推進する必要がある。

（国土保全/土地利用（国土利用））

【難病患者等への医療的支援】 【健康福祉部】

- 保健所では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に対して、発災時を想定した支援体制を関係機関と調整し、電源確保など難病患者の療養生活に必要なとなる自助の備えのひとつとして、「災害時個別プラン」を策定している。現在、プランの策定率は47.9%

（R6.1.1）であり、各保健所におけるプラン策定の着手率100%を目指し、引き続き取り組みを進める必要がある。

（保健医療・福祉）

【県総合防災訓練の実施による関係機関との連携】 【総務部】

- 毎年度、特定の市域を対象とした総合防災訓練を行っており、関係機関が連携し、実災害を想定した訓練を実施している。今後も関係機関の連携確認及び防災知識の普及啓発のため、実践的な訓練を継続して行っていく必要がある。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努めている。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクターヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用することとしている。

（保健医療・福祉）

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過（R6）し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対応体制を確立し、適切な運営管理を行う必要がある。

（交通・物流）

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワー

クに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88% (R5)、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77% (R5)、通学路の歩道整備率は84% (R5)、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93% (R5)である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、市町村と連携し、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要がある。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【帰宅困難者支援】 【総務部】

- 災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、民間事業者と帰宅困難者支援に関する協定を締結している。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(現状指標)

【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線 (R5)

【健】 災害時個別プランの策定率 47.9% (R6.1.1)

【総】 県総合防災訓練の実施状況 1回 (R6)

【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)

【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)

【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)

【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)

【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)

【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

【避難所における感染症対策】 【総務部、健康福祉部】

- 避難所においても適切な感染症対策を行い、感染症のまん延を予防するため、令和6年3月に避難所運営ガイドライン（感染症対策編）を作成した。
（保健医療・福祉）
- 各市町村に対しては、ガイドラインを参考に避難所における感染症対策を検討し、避難所運営マニュアルへ反映するよう周知している。
（保健医療・福祉）

【感染症対策予防接種率の向上】 【健康福祉部】

- 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率は、第1期が94.7%（R5）、第2期が93.7%（R5）であり、ともに国が目標とする接種率である95.0%を下回っている。留意すべき感染症を網羅して把握することは困難であるため、任意接種ワクチンも含め、総合的に評価・検討できる仕組みが必要である。
（保健医療・福祉）

【事業継続計画（障害児者施設等・高齢者施設等）の策定】 【生活こども部、健康福祉部】

- 障害児者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率は93.8%（R6.9）である。未策定事業者に対する説明会を開催するとともに、計画の簡易版ひな形を提供し、策定を支援した。障害福祉サービス報酬における未策定減算の経過措置が令和6年度末で終了することから、未策定事業者に対して制度の周知を図るとともに策定支援を継続する。
（保健医療・福祉）
- 高齢者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率は95.7%（R6.8）である。通知や各種研修の周知を行うとともに、当課主催の動画研修を実施し、策定を支援した。引き続き未策定の施設等に対しては、制度の周知や支援を継続する。また、策定済の施設等に対しては、定期的な見直しが必要であることの周知や支援をする。
（保健医療・福祉）

【感染症対策に当たる人材の育成・資質の向上】 【健康福祉部】

- 保健所において、平時から感染症対策の研修を実施している。今後、地域の医療機関等とも連携し、災害時や避難所の感染対策を意識した研修・訓練を取り入れることが必要である。また、感染症の発生しにくいゾーニング、消毒実施等を念頭においた避難所の設営を推進する必要がある。
（保健医療・福祉）
- 感染管理認定看護師など、感染症対応に当たる専門的知識を持った医療人材の育成を支援する必要がある。
（保健医療・福祉）
- 令和6年度より介護サービス事業所等において、従業者に対する感染症対策に係る訓練や研修の実施などが義務化されたことから、当該制度の周知や指導を継続して実施する必要がある。

(保健医療・福祉)

(現状指標)

【健】 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率

第1期 94.7% 第2期 93.7% (R5)

国目標 第1期、第2期ともに95.0%以上

【生・健】 障害児者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率 93.8% (R6.9)

【健】 高齢者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率 95.7% (R6.8)

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全をする必要がある。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 信号機電源付加装置の整備数は、130基整備・6基更新(R5)である。停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞及び交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【被留置者の逃走・事故防止】 【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(現状指標)

【警】信号機電源付加装置の整備数 130基、6基更新(R5)

3-2 県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを進める必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県及び市町村庁舎等の耐震化】 【総務部、地域創生部、県土整備部】

- 主要な建築物については、震災時における被害防止の観点から、役割・用途や規模に応じ優先度を定めて耐震化に取り組んできた結果、耐震化はおおむね完了している。今後は、既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 庁舎等施設のうち、防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎については耐震化を全て完了している。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 市町村における防災拠点となる庁舎の耐震化率は83.3%（R4）にとどまっており、全国平均（92%（R4））を下回っており耐震化を促進する必要がある。なお、県における防災拠点となる庁舎の耐震化は全て完了している。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 県有の文化施設である、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館については、耐震化対応済みである。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 防災拠点となっていないスポーツ施設のうち、耐震診断で耐震性なしと判定された施設について、必要に応じて耐震化の検討を進める必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 群馬県における受援・応援計画は平成29年度に策定済みであり、市町村における受援計画の策定率は71.4%（R5）（県内25市町村で策定済み）となっている。大規模災害時に円滑な受援体制を準備しておくことは非常に重要であり、全市町村で策定されるべき計画であるため、計画の策定が進むよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続していく。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結している。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【防災行政無線管理運用】 【総務部】

- 大規模災害発生時に行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため整備している防災情報通信ネットワークシステムについて、浸水や停電等、発災後も防災無線設備を運用継続するための調査と対策を実施する必要がある。鉄塔や発電機等工作物の劣化による被災を免れるため、老朽化調査と対策を実施する必要がある。（情報通信）

【I C T－B C P計画】 【知事戦略部】

- 群馬県 I C T 部門業務継続計画は災害時におけるシステムの早期復旧を目的として策定済である。内容については改正等による対応のため都度見直しを行っている。また、各市町村に対しては、同様の計画の整備及び見直しを行うよう呼び掛けている。（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。（交通・物流）

【応急対策物資等の調達】 【会計局】

- 大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にした、

群馬県災害対策本部経理班「応急対策物資の購入マニュアル」を整備済みだが、必要に応じて内容の見直しを行う。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(現状指標)

- 【総】 県庁舎等（防災拠点）の耐震化率 100% (H16)
- 【総】 市町村庁舎の耐震化率 83.3% (R4) 全国 92% (R4)
- 【総】 市町村における業務継続計画の策定率 100% (R5) 全国 100% (R5)
- 【総】 市町村における受援計画の策定率 71.4% (R5) 全国 75.4% (R5)
- 【総】 県における受援・応援計画の策定 策定 (H29)
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5)
- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】 【産業経済部】

- 群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数は640社（R5）である。群馬県BCP策定支援プロジェクトによるセミナー及びワークショップ等による、県内企業の事業継続力の強化に資する各事業に取り組んでいる。
（産業構造/金融）

【企業の事業継続力の強化】 【産業経済部】

- 商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画の認定取得率については、98.1%（R5）となっている。自然災害の多発・甚大化に伴う事業継続リスクが増大する中、引き続き認定取得を促進する必要がある。
（産業構造/金融）

【被災企業への金融支援】 【産業経済部】

- 被災中小企業の経営を支援する「経営サポート資金Cタイプ（災害復旧関連要件）」や防災・減災に資する設備投資を行う県内事業者への融資を促進し、県内事業者の災害レジリエンス強化を目的とする「災害レジリエンス強化資金」等の融資制度を整備している。引き続き、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、経営支援体制の強化を図る必要がある。
（産業構造/金融）

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。
（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

(現状指標)

- 【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数 640社 (R5)
- 【産】商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画の認定取得率 98.1% (R5)
- 【県】災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【保安検査及び立入検査の実施】 【総務部】

- 許可事業者に対して、年に1回、保安検査及び立入検査を実施している。災害の未然防止を目的に設備の作動検査や管理状況の記録の検査、また、災害発生時を想定し、訓練の実施状況、対応計画を検査する。
(エネルギー)

【災害に強い農業生産体制の強化】 【農政部】

- 高温等による気象災害の被害軽減に向けた現地実証試験ほ場を設置し、新技術導入や既存技術の実証・普及を行い、農産物の安定生産と産地強化を図る。また、ハウス強化対策の理解や災害に遭った際の補填として収入保険・園芸施設共済等への加入を推進する。
(産業構造/金融)

(現状指標)

【総】 許可事業者に保安検査及び立入検査を実施 年1回(毎年度)

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

【自給飼料の増産】 【農政部】

- 飼料自給率は37.1% (R4) であり、全国平均26% (R4) を上回っている。災害時に飼料の供給が停滞する事態に備え、畜産農家による自給飼料の作付推進、及び畜産コントラクターの育成強化による飼料増産を図っていくことが必要である。
(産業構造/金融)

【農業水利施設の保全対策・耐震化】 【農政部】

- 現在、「基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数」は22地区 (R5) となっているが、今後も各農業水利施設の機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施し、農業用水の安定供給を図る必要がある。また、下流地域への2次災害及び地域農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設について、耐震対策（対象12施設のうち、1施設が完了）を推進する必要がある。
(農林水産)

【農業施設等のBCP策定支援】 【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期復旧・事業再開のためには、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し対策することが重要なことから、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」に基づく確認や農業版BCP（事業継続計画書）の策定を促進する。
(農林水産)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図っている。
(産業構造/金融)

【防災重点ため池の防災減災対策】 【農政部】

- ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数は、197箇所のうち、166箇所 (R5) となっている。「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点ため池の防災減災対策を図ることとされており、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する必要がある。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む必要がある。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

(現状指標)

【農】 飼料自給率 37.1% (R4) 全国 26% (R4)

【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数 22地区 (R5)

【農】基幹農業水利施設の耐震対策を実施した施設数 1 施設 (R5)

【農】ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数
166箇所 (R5)

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【水資源の総合調整】 【地域創生部】

- 利根川本川において、渇水による取水制限が開始される際には、「群馬県渇水対策本部」を設置し、関係機関と連携して、節水広報などの渇水対策を実施する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図っている。
(産業構造/金融)

【農業水利施設の保全対策・耐震化】 【農政部】

- 現在、「基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数」は22地区（R5）となっているが、今後も各農業水利施設の機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施し、農業用水の安定供給を図る必要がある。また、下流地域への2次災害及び地域農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設について、耐震対策（対象12施設のうち、1施設が完了）を推進する必要がある。
(農林水産)

【防災重点ため池の防災減災対策】 【農政部】

- ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数は、197箇所のうち、166箇所（R5）となっている。「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点ため池の防災減災対策を図ることとされており、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する必要がある。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む必要がある。
(国土保全/土地利用（国土利用）)

(現状指標)

【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数 22地区（R5）

【農】 基幹農業水利施設の耐震対策を実施した施設数 1施設（R5）

【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数 166箇所（R5）

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

【森林の整備】 【環境森林部】

- 間伐等森林整備面積は1,922ha（R5）である。間伐等の森林整備により、森林が有する土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収機能など多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させる必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【治山施設の整備】 【環境森林部】

- 民有林治山事業施工面積は32ha（R5）である。山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【森林病虫害等防除対策】 【環境森林部】

- 森林の健全性を損なう森林病虫害や林野火災等の被害地において、植栽等の森林整備により、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能を回復する必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【農業の担い手に対する農地集積・集約化】 【農政部】

- 担い手への農地集積率は43.8%（R5）であり、全国平均60.4%（R5）を下回っている。また、新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計）は583人（R5）である。担い手の規模拡大への取組を後押しするため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる必要がある。
（産業構造/金融）

【遊休農地の発生抑制と再生支援】 【農政部】

- 農業用区域内の再生可能な遊休農地面積は1,673ha（R4）である。地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら遊休農地の発生防止と解消を図る必要がある。
（産業構造/金融）

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図っている。
（産業構造/金融）

【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】 【農政部】

- 農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積は19,467ha（R5 進捗率97%）である。農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じている。このような中、地域コミュニティの維持・活性化による地域防災力の向上を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路、農道な

どの地域資源の保全活動（取組目標20,000ha）を支援する必要がある。 （農林水産）
（現状指標） 【環】間伐等森林整備面積 1,922ha（R5） 【環】民有林治山事業施工面積 32ha（R5） 【農】担い手への農地集積率 43.8%（R5） 全国 60.4%（R5） 【農】新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計） 583人（R5） 【農】農業用区域内の再生可能な遊休農地面積 1,673ha（R4） 【農】農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積 19,467ha（R5）

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【災害・防災情報の円滑な発信】 【知事戦略部、総務部】

- 市町村防災行政無線（同報系）整備率は74.3%（R5）であり、群馬県総合防災情報システムによるＬアラート、緊急速報メールへの発信は平成29年度に対応済みである。住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備やＬアラート、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を確保する必要がある。なお、Ｌアラート及び緊急速報メールについては、群馬県総合防災情報システムにより全市町村で発信が可能である。

（情報通信）

- 災害情報を迅速に県民に届けられるよう、災害時における県HPトップページへの緊急情報欄の設定や緊急情報を即時公開できる体制を整備している。このほか即時性のある対応として、テレビ・ラジオ広報、群馬県公式X（旧Twitter）、群馬県デジタル窓口（LINE）の防災メニューからも情報発信できる体制を整備している。

（情報通信）

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 群馬県防災士養成講座参加者は172人（R5、目標：300人/年度）である。防災に関する知識や技能を身につけ、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。（一財）自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組んでいる。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

- 機能別消防団の導入団数は17団（R5）である。地域の消防力の維持・向上のため、群馬県では市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を行っている。引き続きこれらの取組を通じて消防団員確保を推進する必要がある。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【外国人住民等への支援】 【地域創生部】

- 災害時外国人支援ボランティア登録者数は69人（R5）である。災害時に翻訳等により外国人被災者を支援するボランティアを養成している。多言語対応とともに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及が必要である。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

- 外国人住民を対象とした防災訓練（講話、避難所体験等）を外国人集住地域の市町村と

共催で実施している（年１回）。外国人住民に対し、災害時の避難行動等のさらなる周知啓発に取り組む必要がある。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

（現状指標）

【総】市町村防災行政無線（同報系）整備率 743.％（R5）

【総】群馬県総合防災情報システムによるＬアラート、緊急速報メールへの発信 対応済（H29）

【総】機能別消防団の導入団数 17団（R5）

【総】群馬県防災士養成講座参加者 172人（R5）

【地】災害時外国人支援ボランティア登録者数 69人（R5）

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

【再生可能エネルギーの導入促進】 【知事戦略部、環境森林部】

- 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を進めており、再生可能エネルギーの導入量は66億kWh/年（R5）であり、再生可能エネルギー比率は44%（R5）である。特に群馬県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高い（地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計は8市町村（R5）、燃料用木質チップ・木質ペレット生産量は173m³（R4））ことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。そのため、県では個人住宅や県内立地事業者向けに太陽光発電設備等の導入支援策として低利融資・共同購入事業・初期費用0円事業・補助制度を設けている。
（エネルギー）（産業構造/金融）
- 再生可能エネルギー導入量を増やすため、設置可能な県有施設や県有地の50%超に太陽光発電設備を設置することを目指し、取り組みを行っている。
（エネルギー）（産業構造/金融）

【企業局事業継続計画（BCP）の策定【電気事業】】 【企業局】

- 企業局における事業について継続する事業の優先順位を定め、自然災害等の危機事案が発生した場合において必要となる資機材や想定される被害、対応に係る時間の確認などをあらかじめ定めた事業継続計画を適正に事業継続が図れるよう見直しを行った（R6.4改正）。
（エネルギー）

（現状指標）

【戦】 再生可能エネルギー導入量 66億kWh/年（R5）

【戦】 再生可能エネルギー比率 44%（R5）

【戦】 新エネルギー発電割合 24.93%（R5）

【環】 地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計 8市町村（R5）

【環】 燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 173m³（R4）

5-3 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

【ガス施設の災害対応力の強化】 【総務部】

- 関係団体と協力し、災害発生時を想定したL P ガス中核充てん所稼働訓練及び簡易ガス事業防災訓練を年に1回実施している。
(エネルギー)

【避難所等へのL P ガスの安定供給の確保】 【総務部】

- 災害対応型L P ガスバルク供給システムについては、災害初期のライフラインを確保する設備の一つとして、避難所への活用などが有効であり、有効性と補助制度等について市町村等へ情報共有を実施し、周知を図ってきた。避難所生活の質の向上は、命と健康を守るための重要な取組であり、今後も、引き続き、市町村への情報提供などを行っていく必要がある。
(エネルギー)
- L P ガス協会とL P ガス防災協定を締結し、災害時、避難場所等に簡易ガスコンロ500台及びガス容器の提供ができるよう県内5カ所で備蓄し、県の要請に基づき運搬、提供する体制を整備している。
(エネルギー)

(現状指標)

【総】 L P ガス中核充てん所稼働訓練の実施 年1回(毎年度)

【総】 簡易ガス事業防災訓練の実施 年1回(毎年度)

5-4 上下水道施設、工業用水施設の長期間にわたる機能停止

【水道施設の防災機能の強化】 【健康福祉部】

- 上水道の基幹管路の耐震適合率、上水道の浄水施設の耐震化率、上水道の配水池の耐震化率はそれぞれ、42.7% (R4)、27.3% (R4)、49.4% (R4) であり、全国平均はそれぞれ42.3% (R4)、43.4% (R4)、63.5% (R4) である。事業者間による進捗の差があることから耐震化、更新事業の実施が進まない事業者に対し、水道施設の計画的な更新を引き続き行うように指導を行い、耐震化の促進を図る。
(住宅・都市)

【水道施設の耐震化、老朽化対策】 【企業局】

- 県営浄水場では、老朽化した設備の更新に合わせ、主要構造物の耐震化を計画的に進めている。県営第一水道事務所（浄水場）においては、1系浄水処理施設（浄水能力80,000 m³/日）の耐震化を含む更新改良工事（R5-R8）に着手した。
(住宅・都市)

【下水道管渠の耐震化、老朽化対策】 【県土整備部】

- 県が管理する下水道管渠の耐震化率は、平成28年末までに対策が完了している。市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化率は55.0% (R5) と低いため、会議等で対策の必要性を周知し、耐震対策を早急に促進する必要がある。また、下水道施設を長期に渡り使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進する必要がある。
(住宅・都市)

【応急給水体制の整備】 【企業局】

- 災害時復旧活動のため、工事関係者や他の水道事業者と応援協定を締結している。大規模災害時に水道施設が被災した場合、その後の復旧活動を円滑に進めるため、応援の受入体制を構築しておく必要がある。
(住宅・都市)

【水道災害時相互応援体制の整備】 【健康福祉部】

- 自然災害等による水道災害時に備え、群馬県では「群馬県水道災害相互応援協定」を県内全市町村と締結し、非常時における応急給水等の応援体制を構築している。
(保健医療・福祉)

【工業用水道施設の耐震化、老朽化対策】 【企業局】

- 工業用水道事業において、管路施設及び土木構造物の耐震化を計画的に進めている。管路施設は、耐震性能を満たしていない渋川工業用水道の管路長249mの耐震化を令和12年度までに完了予定である。また、土木構造物は、渋川工業用水道の配水池及び取水口の耐震化を令和12年度までに完了させ、その後東毛工業用水道の耐震化に取り組む予定である。
(産業構造/金融)

(現状指標)

【健】 上水道の基幹管路の耐震適合率 42.7% (R4) 全国 42.3% (R4)

【健】上水道の浄水施設の耐震化率	27.3% (R4)	全国	43.4% (R4)
【健】上水道の配水池の耐震化率	49.4% (R4)	全国	63.5% (R4)
【県】管渠の耐震化	100% (H28)		
【県】市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化率	55% (R5)		
【県】長寿命化計画に基づく流域下水道施設補修の進捗率	82% (R5)		

5-5 幹線道路や鉄道の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 信号機電源付加装置の整備数は、130基整備・6基更新（R5）である。停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞及び交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 災害発生により、車両の通行を禁止し、又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る申出制度について、行政機関及び民間事業者等に周知する必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】 【知事戦略部】

- 利用3,000人以上の鉄道駅舎の耐震化率は95%（R5）である。国の補助制度の対象となる駅は、同制度を積極的に活用する。県単独の事業として、「ステーション整備事業」により、駅及び駅前広場など駅周辺の総合的かつ計画的な整備を進めている。国の補助制度の拡充により、鉄道駅及び駅周辺の強靱化を図る必要がある。なお、未対応駅1駅（群馬総社駅）は市の整備計画に合わせて対応予定。
（交通・物流）

【道路施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数は0件（R5）である。大規模災害時に、道路施設の倒壊による被害や、道路の寸断等を防ぐため、各種長寿命化計画等に基づき、橋梁、横断歩道橋、トンネル等の道路施設の老朽化対策を推進する必要がある。
（交通・物流）

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86%（R5）であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80%（R5）である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。
（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88%（R5）、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77%（R5）、通学路の歩道整備率は84%（R5）、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93%（R5）である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに

位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【防災情報の迅速な提供】 【県土整備部】

- 関係機関や県民が適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、河川水位情報・道路被災状況・交通規制状況・土砂災害警戒情報等の防災情報を適切かつ迅速に提供できるよう体制を保持する必要がある。

(情報通信)

【持続可能な地域づくり】 【知事戦略部】

- 公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数 5,683万人（R5）である。令和5年度は、令和4年度比で増加した一方、コロナ前の水準には達していない。今後十分な回復、成長が見込めない場合、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念される。一方で、令和4年度より群馬版MaaS「GunMaaS」を開始し、県内公共交通の利便性向上を図っている。

(交通・物流)

(現状指標)

【警】信号機電源付加装置の整備数 130基、6基更新（R5）

【戦】鉄道駅舎の耐震率（利用3,000人以上） 95%（R5）

【県】道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面交通止め件数 0件（R5）

【県】災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86%（R5）

【県】防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80%（R5）

【県】高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88%（R5）

【県】インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77%（R5）

【県】通学路の歩道整備率 84%（R5）

【県】中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93%（R5）

【戦】公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数 5,683万人（R5）

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【農村地域のコミュニティの維持・強化】 【農政部】

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落活動により維持・管理されてきた地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て）などの集落維持に必要な機能が弱体化している。このため、農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域住民が一体となり多様な関係者と連携し、農用地保全や地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る必要がある。
（農林水産）

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】 【生活こども部】

- 群馬県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会を中心とする災害ボランティアセンター開設と持続的運営に資するよう、関係組織や自治体ほかと協議を続け、災害ボランティア受入にかかる受援力向上を進める。また、甚大な災害発生時の被災地において、支援団体が適切な支援活動を展開できるよう調整する中間支援組織の役割や提携についても併せて検討し地元発災に備える必要がある。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【林地台帳の整備】 【環境森林部】

- 山林内は所有者及び境界が不明な土地が多く、被災後の復旧・復興に時間を要するため、森林の所有者及び境界を明確にし、林地台帳として整備しておくことが重要である。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【地籍調査の推進】 【農政部】

- 地籍調査の進捗率は35.9%（R5）と全国平均の52%（R4）を下回っており、全国と比較して非常に遅れているという状況にある。住宅や基幹インフラ、地域コミュニティなど被災後の迅速な復旧・復興を手掛けるためには、土地境界等を明確にし、公図や登記簿を整備しておくことが重要である。
（国土保全/土地利用（国土利用））

（現状指標）

【農】 地籍調査の進捗率 35.9%（R5） 全国 52%（R4）

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（自治体職員等、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【応急危険度判定活動の強化】 【県土整備部】

- 災害時には、専門知識を有する判定士による危険度判定が必要となるため、県内自治体職員や関係団体等に対し、判定士の新規及び更新登録を依頼するなど、今後も継続して人材確保の取り組みを進める。また、危険度判定実施本部等に配置する被災宅地危険度判定調整員及び被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成するための講習会等を開催し、応急危険度判定活動に係る体制強化を進める必要がある。

（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【建設業の担い手の確保・育成】 【県土整備部】

- 本県の建設業界は、建設業許可業者数がピーク時である平成11年度から32.95%減少（R5）している。大規模災害時における災害対応・復旧復興、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業界は、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。

（産業構造/金融）

【農業の担い手の確保・育成】 【農政部】

- 担い手数は6,564経営体（R4）であり、農業法人数は970社（R4）である。また、新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計）は583人（R5）である。新たな農業の担い手となりうる新規就農者を確保するとともに、農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の育成や農業経営の法人化を進める必要がある。また、担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。

（農林水産）

【林業の担い手の確保・育成】 【環境森林部】

- 本県の林業従事者はピーク時である昭和57年度の1,797人から令和4年度の671人へと62.66%減少している。また、65歳未満の林業従事者数は532人（R4）である。大規模災害時にはライフラインへの倒木被害などが想定されており、特に中山間地域においては、これらの復旧対応には専門的な伐倒技術を有する林業従事者の存在は必要不可欠であるが、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。新たに林業従事者を確保するため、林業現場でのインターンシップを取り入れた就業支援のための研修や就業後の林業従事者の技術・技能の向上のための担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。

（農林水産）

【人材育成を通じた農業経営の体質強化】 【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期の復旧・復興のためには、高度な技術を有する活力ある農業

者が必要となることから、災害等のリスクに対する備えや意識・関心を高めるとともに、平常時から技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

(農林水産)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図っている。

(産業構造/金融)

【外国人住民等への支援】 【地域創生部】

- 災害時外国人支援ボランティア登録者数は69人(R5)である。災害時に翻訳等により外国人被災者を支援するボランティアを養成している。多言語対応とともに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及が必要である。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 群馬県防災士養成講座参加者は172人(R5、目標：300人/年度)である。防災に関する知識や技能を身につけ、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。(一財)自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組んでいる。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(現状指標)

【県】ピーク時(平成11年度)からの建設業許可業者数減少率 -32.95%(R5)

【農】新規就農者数(45歳未満)(R3年度からの累計) 583人(R5)

【環】65歳未満の林業従事者数 532人(R4)

【農】担い手数 6,564経営体(R4)

【農】農業法人数 970社(R4)

【総】群馬県防災士養成講座参加者 172人(R5)

【地】災害時外国人支援ボランティア登録者数 69人(R5)

【環】ピーク時(昭和57年度)からの林業従事者の減少率 -62.66%(R4)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理対策】 【環境森林部】

- 将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、円滑かつ迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間事業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図るため群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定（令和3年3月改訂）した。県内各市町村では、同計画と整合を図りながら、当該市町村における処理方針である市町村災害廃棄物処理計画を策定する必要がある（県内市町村災害廃棄物処理計画策定率は71.4%（R5））。相互支援体制として、県内では市町村相互応援協定、関係団体との協定を結んでいる（県が支援の調整を行う）。また、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（関東地方、新潟県、山梨県及び静岡県）で行動計画が策定されている。
- （環境）

【民間建築物の石綿使用状況の把握】 【県土整備部】

- 石綿使用状況を把握するために「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を使用している民間建築物についてリスト化を行い、アスベスト調査台帳を整備する必要がある。
- （住宅・都市）

（現状指標）

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 71.4%（R5） 全国 80%（R4）

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【応急仮設住宅の供給】 【県土整備部】

- 必要戸数分の建設用地を確保している市町村数は29市町村（R5）である。群馬県地震被害想定調査における被災住宅数に応じた応急仮設住宅の建設予定地について、市町村による必要面積の確保状況を事前に把握する必要がある。災害時に迅速に応急仮設住宅を建設するため、事業者との建設協定を締結しておく必要がある。
（住宅・都市）

【緊急輸送道路等の確保】 【県土整備部】

- 孤立集落が発生するおそれのある34路線うち、落石対策、橋梁の耐震補強、土砂災害対策などの防災対策によりリスクを軽減した路線は14路線（R5）である。救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、緊急輸送道路等の重要な交通網が寸断されることで、迅速な救命・救助活動や被災地への支援物資輸送が滞り、県民の安全・安心な暮らしや企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことがないよう、落石対策、砂防施設の整備などを国や市町村と連携を図り推進する必要がある。また、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。
（交通・物流）

（現状指標）

- 【県】 必要戸数分の建設用地を確保している市町村数 29市町村（R5）
- 【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線（R5）

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財の耐震化・防火対策】 【地域創生部】

- 県内の文化財に対する耐震対策の実施件数は53件（R5）である。「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき防火設備の拡充・点検・改修を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。
（住宅・都市）

【文化財所在場所及び被災情報の収集】 【地域創生部】

- 市町村ごとの文化財所在場所リスト作成の進捗率は50%（R5）である。文化財所在場所を県・市町村で共有しておくことで、被災後に迅速に救援計画を立てることができ、関係機関とともに行う救援活動の交通整理を行うことができる。国県指定等文化財については、県市町村で共有の上、定期的なパトロールにより異変や被災情報の収集に努めているが、未指定文化財を含めた文化財所在場所リストを今後作成、共有していく予定である。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【地域防災（連絡・連携）体制の構築】 【地域創生部】

- 文化財保存活用地域計画の策定市町村割合は0%（R5）であり、全国平均8%（R5）を下回っている。市町村文化財保護部局が機能しない規模の災害に備え、文化財に関わる関係機関と定期的な連携会議（群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会）の開催により、日常的な情報共有を行うとともに連携を強化する必要がある。市町村が策定する「地域計画」の助言を行い、市町村における地域防災体制の構築を支援している。
（住宅・都市）

【農村地域のコミュニティの維持・強化】 【農政部】

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落活動により維持・管理されてきた地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て）などの集落維持に必要な機能が弱体化している。このため、農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域住民が一体となり多様な関係者と連携し、農用地保全や地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る必要がある。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【地域防災力の向上】 【地域創生部】

- 文化財防火デー防火訓練の市町村の実施件数は28件（R5）であり、文化財防災パンフレットの配布部数は1,800部（R5）である。文化財所有者や周辺住民での災害対応を考える機会とするために、避難訓練や図上訓練、防災設備点検や防火・防犯に係る普及活動の推進について市町村に指導・助言している。文化財防災パンフレットの配布により、公共機関以外の文化財所有者や地域住民へ文化財防災の趣旨や具体的な対応について周知を進めている。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
(現状指標) 【地】国指定重要文化財(建造物)の耐震対策の実施件数 53件 (R5) 【地】市町村ごとの文化財所在場所リスト作成の進捗率 50% (R5) 【地】文化財保存活用地域計画の策定市町村割合 0% (R5) 全国 8% (R5) 【地】文化財防火デー防火訓練の市町村の実施率 28件 (R5) 【地】文化財防災パンフレットの配布 1,800部 (R5)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

〔風評被害等の防止に向けた正確な情報発信〕【総務部、農政部】

- 群馬県において災害が発生した場合には、群馬県防災ポータルサイトや群馬県防災X(旧Twitter)などを通じた情報発信をすることとしているが、SNSやインターネット上に偽・誤情報が投稿・拡散されることも視野に、必要に応じて、様々な媒体を通じた注意喚起を実施する必要がある。

(情報通信)

- ぐんまアグリネットアクセス件数は28,814件/月(令和6年2月～4月の平均)である。過去に農作物の生産・出荷に大きな影響があった自然災害(噴火)や福島第一原発事故等に伴う風評被害対策として、県内外における販売促進活動やPRに取り組んできた。災害についての正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信により、地理的な誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害を回避する。

(農林水産)

(現状指標)

【農】 ぐんまアグリネットアクセス件数 28,814件/月 (R6年2月～4月の平均)

施策分野ごとの脆弱性評価結果（計画改定時点）

※【】内には、当該施策の担当部局等を記載

※（）内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載

※現状指標として記載した現状値は、（）内の年度末時点の値を記載

年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載

※現状指標の先頭の【】内に担当部局等を記載

【戦】：知事戦略部、【総】：総務部、【地】：地域創生部、【生】：生活こども部、

【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、

【県】：県土整備部、【会】：会計局、【企】：企業局、【病】：病院局、

【教】：教育委員会、【警】：警察本部

【個別施策分野】

1) 行政機能/警察・消防等/防災教育等

行政機能

【県及び市町村庁舎等の耐震化】（1-1, 2-1, 3-2）【総務部、地域創生部、県土整備部】

- 県有の主要な建築物については、震災時における被害防止の観点から、役割・用途や規模に応じ優先度を定めて耐震化に取り組んできた結果、耐震化はおおむね完了している。今後は、既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する必要がある。
- 庁舎等施設のうち、防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎については耐震化を全て完了している。
- 市町村における防災拠点となる庁舎の耐震化率は83.3%（R4）にとどまっており、全国平均（92%（R4））を下回っており耐震化を促進する必要がある。なお、県における防災拠点となる庁舎の耐震化は全て完了している。
- 県有の文化施設である、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館については、耐震化対応済みである。
- 防災拠点となっていないスポーツ施設のうち、耐震診断で耐震性なしと判定された施設について、必要に応じて耐震化の検討を進める必要がある。
- 県内の消防本部・消防署等の耐震化率は85%（R4.10）である。引き続き市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知し、施設の耐震化に努める必要がある。

【学校施設の耐震化等】（1-1）【生活こども部、教育委員会】

- 「県立学校耐震改修計画」に基づき、平成27年度末までに県立学校校舎等の耐震化を完了した。非構造部材の耐震化について、被害規模が大きくなる屋内運動場等の吊り天井等は平成28年度までに撤去や落下防止対策を完了している。吊り天井以外の非構造部材の耐震化未実施の3校（84校中）（R5）については、令和6年度に改修工事方法を検討し、令

和8年度までに改修工事を実施する計画である。また、倒壊事故が大きな被害に繋がるブロック塀等の安全対策については、平成30年8月までに詳細調査を完了し、安全対策が必要なブロック塀等は、令和3年度中に全ての安全対策工事を完了した（安全対策率100%）。また、大規模改造等において、体育館等への空調設置、バリアフリー化改修等を実施することにより、避難生活の環境改善に資する防災機能強化を推進する必要がある。

- 県内私立学校の耐震化率は96.3%（R5）であり、全国平均92.9%（R5）を上回っている。大規模災害時の児童生徒の安全確保のためさらなる耐震化を推進する必要がある。

【ヘリコプターの運航確保】（1-1, 2-1, 2-2, 2-6）【総務部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努めている。

【応急危険度判定活動の強化】（6-2）【県土整備部】

- 災害時には、専門知識を有する判定士による危険度判定が必要となるため、県内自治体職員や関係団体等に対し、判定士の新規及び更新登録を依頼するなど、今後も継続して人材確保の取り組みを進める。また、危険度判定実施本部等に配置する被災宅地危険度判定調整員及び被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成するための講習会等を開催し、応急危険度判定活動に係る体制強化を進める必要がある。

【業務継続計画の策定、見直し】（1-1, 1-4, 3-2）【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを進める必要がある。

【応急対策物資等の調達】（3-2）【会計局】

- 大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にした、群馬県災害対策本部経理班「応急対策物資の購入マニュアル」を整備済みだが、必要に応じて内容の見直しを行う。

【ICT-BCP計画】（3-2）【知事戦略部】

- 群馬県ICT部門業務継続計画は災害時におけるシステムの早期復旧を目的として策定済である。内容については改正等による対応のため都度見直しを行っている。また、各市町村に対しては、同様の計画の整備及び見直しを行うよう呼び掛けている。

警察・消防

【災害対応力の強化】（2-1）【警察本部】

- 広域緊急援助隊警備部隊等を対象に、定期的に災害警備訓練を実施し、救出救助技術の練度向上に努めており、関東管区内の他県部隊との合同訓練も計画的に実施している。また、警察署員を対象とした初動対応訓練等も実施しているが、今後も継続して実施する必

要がある。

【災害警備本部機能の強化】（2-1, 3-1）【警察本部】

- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全する必要がある。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。

【災害に備えた道路環境の整備】（3-1, 5-5）【警察本部】

- 信号機電源付加装置の整備数は、130基整備・6基更新（R5）である。停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞及び交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。
- 災害発生により、車両の通行を禁止し、又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る申出制度について、行政機関及び民間事業者等に周知する必要がある。

【被留置者の逃走・事故防止】（3-1）【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する必要がある。

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】（1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-1, 3-2）【総務部】

- 緊急消防援助隊への登録数は105隊（R5）である。単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行う。大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。なお、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行う。関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備えている。

【耐震性貯水槽の整備】（1-2）【総務部】

- 市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知するなどして、消防水利の基準に基づき、耐震性を持った防火水槽を整備することで適正な水利の配置を行い、万が一地震に伴う火災が発生した場合に有効に消火活動ができるように備えている。

【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】（2-6）【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、市町村と連携し、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要がある。

【火災予防】（1-2）【総務部】

- 住宅用火災警報器の設置率は80.2%（R5）である。群馬県では、ポスター等を用いた広報や会議等を通じた各消防本部への対策を助言している。また、各消防本部では、立入検査の重点化や一般家庭への住宅用火災警報器等の普及促進等を行っている。これらの日頃の火災予防の取組を通じ、地震に伴う火災による多数の傷病者の発生を防ぐ必要がある。

連携体制等

【県総合防災訓練の実施による関係機関との連携】（2-6）【総務部】

- 毎年度、特定の市域を対象とした総合防災訓練を行っており、関係機関が連携し、実災害を想定した訓練を実施している。今後も関係機関の連携確認及び防災知識の普及啓発のため、実践的な訓練を継続して行っていく必要がある。

【地域防災力の向上】（1-1, 1-4, 5-1, 6-2, 6-5）【総務部、地域創生部】

- 群馬県防災士養成講座参加者は172人（R5、目標：300人/年度）である。防災に関する知識や技能を身につけ、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。（一財）自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組んでいる。
- 住民が安全に避難するためには、家具類の固定が極めて重要となるが、その固定率（大部分を固定）は3.8%（H28.6.17）にとどまっており全国平均（8.9%（R4））を下回っていることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する必要がある。
- 機能別消防団の導入団数は17団（R5）である。地域の消防力の維持・向上のため、群馬県では市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を行っている。引き続きこれらの取組を通じて消防団員確保を推進する必要がある。
- 文化財防火デー防火訓練の市町村の実施件数は28件（R5）であり、文化財防災パンフレットの配布部数は1,800部（R5）である。文化財所有者や周辺住民での災害対応を考える機会とするために、避難訓練や図上訓練、防災設備点検や防火・防犯に係る普及活動の推進について市町村に指導・助言している。文化財防災パンフレットの配布により、公共機関以外の文化財所有者や地域住民へ文化財防災の趣旨や具体的な対応について周知を進めている。

【大規模災害時における広域連携】（1-1, 1-4, 3-2）【総務部】

- 群馬県における受援・応援計画は平成29年度に策定済みであり、市町村における受援計画の策定率は71.4%（R5）（県内25市町村で策定済み）となっている。大規模災害時に円滑な受援体制を準備しておくことは非常に重要であり、全市町村で策定されるべき計画であるため、計画の策定が進むよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続していく。

【水資源の総合調整】（4-4）【地域創生部】

- 利根川本川において、渇水による取水制限が開始される際には、「群馬県渇水対策本部」を設置し、関係機関と連携して、節水広報などの渇水対策を実施する必要がある。

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】（1-1, 1-2, 2-1, 3-2）【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に

において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結している。

【支援物資集積拠点】（2-4）【総務部】

- 大規模災害が発生した場合に県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、平時からの防災関係機関等との連携のもと、物資集積拠点となり得る倉庫を選定し、迅速に拠点としての運用を開始できる仕組みを構築する必要がある。

【帰宅困難者支援】（2-5, 2-6）【総務部】

- 災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、民間事業者と帰宅困難者支援に関する協定を締結している。

【外国人住民等への支援】（5-1, 6-2）【地域創生部】

- 災害時外国人支援ボランティア登録者数は69人（R5）である。災害時に翻訳等により外国人被災者を支援するボランティアを養成している。多言語対応とともに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及が必要である。
- 外国人住民を対象とした防災訓練（講話、避難所体験等）を外国人集住地域の市町村と共催で実施している（年1回）。外国人住民に対し、災害時の避難行動等のさらなる周知啓発に取り組む必要がある。

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】（6-1）【生活こども部】

- 群馬県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会を中心とする災害ボランティアセンター開設と持続的運営に資するよう、関係組織や自治体ほかと協議を続け、災害ボランティア受入にかかる受援力向上を進める。また、甚大な災害発生時の被災地において、支援団体が適切な支援活動を展開できるよう調整する中間支援組織の役割や提携についても併せて検討し地元防災に備える。

【地域防災（連絡・連携）体制の構築】（6-5）【地域創生部】

- 文化財保存活用地域計画の策定市町村割合は0%（R5）であり、全国平均8%（R5）を下回っている。市町村文化財保護部局が機能しない規模の災害に備え、文化財に関わる関係機関と定期的な連携会議（群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会）の開催により、日常的な情報共有を行うとともに連携を強化する必要がある。市町村が策定する「地域計画」の助言を行い、市町村における地域防災体制の構築を支援している。

【県民の防災意識の醸成】（1-1, 1-3, 1-4）【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。

防災教育

【食料等の備蓄】（2-4）【総務部】

- 全ての家庭において3日分以上の食料等の備蓄や非常持ち出し品の準備等、家庭における備蓄を推奨しているが、その備蓄割合は23.0%（H28.6）にとどまっている。家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。
- 市町村における備蓄については、その取組みに差があることから、全ての市町村において一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
- 県備蓄目標に対する備蓄割合は94.5%（R5）となっており、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る必要がある。

【防災教育の推進】（1-1, 1-3, 1-4）【総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は、100%（R5）であるが、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は83%（R3）となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進している。また、主体的に避難する力を育むための小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組を進めている。

（現状指標）

（行政機能）

- 【総】 県庁舎等（防災拠点）の耐震化率 100%（H16）
- 【総】 市町村庁舎の耐震化率 83.3%（R4） 全国 92%（R4）
- 【総】 市町村における業務継続計画の策定率 100%（R5） 全国 100%（R5）
- 【総】 県内の消防本部・消防署等の耐震化率 82.4%（R3.10）
- 【教】 校舎等の耐震化率（非木造） 100%（R5）
- 【教】 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 100%（R5）
- 【教】 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 96.4%（R5）
- 【教】 ブロック塀等の安全対策化率 100%（R3）
- 【生】 私立学校の耐震化率 96.3%（R5） 全国 92.9%（R5）

（警察・消防）

- 【警】 信号機電源付加装置の整備数 130基、6基更新（R5）

（連携体制等）

- 【総】 県総合防災訓練の実施状況 1回（R5）
- 【総】 群馬県防災士養成講座参加者 172人（R5）
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊（R5）
- 【総】 家具類の固定率 3.8%（H28.6.17）
- 【総】 住宅用火災警報器の設置率 80.2%（R5）

- 【総】機能別消防団の導入団数 17団 (R5)
- 【総】市町村における受援計画の策定率 71.4% (R5) 全国 75.4% (R5)
- 【総】県における受援・応援計画の策定 策定 (H29)
- 【地】文化財防火デー防火訓練の市町村の実施率 28件 (R5)
- 【地】文化財防災パンフレットの配布 1,800部 (R5)
- 【地】災害時外国人支援ボランティア登録者数 69人 (R5)
- 【地】市町村ごとの文化財所在場所リスト作成の進捗率 50% (R5)

(防災教育)

- 【総】家庭における食料の備蓄割合 (3日分以上) 23% (H28.6)
- 【総】県備蓄目標に対する割合 94.5% (R5)
- 【生】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立) 83% (R3)
- 【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立) 100% (R5)

2) 住宅・都市

【住宅・建築物等の耐震化】 (1-1) 【地域創生部、県土整備部】

- 県内の住宅の耐震化率及び耐震診断義務づけ対象建築物の耐震化率はそれぞれ89.4% (R5)、70.8% (R5) となっている。市町村と連携し、旧耐震の住宅所有者への戸別訪問などにより、耐震改修を促進する必要がある。また、耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等を戸別訪問するなどにより、耐震改修を促進する必要がある。
- 県内の市町村営住宅の耐震化率は99.66% (R5) であり、県営住宅の耐震化は完了済みである (耐震化率100%)。100%になっていない市町村について、耐震改修の検討や実施を促し、耐震化率100%を目指す。
- 県内の国指定重要文化財 (建造物) に対する耐震対策の実施件数は53件 (R5) である。「重要文化財 (建造物) 耐震診断指針」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき、文化財の耐震調査・耐震化工事を促進する必要がある。

【空き家対策】 (1-1) 【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、特定空き家や管理不全空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

【市街地の整備】 (1-2) 【県土整備部】

- 市町村等が実施する市街地再開発事業等に対して助言や指導監督等の技術的支援を行うことで、密集市街地の解消や、避難路・避難場所の整備、建築物の不燃化を進めている。

【健全な市街地の造成】 (1-1, 1-2, 1-3) 【県土整備部】

- 土地区画整理完了率は85% (R5) である。土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行っていく。

【造成宅地災害対策】 (1-1) 【県土整備部】

- 群馬県では、大規模地震により宅地の崩壊の可能性がある大規模盛土造成地の第一次スクリーニング (大規模盛土造成地の抽出) を行い、マップの公表を順次進め、令和2年3月に公表率100%を達成した。一方、第二次スクリーニング (地盤調査及び安定計算) については、国KPIである「令和7年度末における着手市町村率60%」に対して、令和5年度末時点の本県の着手市町村率は40%であり、市町と連携して第二次スクリーニングを進める必要がある。
- 令和5年度に第二次スクリーニングが完了した東吾妻町の岡崎・岩久保団地については、滑動崩落防止対策が必要と判断されたため、群馬県が令和6年3月に宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく造成宅地防災区域に指定し、その後、東吾妻町が滑動崩落防止対策の設計及び工事を行うこととしている。

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 (1-1, 1-2, 1-3) 【県土整備部】

- 立地適正化計画を策定した市町村数の累計値は13市町（R5）であり、県内市町村の市街化区域内における人口密度は67.3人/ha（R5）である。全国的に人口減少が進む中、土地利用規制・誘導施策の着実な推進により、指標の進捗は順調に推移している。引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく規制・誘導施策を着実に推進していく。

【道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策】（1-1）【県土整備部】

- 群馬県では、道路、公園等、膨大かつ多種多様な社会資本を管理している。これらの社会資本は、県民の暮らしや社会経済活動を支える重要な役割を果たしている。高度経済成長期以降に整備した大量の社会資本ストックの老朽化により維持管理・更新費用の増大、老朽化や劣化に起因する事故等の発生が懸念される。今後も、社会資本を長期にわたって安全に使用し続けるために、維持管理・更新費用のトータルコストの中長期的な縮減と平準化を図っていく必要がある。
- 道路施設、都市公園、公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、道路施設、公園施設、公営住宅を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

【防災公園の整備】（2-5）【県土整備部】

- 県内の都市公園の総数は1,491箇所（R5）となっている。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要がある。

【応急危険度判定体制の整備】（1-1）【県土整備部】

- 余震等による被災建築物・被災宅地から生じる二次災害を防止するため、被災を想定したシナリオ演習などを行うことで、地震発生後速やかに応急危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。そのため、全国連絡訓練、県内判定士への連絡訓練及び判定活動の模擬訓練等を毎年実施し、応急危険度判定体制の整備に取り組んでいる。

【応急仮設住宅の供給】（6-4）【県土整備部】

- 必要戸数分の建設用地を確保している市町村数は29市町村（R5）である。群馬県地震被害想定調査における被災住宅数に応じた応急仮設住宅の建設予定地について、市町村による必要面積の確保状況を事前に把握する必要がある。災害時に迅速に応急仮設住宅を建設するため、事業者との建設協定を締結しておく必要がある。

【水道施設の防災機能の強化】（5-4）【健康福祉部】

- 上水道の基幹管路の耐震適合率、上水道の浄水施設の耐震化率、上水道の配水池の耐震化率はそれぞれ、42.7%（R4）、27.3%（R4）、49.4%（R4）であり、全国平均はそれぞれ42.3%（R4）、43.4%（R4）、63.5%（R4）である事業者間による進捗の差があることから耐震化、更新事業の実施が進まない事業者に対し、水道施設の計画的な更新を引き続き行うように指導を行い、耐震化の促進を図る。

【水道施設の耐震化、老朽化対策】（5-4）【企業局】

- 県営浄水場では、老朽化した設備の更新に合わせ、主要構造物の耐震化を計画的に進めている。県央第一水道事務所（浄水場）においては、1系浄水処理施設（浄水能力80,000 m³/日）の耐震化を含む更新改良工事（R5-R8）に着手した。

【応急給水体制の整備】（5-4）【企業局】

- 災害時復旧活動のため、工事関係者や他の水道事業者と応援協定を締結している。大規模災害時に水道施設が被災した場合、その後の復旧活動を円滑に進めるため、応援の受入体制を構築しておく必要がある。

【下水道管渠の耐震化、下水道施設等の老朽化対策】（1-2, 5-4）【県土整備部】

- 県が管理する下水道管渠の耐震化については、平成28年末までに対策が完了している。市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化率は55.0%（R5）と低いため、会議等で対策の必要性を周知し、耐震対策を早急に促進する必要がある。また、下水道施設等を長期に渡り使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進する必要がある。

【内水危険箇所のソフト対策】（1-3）【県土整備部】

- 雨水出水浸水想定区域の指定は、令和5年度末までに指定市町村がないため、会議等で必要性を周知している。更に、上記区域の指定に向けては、国から派遣された講師により、区域指定に必要な手法等を市町村へ支援し、令和7年度末までに指定が必要な全市町村100%を目指す。

【民間建築物の石綿使用状況の把握】（6-3）【県土整備部】

- 石綿使用状況を把握するために「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を使用している民間建築物についてリスト化を行い、アスベスト調査台帳を整備する必要がある。

【文化財の耐震化・防火対策】（1-2、6-5）【地域創生部】

- 「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき防火設備の拡充・点検・改修を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

【文化財所在場所及び被災情報の収集】（6-5）【地域創生部】

- 市町村ごとの文化財所在場所リスト作成の進捗率は50%（R5）である。文化財所在場所を県・市町村で共有しておくことで、被災後に迅速に救援計画を立てることができ、関係機関とともに行う救援活動の交通整理を行うことができる。国県指定等文化財については、県市町村で共有の上、定期的なパトロールにより異変や被災情報の収集に努めているが、未指定文化財を含めたリストを今後作成、共有していく予定である。

（現状指標）

【県】住宅の耐震化率 89.4%（R5）

- 【県】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 70.8% (R5)
- 【県】県内の市町村営住宅の耐震化率 99.66% (R5)
- 【県】県営住宅の耐震化率 100% (R5)
- 【地】国指定重要文化財(建造物)の耐震対策の実施件数 53件 (R5)
- 【県】土地区画整理完了率 85% (R5)
- 【県】立地適正化計画を策定した市町村数の累計値 13市町 (R5)
- 【県】県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5)
- 【県】県内の都市公園数 1,491箇所 (R5)
- 【県】雨水出水浸水想定区域の指定 0% (R5)
- 【県】必要戸数分の建設用地を確保している市町村数 29市町村 (R5)
- 【健】上水道の基幹管路の耐震適合率 42.7% (R4) 全国 42.3% (R4)
- 【健】上水道の浄水施設の耐震化率 27.3% (R4) 全国 43.4% (R4)
- 【健】上水道の配水池の耐震化率 49.4% (R4) 全国 63.5% (R4)
- 【県】管渠の耐震化 100% (H28)
- 【県】市町村が管理する公共水道管渠の耐震化率 55% (R5)
- 【県】長寿命化計画に基づく流域下水道施設補修の進捗率 82% (R5)
- 【地】文化財保存活用地域計画の策定市町村割合 0% (R5) 全国 8% (R5)

3) 保健医療・福祉

【病院・社会福祉施設の耐震化等】 (1-1) 【健康福祉部】

- 県内の病院の耐震化率は85.8% (R5) であり、全国平均 (79.5% (R4)) を上回っている。未耐震の病院 (または耐震調査を実施していない病院) は令和5年度末で18病院であり、引き続き定例調査により状況を確認するとともに、耐震化工事への補助事業を実施する必要がある。
- 県内社会福祉施設の耐震化率は93.8% (R3) であり、全国平均 (92.5% (R1)) を上回っている。社会福祉施設に対して施設整備に係る補助事業を周知することにより、その活用を促し、耐震化や非常用自家発電設備の整備、災害レッドゾーンからの移転改築等を促進する必要がある。

【災害医療の強化】 (1-1, 2-2) 【健康福祉部、病院局】

- 航空搬送拠点に指定された前橋赤十字病院を含む県内17の災害拠点病院を中心に、有事の多数傷病者の受入体制を強化するとともに、航空搬送拠点の運用について実動訓練を実施する必要がある。
- 県立病院ごとに定める業務継続計画により、災害時においても県立病院としての機能を確保できるようにする必要がある。なお、災害時には、知事部局と連携し、災害対応を行う県内各病院に対する支援を行う必要がある。
- 小児医療センターは、開設から40年以上が経過し、老朽化や医療機能に関する様々な課題が顕在化していることから、移転再整備を進めるとともに、再整備にあたっては、災害発生時にも継続して高度専門医療を提供できるよう災害に強い施設として整備する必要がある。

【災害拠点病院の体制整備】 (1-1, 2-2) 【健康福祉部】

- 災害時における医療提供体制を確保するため、県内に17か所の災害拠点病院を指定しており、被災後に診療機能を維持できるよう、業務継続計画に基づく訓練の実施と計画内容の見直し、耐震化、浸水対策など、病院の災害対策事業を推進する必要がある。

【広域災害救急医療情報システム (E M I S) の運用】 (2-2) 【健康福祉部】

- 大規模災害時における医療機関の被災状況や活動支援チームの集約する「広域災害救急医療情報システム (E M I S) 」を運用しており、引き続きE M I Sを中心とした災害時の情報連絡体制を維持、強化する必要がある。

【保健所現状報告システムの運用】 (2-1) 【健康福祉部】

- 全保健所を対象とした一斉情報入力訓練や、各地域単位での操作研修、訓練等の実施により、大規模災害時における保健所の被災情報の迅速な把握に努める必要がある。

【災害時情報共有システムの運用】 (2-3) 【健康福祉部】

- 平時におけるシステム利用の周知や、社会福祉施設等を対象とした一斉情報入力訓練の実施により、大規模災害時における社会福祉施設等の被災情報の迅速な把握に努める必要がある。

【災害派遣医療チーム (D M A T) 】 (2-2) 【健康福祉部】

- 日本DMATチーム数は70チーム（R5）である。隊員数、チーム数ともに毎年増加傾向であり、引き続きDMAT養成研修を定期的に行い、DMAT指定医療機関と協力しながらDMAT隊員の確保に努める。

【災害医療に関わる人材育成】（2-2）【健康福祉部】

- 災害医療に関わる人材育成として、「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修等を実施している。災害医療コーディネーターについては、人員数は充足しており、引き続き研修・訓練等各種事業を実施し、各コーディネーターや関係機関との連携強化に努める。

【災害支援ナース】（2-2, 2-3, 2-4）【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する必要がある。

【災害時の透析医療体制の確保】（2-2）【健康福祉部】

- 透析医療患者の受入調整を円滑に行うための体制を整備するため、平成30年度に「群馬県災害時透析医療マニュアル」を策定し、定期的に訓練を実施している。また、関東周辺の都県で構成される「災害時の透析医療確保に関する広域関東圏連携会議」において、令和4年度に広域連携のためのルールが定められ、都県間を超えた連携体制の整備に努めている。

【難病患者等への医療的支援】（2-4, 2-6）【健康福祉部】

- 保健所では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に対して、発災時を想定した支援体制に関係機関と調整し、電源確保など難病患者の療養生活に必要な自助の備えのひとつとして、「災害時個別プラン」を策定している。現在、プランの策定率は47.9%（R6.1.1）であり、各保健所におけるプラン策定の着手率100%を目指し、引き続き取り組みを進める必要がある。

【医療的ケア児等への支援】（2-2）【生活こども部】

- 医療的ケア児等とその家族の相談窓口として医療的ケア児等支援センターを設置している。医療的ケア児等の個別避難計画作成を推進するため、作成主体である市町村への支援を行うとともに、支援者や当事者に対する災害対策の研修等を実施し普及啓発に努める必要がある。

【群馬県避難ビジョンの推進】（2-3）【総務部】

- 個別避難計画作成について、令和3年3月に作成した群馬県避難ビジョンに基づき、令和7年度末までの目標達成を目指し、取組を行っている。
- BFT（ベッド・フード・トイレ）対策の推進について、群馬県避難ビジョンに基づき、令和7年度末までの目標達成を目指し、以下の取組を実施している。

【ベッド】避難所での雑魚寝を解消するため、2次避難先宿泊施設の拡充や受入調整のDX化推進等の取組を進めている。

【フード】避難者へ温かい食事を提供するため、給食施設やボランティアによる炊き出し

実施のマニュアル作成支援や、キッチンカー事業者団体と協力した炊き出し実施等の取組を進めている。

【トイレ】全ての避難者に安全で清潔なトイレへのアクセスを確保するため、必要となる災害時のトイレ数の試算や管理運用計画の作成を行っている。

- 避難所運営ガイドラインを24市町村（R6.4）が作成している。群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進めている。
- 県内では、全市町村が一般避難所の指定を行っており、福祉避難所は31市町村（R6.4）が指定済みである。また、避難所運営マニュアルを24市町村（R6.4）が作成している。指定避難所等の適切な指定について随時周知するとともに、群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進めている。

【災害派遣福祉チーム（DWA T）】（2-3）【健康福祉部】

- 群馬県災害福祉支援ネットワークの枠組により、大規模災害発生時に、DWA Tを避難所等に派遣し、要配慮者等を支援する仕組みが構築されている。引き続き、災害時の福祉支援体制の充実を図るため、DWA T隊員の確保・育成を進める必要がある。

【災害時健康危機管理チーム（DHEAT）】（2-3）【健康福祉部】

- 大規模災害時などの際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能等の支援を通して、二次健康被害を最小限に抑えるため、DHEAT隊員の確保・育成を進めている。

【災害派遣精神医療チーム（DPAT）】（2-3）【健康福祉部】

- 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を初めとする精神疾患発症の予防などを支援するため、DPAT隊員の確保・育成を進めている。

【災害歯科支援チーム（JDAT）】（2-3）【健康福祉部】

- 群馬県歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、被災した場合の避難所の口腔衛生管理支援や日本歯科医師会等への支援要請等の体制を構築している。

【ヘリコプターの運航確保】（1-1, 2-1, 2-2, 2-6）【健康福祉部】

- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクターヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用することとしている。

【業務継続計画の策定、見直し】（2-2）【健康福祉部】

- 事業継続計画（BCP）策定義務のある、災害拠点病院の策定率は100%（R5）であり、今後はBCPに基づく訓練の実施や見直しについて支援する。
- 災害拠点病院以外の病院の策定率は31.4%（R5）であり、未策定事業者に対して、病院BCP策定支援事業を実施する等により、医療機関のBCP策定を支援する。

【災害時の食生活支援】（2-3）【健康福祉部】

- 群馬県栄養士会と連携して、災害時に適切な栄養・食生活支援活動ができる人材育成にむ

けた研修会を開催しているが、より円滑に支援活動を行うためには協定締結を検討する必要がある。

- 各保健福祉事務所において、市町村や給食施設において災害時の栄養・食生活支援が円滑に行われるよう、「防災レシピ」、「学校給食施設炊き出し実施マニュアルひな形」などを活用して、平常時の取組について支援をしているが、引き続き支援をしていく必要がある。

【2次避難先宿泊施設受入調整のD X化】（2-3）【健康福祉部】

- 2次避難先宿泊施設に係る受入調整のD X化について、令和6年度に作成した「宿泊施設災害情報等共有ツール」を県旅館組合や市町村等に周知し、2次避難先への対象者の迅速な移動調整を推進する必要がある。

【群馬県動物救護本部】（2-3）【健康福祉部】

- 大規模災害時などに、群馬県動物救護本部を設置し、被災した家庭動物の救護や飼い主等の支援活動を行う体制を整備するため、関係機関との協議を行っている。

【市町村による個別避難計画作成支援】（2-1）【健康福祉部】

- 優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合は42.8%（R5）である。未作成市町村が大幅に減少し一定の進捗は図られたが、一部作成市町村の割合が高く市町村の取り組みを加速化させる必要がある。計画づくりに課題を抱えている市町村を対象に個別訪問を行い、意見交換等を通じて効率的な作成プロセスを固めてもらうとともに、研修会の開催や市町村の求めに応じて学識経験者等を派遣するアドバイザー派遣事業の実施など、市町村のニーズに合わせたきめ細かい支援を行うことで、市町村の取り組みを促進する必要がある。

【社会福祉施設等による施設間相互応援】（2-4）【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、被災施設に対する人的・物的支援を、県内社会福祉施設等の互助により支援する仕組みが構築されている。

【災害福祉支援ネットワークの推進】（2-3）【生活こども部】

- 施設間相互応援協定に基づく情報共有システムの訓練を実施し、災害発生時の動きを確認した。令和6年度の訓練では、8市町村に所在する270の児童福祉施設が参加した。（参加率：75.6%）施設のBCP（事業継続計画）作成に当たっての協力等を行った。

【福祉防災アドバイザーの養成】（2-3）【健康福祉部】

- 介護施設等の職員に対し、BCPの見直し・充実化支援、BCMの計画・実施支援、福祉避難所運営に必要な情報提供・運営シミュレーションのサポートができる福祉防災アドバイザーの養成を実施している。

【福祉施設における福祉避難所モデル訓練】（2-3）【健康福祉部】

- 災害時に福祉避難所を円滑に設置・運営できるよう、関係者による、福祉避難所モデル訓練を実施し、災害発生後の避難所の開設準備、要配慮者の移送・受け入れなど福祉避難所の運営に係る具体的な手順を確認するとともに、課題等について関係者間で共有した。

【介護施設等向け防災相談窓口】（2-3）【健康福祉部】

- 介護施設等向けの防災相談窓口を設置し、事業継続計画や避難確保計画等に関する相談対応を通じて、介護施設等の職員の防災知識の習得を支援している。

【医療品等の確保】（2-2, 2-4）【健康福祉部、病院局】

- 「県立病院医薬品納入業者遵守事項」や「県立病院医療材料備蓄委託契約」を締結し、災害時における医薬品の優先供給や、備蓄用医療材料を常時備える契約を締結し、県立病院として災害時に対応できるよう対策している。
- 地域防災計画上に医薬品等の供給体制について規定されており、関係団体と医薬品等の供給について協定を締結している。また、医薬品等の備蓄事業について関係団体に委託し、確保しており、備蓄状況の確認演習・訓練を実施している。

【感染症対策予防接種率の向上】（2-7）【健康福祉部】

- 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率は、第1期が94.7%（R5）、第2期が93.7%（R5）であり、ともに国が目標とする接種率である95.0%を下回っている。留意すべき感染症を網羅して把握することは困難であるため、任意接種ワクチンも含め、総合的に評価・検討できる仕組みが必要である。

【感染症対策に当たる人材の育成・資質の向上】（2-7）【健康福祉部】

- 保健所において、平時から感染症対策の研修を実施している。今後、地域の医療機関等とも連携し、災害時や避難所の感染対策を意識した研修・訓練を取り入れることが必要である。また、感染症の発生しにくいゾーニング、消毒実施等を念頭においた避難所の設営を推進する必要がある。
- 感染管理認定看護師など、感染症対応に当たる専門的知識を持った医療人材の育成を支援する必要がある。
- 令和6年度より介護サービス事業所等において、従業者に対する感染症対策に係る訓練や研修の実施などが義務化されたことから、当該制度の周知や指導を継続して実施する必要がある。

【避難所における感染症対策】（2-7）【総務部、健康福祉部】

- 避難所においても適切な感染症対策を行い、感染症のまん延を予防するため、令和6年3月に避難所運営ガイドライン（感染症対策編）を作成した。
- 各市町村に対しては、ガイドラインを参考に避難所における感染症対策を検討し、避難所運営マニュアルへ反映するよう周知している。

【事業継続計画（障害児者施設等・高齢者施設等）の策定】（2-7）

【生活こども部、健康福祉部】

- 障害児者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率は93.8%（R6.9）である。未策定事業者に対する説明会を開催するとともに、計画の簡易版ひな形を提供し、策定を支援した。障害福祉サービス報酬における未策定減算の経過措置が令和6年度末で終了することから、未策定事業者に対して制度の周知を図るとともに策定支援を継続する。
- 高齢者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率は95.7%（R6.8）である。通知や

各種研修の周知を行うとともに、当課主催の動画研修を実施し、策定を支援した。引き続き未策定の施設等に対しては、制度の周知や支援を継続する。また、策定済の施設等に対しては、定期的な見直しが必要であることの周知や支援をする。

【水道災害時相互応援体制の整備】（2-4, 5-4）【健康福祉部】

- 自然災害等による水道災害時に備え、群馬県では「群馬県水道災害相互応援協定」を県内全市町村と締結し、非常時における応急給水等の応援体制を構築している。

【仮設トイレのし尿、使用済みの簡易トイレ等の収集支援】（2-3）【環境森林部】

- 避難所の衛生状態悪化を防ぐため、仮設トイレのし尿や使用済み簡易トイレの収集を滞りなく行う必要がある。そのため、県内市町村相互応援協定、県内関係団体との協定を結んでいる（県が支援の調整を行う）。また、一般廃棄物処理施設が被災して、長期間にわたり稼働停止することにより収集が滞る事態に備え、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（関東地方、新潟県、山梨県及び静岡県）で行動計画が策定されている。

（現状指標）

- 【健】病院の耐震化率 85.8% (R5) 全国 79.5% (R4)
- 【健】社会福祉施設の耐震化率 93.8% (R3) 全国 92.5% (R1)
- 【健】日本DMA Tチーム数 70チーム (R5)
- 【健】災害医療コーディネート研修の実施 1回 (R5)
- 【健】災害時個別プラン策定率 47.9% (R6.1)
- 【総】避難所運営ガイドラインを作成している市町村 24市町村 (R6.4)
- 【総】福祉避難所を指定している市町村 31市町村 (R6.4)
- 【総】避難所運営マニュアル作成済み市町村 24市町村 (R6.4)
- 【健】災害拠点病院のBCP策定率 100% (R5)
- 【健】災害拠点病院以外の病院のBCP策定率 31.4% (R5)
- 【健】優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合 42.8% (R5)
- 【生】情報共有システムの訓練に参加した児童福祉施設割合 75.6% (R6)
- 【健】予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率
第1期 94.7% 第2期 93.7% (R5)
国目標 第1期、第2期ともに95.0%以上
- 【生・健】障害児者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率 93.8% (R6.9)
- 【健】高齢者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率 95.7% (R6.8)

4) エネルギー

【再生可能エネルギーの導入促進】（5-2）【知事戦略部】

- 2050年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」において、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を進めており、再生可能エネルギーの導入量は66億kWh/年（R5）であり、再生可能エネルギー比率は44%（R5）である。特に群馬県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高い（地域における木質バイオマスエネルギー活用に取組む市町村数累計は8市町村（R5）、燃料用木質チップ・木質ペレット生産量は173m³（R4））ことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。そのため、県では個人住宅や県内立地事業者向けに太陽光発電設備等の導入支援策として低利融資・共同購入事業・初期費用0円事業・補助制度を設けている。
- 再生可能エネルギー導入量を増やすため、設置可能な県有施設や県有地の50%超に太陽光発電設備を設置することを目指し、取り組みを行っている。

【防災施設等への自立型電源等の確保】（2-4）【知事戦略部、総務部、健康福祉部】

- 災害時の拠点となる県有施設、避難所、病院等に対して、災害時にも活用できる自立型電源等の導入を促進し、自立型電源等の普及によるエネルギーのレジリエンスの向上を図る必要がある。

【保安検査及び立入検査の実施】（4-2）【総務部】

- 許可事業者に対して、年に1回、保安検査及び立入検査を実施している。災害の未然防止を目的に設備の作動検査や管理状況の記録の検査、また、災害発生時を想定し、訓練の実施状況、対応計画を検査する。

【ガス施設の災害対応力の強化】（5-3）【総務部】

- 関係団体と協力し、災害発生時を想定したLPガス中核充てん所稼働訓練及び簡易ガス事業防災訓練を年に1回実施している。

【避難所等へのLPガスの安定供給の確保】（5-3）【総務部】

- 災害対応型LPガスバルク供給システムについては、災害初期のライフラインを確保する設備の一つとして、避難所への活用などが有効であり、有効性と補助制度等について市町村等へ情報共有を実施し、周知を図ってきた。避難所生活の質の向上は、命と健康を守るための重要な取組であり、今後も、引き続き、市町村への情報提供などを行っていく必要がある。
- LPガス協会とLPガス防災協定を締結し、災害時、避難場所等に簡易ガスコンロ500台及びガス容器の提供ができるよう県内5カ所で備蓄し、県の要請に基づき運搬、提供する体制を整備している。

【企業局事業継続計画（BCP）の策定【電気事業】】（5-2）【企業局】

- 企業局における事業について継続する事業の優先順位を定め、自然災害等の危機事案が発生した場合において必要となる資機材や想定される被害、対応に係る時間の確認などを

あらかじめ定めた事業継続計画を適正に事業継続が図れるよう見直しを行った（R6.4改正）。

（現状指標）

【戦】再生可能エネルギー導入量 66億kWh/年（R5）

【戦】再生可能エネルギー比率 44%（R5）

【戦】新エネルギー発電割合 24.93%（R5）

【環】地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計 8市町村（R5）

【環】燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 173m³（R4）

【総】許可事業者に保安検査及び立入検査を実施 年1回（毎年度）

【総】LPGガス中核充てん所稼働訓練の実施 年1回（毎年度）

【総】簡易ガス事業防災訓練の実施 年1回（毎年度）

5) 情報通信

【災害・防災情報の円滑な発信】（2-5, 5-1, 5-5）【知事戦略部、総務部、県土整備部】

- 市町村防災行政無線（同報系）整備率は74.3%（R5）であり、群馬県総合防災情報システムによるＬアラート、緊急速報メールへの発信は平成29年度に対応済みである。住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備やＬアラート、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を確保する必要がある。なお、Ｌアラート及び緊急速報メールについては、群馬県総合防災情報システムにより全市町村で発信が可能である。
- 災害情報を迅速に県民に届けられるよう、災害時における県ＨＰトップページへの緊急情報欄の設定や緊急情報を即時公開できる体制を整備している。このほか即時性のある対応として、テレビ・ラジオ広報、群馬県公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）、群馬県デジタル窓口（ＬＩＮＥ）の防災メニューからも情報発信できる体制を整備している。
- 関係機関や県民が適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、河川水位情報・道路被災状況・交通規制状況・土砂災害警戒情報等の防災情報を適切かつ迅速に提供できるよう体制を保持する必要がある。

【防災行政無線管理運用】（3-2）【総務部】

- 大規模災害発生時に行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため整備している防災情報通信ネットワークシステムについて、浸水や停電等、発災後も防災無線設備を運用継続するための調査と対策を実施する必要がある。鉄塔や発電機等工作物の劣化による被災を免れるため、老朽化調査と対策を実施する必要がある。

【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】（6-6）【総務部】

- 群馬県において災害が発生した場合には、群馬県防災ポータルサイトや群馬県防災Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）などを通じた情報発信をすることとしているが、ＳＮＳやインターネット上に偽・誤情報が投稿・拡散されることも視野に、必要に応じて、様々な媒体を通じた注意喚起を実施する必要がある。

（現状指標）

【総】市町村防災行政無線（同報系）整備率 74.3%（R5）

【総】群馬県総合防災情報システムによるＬアラート、緊急速報メールへの発信 対応済（H29）

6) 産業構造/金融

【支援物資の供給等に係る応援協定等の締結】 (2-4) 【総務部】

- 災害時に迅速な応急活動等を実施するため、民間企業等と様々な分野で協定を締結している。これまでの協定締結により、一定の分野はカバーされていることから、新規に締結する協定は、より実効性を重視していく必要がある。

【協定締結企業以外からも物資を調達できる体制を確保】 (2-4) 【産業経済部】

- 災害時応援協定を締結している相手方との情報交換、災害時の連絡体制の確認を、今後も適宜行う。また、大規模小売店舗立地法届出に係る書類を参照し、災害時の協力を申し出てくれている事業者を抽出し、災害時物資供給協定外事業者一覧を更新する。

【重要施設等への燃料優先供給等】 (2-4) 【産業経済部】

- 災害時に、燃料が不足した重要施設等に対して燃料を優先的に供給するために、群馬県石油共同組合と協定を締結している。また、県の緊急要請に基づいた国からの要請により、石油元売会社が重要施設等に対しての直接供給を円滑に行うため、石油連盟と覚書を交わしており、毎年、関係団体と訓練を行っている。ただし、優先供給等が必要な重要施設が複数生じ、燃料に限りがある場合、供給の優先順位を決定するプロセスが未設定のため、そのプロセスについて検討する必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進】 (5-2) 【知事戦略部】

- 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を進めており、再生可能エネルギーの導入量は66億kWh/年 (R5) であり、再生可能エネルギー比率は44% (R5) である。特に群馬県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高い（地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計は8市町村 (R5)、燃料用木質チップ・木質ペレット生産量は173 m³ (R4)）ことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。そのため、県では個人住宅や県内立地事業者向けに太陽光発電設備等の導入支援策として低利融資・共同購入事業・初期費用0円事業・補助制度を設けている。
- 再生可能エネルギー導入量を増やすため、設置可能な県有施設や県有地の50%超に太陽光発電設備を設置することを目指し、取り組みを行っている。

【工業用水道施設の耐震化、老朽化対策】 (5-4) 【企業局】

- 工業用水道事業において、管路施設及び土木構造物の耐震化を計画的に進めている。管路施設は、耐震性能を満たしていない渋川工業用水道の管路長249mの耐震化を令和12年度までに完了予定である。また、土木構造物は、渋川工業用水道の配水池及び取水口の耐震化を令和12年度までに完了させ、その後東毛工業用水道の耐震化に取り組む予定である。

【農業災害対策】 (4-3, 4-4, 4-5, 6-2) 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図っている。

る。

【企業の事業継続力の強化】（4-1）【産業経済部】

- 商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画の認定取得率については、98.1%（R5）となっている。自然災害の多発・甚大化に伴う事業継続リスクが増大する中、引き続き認定取得を促進する必要がある。

【被災企業への金融支援】（4-1）【産業経済部】

- 被災中小企業の経営を支援する「経営サポート資金Cタイプ（災害復旧関連要件）」や防災・減災に資する設備投資を行う県内事業者への融資を促進し、県内事業者の災害レジリエンス強化を目的とする「災害レジリエンス強化資金」等の融資制度を整備している。引き続き、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、経営支援体制の強化を図る必要がある。

【災害に強い農業生産体制の強化】（4-2）【農政部】

- 高温等による気象災害の被害軽減に向けた現地実証試験ほ場を設置し、新技術導入や既存技術の実証・普及を行い、農産物の安定生産と産地強化を図る。また、ハウス強化対策の理解や災害に遭った際の補填として収入保険・園芸施設共済等への加入を推進する。

【農業の担い手に対する農地集積・集約化】（4-5）【農政部】

- 担い手への農地集積率は43.8%（R5）であり、全国平均60.4%（R5）を下回っている。担い手の規模拡大への取組を後押しするため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる必要がある。

【遊休農地の発生抑制と再生支援】（4-5）【農政部】

- 農業用区域内の再生可能な遊休農地面積は1,673ha（R4）である。地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら遊休農地の発生防止と解消を図る必要がある。

【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】（4-1）【産業経済部】

- 群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数は640社（R5）である。群馬県BCP策定支援プロジェクトによるセミナー及びワークショップ等による、県内企業の事業継続力の強化に資する各事業に取り組んでいる。

【自給飼料の増産】（4-3）【農政部】

- 飼料自給率は37.1%（R4）であり、全国平均26%（R4）を上回っている。害時に飼料の供給が停滞する事態に備え、畜産農家による自給飼料の作付推進、及び畜産コントラクターの育成強化による飼料増産を図っていくことが必要である。

【建設業の担い手の確保・育成】（2-1, 6-2）【県土整備部】

- 本県の建設業界は、建設業許可業者数がピーク時である平成11年度から32.95%減少（R5）している。大規模災害時における災害対応・復旧復興、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業界は、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向

け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。

(現状指標)

- 【戦】再生可能エネルギー導入量 66億kWh/年 (R5)
- 【戦】再生可能エネルギー比率 44% (R5)
- 【戦】新エネルギー発電割合 24.93% (R5)
- 【環】地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計 8市町村 (R5)
- 【環】燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 173m³ (R4)
- 【農】担い手への農地集積率 43.8% (R5) 全国 60.4% (R5)
- 【農】農業用区域内の再生可能な遊休農地面積 1,673ha (R4)
- 【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数 640社 (R5)
- 【産】商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画の認定取得率 98.1% (R5)
- 【農】飼料自給率 37.1% (R4) 全国 26% (R4)
- 【県】ピーク時(平成11年度)からの建設業許可業者数減少率 -32.95% (R5)

7) 交通・物流

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】

(1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 2-6, 3-2, 4-1, 5-5) 【県土整備部】

- 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率は86% (R5) であり、防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率は80% (R5) である。重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する必要がある。

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】

(1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 2-6, 3-2, 4-1, 5-5) 【県土整備部】

- 自動車交通網について、高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率は88% (R5)、インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率は77% (R5)、通学路の歩道整備率は84% (R5)、中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率は93% (R5) である。上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、指標の進捗は順調に推移している。今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

【幹線街路の整備】 (1-1) 【県土整備部】

- 群馬県の幹線街路の整備率は55.8% (R4) と、全国平均 (67.6% (R4)) より遅れており、狭隘な街路や歩道の未整備、無電柱化の立ち後れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、市町村と連携を図り、街路整備を推進する必要がある。

【緊急輸送道路等の確保】 (1-1, 6-4) 【県土整備部】

- 孤立集落が発生するおそれのある34路線うち、落石対策、橋梁の耐震補強、土砂災害対策などの防災対策によりリスクを軽減した路線は14路線 (R5) である。救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、緊急輸送道路等の重要な交通網が寸断されることで、迅速な救命・救助活動や被災地への支援物資輸送が滞り、県民の安全・安心な暮らしや企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことがないよう、落石対策、砂防施設の整備などを国や市町村と連携を図り推進する必要がある。また、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

【道路施設の老朽化対策】 (5-5) 【県土整備部】

- 老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数は0件 (R5) である。大規模災害時に、道路施設の倒壊による被害や、道路の寸断等を防ぐため、各種長寿命化計画等に基づき、橋梁、横断歩道橋、トンネル等の道路施設の老朽化対策を推進する必要がある。

【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】 (5-5) 【知事戦略部】

- 利用3,000人以上の鉄道駅舎の耐震化率は95% (R5) である。国の補助制度の対象となる

駅は、同制度を積極的に活用する。県単独の事業として、「ステーション整備事業」により、駅及び駅前広場など駅周辺の総合的かつ計画的な整備を進めている。国の補助制度の拡充により、鉄道駅及び駅周辺の強靱化を図る必要がある。なお、未対応駅1駅（群馬総社駅）は市の整備計画に合わせて対応予定。

【林道の整備】（2-5）【環境森林部】

- 木材の生産・流通と山村地域の生活を支える林道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能をも有していることから、関係市町村との連携を強化して計画的に整備を進める必要がある。

【道の駅における防災拠点機能の強化】（2-5）【県土整備部】

- 災害発生時に、道の駅の施設やスペースの防災利用を行うために、「道の駅の防災総合利用に関する基本協定書」の締結を行っている。今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。

【防雪設備等の整備】（1-6）【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設等はおおむね整備が完了している。今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要があるとともに老朽化施設は計画的に維持修繕を実施する。

【大雪時における除雪体制の整備】（1-6）【県土整備部】

- 「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備している。今後も、除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

【雪害時の乗員保護】（1-6）【総務部】

- 国土交通省関東地方整備局の主導により「群馬県における雪害時の乗員保護活動計画」を作成済み。関東整備局主催の訓練等を通じて実効性を向上させる必要がある。

【持続可能な地域づくり】（5-5）【知事戦略部】

- 公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数 5,683万人（R5）である。令和5年度は、令和4年度比で増加した一方、コロナ前の水準には達していない。今後十分な回復、成長が見込めない場合、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念される。一方で、令和4年度より群馬版MaaS「GunMaas」を開始し、県内公共交通の利便性向上を図っている。

【群馬ヘリポートの強靱化】（2-1, 2-2, 2-4, 2-6）【県土整備部】

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過（R6）し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対応体制を確立し、適切な運営管理を行う必要がある。

（現状指標）

- 【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率 86% (R5)
- 【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率 80% (R5)
- 【県】 高速交通網を補完する広域道路ネットワークの整備率 88% (R5)
- 【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 77% (R5)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84% (R5)
- 【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 93% (R5)
- 【県】 幹線街路の整備率 55.8% (R4) 全国平均 67.6% (R4)
- 【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線 (R5)
- 【県】 道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面交通止め件数 0件 (R5)
- 【戦】 鉄道駅舎の耐震率（利用3,000人以上） 95% (R5)
- 【戦】 公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数 5,683万人 (R5)

8) 農林水産

【農業水利施設の保全対策・耐震化】 (4-3, 4-4) 【農政部】

- 各農業水利施設の機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施し、農業用水の安定供給を図る必要がある。また、下流域への2次災害及び地域農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設について、耐震対策（対象12施設のうち、1施設が完了）を推進する必要がある。

【家畜防疫】 (2-3) 【農政部】

- 大規模な災害発生により伝染性疾病に罹患した家畜の死体が放置された場合、疾病がまん延する可能性があるため、疾病の発生予防と予察の実施により県内の疾病発生状況を把握している。また、家畜死体を処理するために焼却施設や化製場等との連携強化を図る必要がある。

【農業の担い手の確保・育成】 (6-2) 【農政部】

- 担い手数は6,564経営体（R4）であり、農業法人数は970社（R4）である。また、新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計）は583人（R5）である。新たな農業の担い手となりうる新規就農者を確保するとともに、農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の育成や農業経営の法人化を進める必要がある。また、担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。

【林業の担い手の確保・育成】 (6-2) 【環境森林部】

- 本県の林業従事者はピーク時である昭和57年度の1,797人から令和4年度の671人へと62.66%減少している。また、65歳未満の林業従事者数は532人（R4）である。大規模災害時にはライフラインへの倒木被害などが想定されており、特に中山間地域においては、これらの復旧対応には専門的な伐倒技術を有する林業従事者の存在は必要不可欠であるが、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。新たに林業従事者を確保するため、林業現場でのインターンシップを取り入れた就業支援のための研修や就業後の林業従事者の技術・技能の向上のための担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。

【人材育成を通じた農業経営の体質強化】 (6-2) 【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期の復旧・復興のためには、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、災害等のリスクに対する備えや意識・関心を高めるとともに、平常時から技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

【農業施設等のBCP策定支援】 (4-3) 【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期復旧・事業再開のためには、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し対策することが重要なことから、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」に基づく確認や農業版BCP（事業継続計画書）の策定を促進する。

【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】 (6-6) 【農政部】

- ぐんまアグリネットアクセス件数は28,814件/月（R6年2月～4月の平均）である。過去に農作物の生産・出荷に大きな影響があった自然災害（噴火）や福島第一原発事故等に伴う

風評被害対策として、県内外における販売促進活動やPRに取り組んできた。災害についての正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信により、地理的な誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害を回避する。

【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】（4-5, 6-1, 6-5）

【農政部】

- 農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積は19,467ha（R5 進捗率97%）である。農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じている。このような中、地域コミュニティの維持・活性化による地域防災力の向上を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路、農道などの地域資源の保全活動（取組目標20,000ha）を支援する必要がある。
- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落活動により維持・管理されてきた地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て）などの集落維持に必要な機能が弱体化している。このため、農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域住民が一体となり多様な関係者と連携し、農用地保全や地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る必要がある。

（現状指標）

- 【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数 22地区（R5）
- 【農】 基幹農業水利施設の耐震対策を実施した施設数 1施設（R5）
- 【農】 担い手数 6,564経営体（R4）
- 【農】 農業法人数 970社（R4）
- 【農】 新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計） 583人（R5）
- 【環】 65歳未満の林業従事者数 532人（R4）
- 【環】 ピーク時（昭和57年度）からの林業従事者の減少率 -62.66%（R4）
- 【農】 ぐんまアグリネットアクセス件数 28,814件/月（R6年2月～4月の平均）
- 【農】 農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積 19,467ha（R5）

9) 国土保全/土地利用（国土利用）

【河川整備等の水害対策】（1-3）【県土整備部】

- 河川整備計画に基づく河川整備延長は48.4km（R5）であり、長寿命化計画に基づく河川構造物補修の進捗率は91%（R5）である。また、令和2年度以降に水害リスクが軽減された家屋戸数は16,301戸（R5）、産業団地数は1団地（R5）である。水害リスクの軽減のため、河川整備計画に基づき、着実に河川整備を進めるとともに、河川構造物を長期にわたって使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進、堆積土除去、堤防強化などの維持管理を行う必要がある。

【治山施設の整備・機能維持】（1-4, 1-5, 4-5）【環境森林部】

- 民有林治山事業施工面積は32ha（R5）、山地災害危険地区における新規事業化数は29箇所（R5）、治山施設の修繕は10箇所（R5）である。山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める必要がある。また、治山関係施設の老朽化に伴い、甚大な被害が発生する可能性は高く、計画的な対策が必要であることから、国のインフラ長寿命化計画に基づき、個別施設計画を策定した。老朽化対策を図るため、施設の点検、施設整備を進めて行く必要がある。
- 火山地域における新規事業化数は11箇所（R5）である。火山噴火等災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める。

【土砂災害防止施設の整備・機能保全】（1-4）【県土整備部】

- 土砂災害対策推進計画2021による重点要対策箇所の整備率は36%（R5）であり、土砂災害が軽減される要配慮者利用施設は98施設（R5）、避難所は97施設（R5）、人家戸数は19,444戸（R5）である。土砂災害が発生するおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などについて、同計画に基づき整備を行っており、引き続き計画を推進する必要がある。また、整備された施設の機能保全のため、適切な点検、土砂撤去などを引き続き進めていく必要がある。

【埋立て規制の適正執行】（1-4）【環境森林部】

- 生活環境の保全と災害発生防止のため、3,000㎡以上の土砂等による埋立て等について条例で定める技術基準への適合を要件として許可制度を運用している。許可時の施工計画との不適合や無許可での施工等に対しては、是正指導を行うほか行政処分や罰則の適用もある。

【危険な盛土等の規制】（1-4）【県土整備部】

- 令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行された。これを受け、同法に基づく規制区域を新たに指定し、危険な盛土等を包括的に規制する必要がある。

【農地の保全】（1-4）【農政部】

- 農地の地すべり防止施設のインフラ長寿命化計画個別施設計画を9地区において作成しているが、今後も地すべり防止施設の機能を適正に発揮させるために、地すべりの兆候確認のための観測と施設の維持管理について計画的に実施する必要がある。

【重要交通網等の防災対策】（2-6）【県土整備部】

- 孤立集落が発生するおそれのある34路線うち、落石対策、橋梁の耐震補強、土砂災害対策などの防災対策によりリスクを軽減した路線は14路線（R5）である。災害により重要交通網等が被災し、緊急物資の輸送や避難路の確保が困難になり、孤立集落が発生することが想定されるため、重要交通網等を保全する道路施設や砂防施設の整備などの防災対策を推進する必要がある。

【土砂災害防止施設の老朽化対策】（1-4）【県土整備部】

- 砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率は26%（R5）である。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、引き続き同計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進めて行く必要がある。

【森林の整備】（4-5）【環境森林部】

- 間伐等森林整備面積は1,922ha（R5）である。間伐等の森林整備により、森林が有する土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収機能など多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させる必要がある。

【森林病虫害等防除対策】（4-5）【環境森林部】

- 森林の健全性を損なう森林病虫害や林野火災等の被害地において、植栽等の森林整備により、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能を回復する必要がある。

【防災重点ため池の防災減災対策】（1-3, 4-3, 4-4）【農政部】

- ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数は、197箇所のうち、166箇所（R5）となっている。「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点ため池の防災減災対策を図ることとされており、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する必要がある。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む必要がある。

【農地等の湛水被害の軽減・防止】（1-3）【農政部】

- 排水路が未整備な農地や農村集落では、近年の集中豪雨や台風に起因した湛水被害が発生しており、地域排水対策が必要である。このため、雨水を貯留する調整池5か所（R5）（目標：12か所）や排水路10.0km（R5）（目標：19.0km）を整備し、農地等への湛水被害を軽減・防止する必要がある。

【水田の貯水機能を活用した防災減災対策】（1-3）【農政部】

- 水田の貯水機能を活用する「田んぼダム」の取組により、豪雨時の水路への排出量を抑制し、下流域の洪水被害を軽減させることができる。このため、「田んぼダム」の取組に必要な水田落水口への排水柵等流出量調整器具の設置、畦畔の強化及びこれらの維持管理への補助等を行う。

【雪崩防止施設の老朽化対策】（1-6）【県土整備部】

- 雪崩防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、雪崩防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進めて行く必要がある。

【火山防災対策】（1-5）【総務部、県土整備部】

- 常時観測火山（浅間山・草津白根山・日光白根山）の各火山防災協議会において、火山ハザードマップ及び避難計画を作成済み。必要に応じて改定し、火山災害対応力の向上を図るとともに噴火時における住民の円滑な避難をサポートする必要がある。

【水害に係るマイ・タイムライン作成支援】（1-3）【県土整備部】

- 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数は0人（R5）である。また、水害に係るマイ・タイムライン作成支援の進捗率は36%（R5）である。引き続き水害による「逃げ遅れゼロ」に向け、市町村が実施するマイ・タイムライン作成講習会等の支援を進める必要がある。また更に多くの方に作成してもらえよう、WEBにより手軽にマイ・タイムラインが作成できるツールを配信する必要がある。

【河川防災情報の提供】（1-3）【県土整備部】

- 洪水・氾濫時における県民の迅速かつ的確な避難行動・水防活動を支援するため、河川の水位情報や河川監視カメラ画像など、わかりやすい河川防災情報を提供する。また、迅速な水防活動を行うため、出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の情報共有と出水期前の合同点検を行う必要がある。

【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】（1-4）【県土整備部】

- 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数は0人（R5）である。また、土砂災害警戒区域等の3巡目見直し進捗率は33%（R5）である。土砂災害警戒区域等は、指定後の災害発生や開発等による諸条件の変化に対応するため定期的（概ね5年）に見直しを行うとともに、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進める必要がある。県と前橋地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報は、迅速な警戒避難体制への移行に向け、更なる精度・機能向上のための発表基準の見直しやシステム改修を進める必要がある。また、住民主体の警戒避難体制構築のため、防災マップづくり及び実動避難訓練などの支援を継続する必要がある。

【防災教育の推進】（1-4）【県土整備部】

- 児童・生徒が水害・土砂災害に対する正しい知識と行動を理解することは、自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにつながるため、学校における防災教育を推進す

る必要がある。

【林地台帳の整備】（6-1）【環境森林部】

- 山林内は所有者及び境界が不明な土地が多く、被災後の復旧・復興に時間を要するため、森林の所有者及び境界を明確にし、林地台帳として整備しておくことが重要である。

【地籍調査の推進】（6-1）【農政部】

- 地籍調査の進捗率は35.9%（R5）と全国平均の52%（R4）を下回っており、全国と比較して非常に遅れているという状況にある。住宅や基幹インフラ、地域コミュニティなど被災後の迅速な復旧・復興を手掛けるためには、土地境界等を明確にし、公図や登記簿を整備しておくことが重要である。

（現状指標）

- 【県】 河川整備計画に基づく河川整備延長 48.4km（R5）
- 【県】 長寿命化計画に基づく河川構造物補修の進捗率 91%（R5）
- 【県】 水害リスクが軽減される家屋戸数 16,301戸（R5）
- 【県】 水害リスクが軽減される産業団地数 1団地（R5）
- 【環】 民有林治山事業施工面積 32ha（R5）
- 【環】 山地災害危険地区における新規事業化数 29箇所（R5）
- 【環】 治山施設の修繕箇所数 10箇所（R5）
- 【環】 火山地域における新規事業化数 11箇所（R5）
- 【県】 土砂災害対策推進計画2021による重点要対策箇所の整備率 36%（R5）
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される要配慮者利用施設数 98施設（R5）
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される避難所数 97施設（R5）
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される人家戸数 19,444戸（R5）
- 【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線（R5）
- 【県】 砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率 26%（R5）
- 【環】 間伐等森林整備面積 1,922ha（R5）
- 【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数 166箇所（R5）
- 【県】 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数 0人（R5）
- 【県】 水害に係るマイ・タイムライン作成支援の進捗率 36%（R5）
- 【県】 土砂災害警戒区域等の3巡目見直し進捗率 33%（R5）
- 【農】 地籍調査の進捗率 35.9%（R5） 全国 52%（R4）

10) 環境

【災害廃棄物処理対策】 (6-3) 【環境森林部】

- 将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、円滑かつ迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間事業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図るため群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定（令和3年3月改訂）した。県内各市町村では、同計画と整合を図りながら、当該市町村における処理方針である市町村災害廃棄物処理計画を策定する必要がある（県内市町村災害廃棄物処理計画策定率は71.4%（R5））。相互支援体制として、県内では市町村相互応援協定、関係団体との協定を結んでいる（県が支援の調整を行う）。また、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（関東地方、新潟県、山梨県及び静岡県）で行動計画が策定されている。

（現状指標）

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 71.4%（R5） 全国 80%（R4）

【横断的分野】

1) リスクコミュニケーション

【広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実】【関係部局等】

- 強靱な経済社会を築き、災害による被害を減少させるためには、県民に対する広報、普及啓発及び教育訓練の機会をより積極的に展開することにより、一人でも多くの県民に防災に対する意識を高め、正しい理解と実践的な行動を取得するよう努める必要がある。
- 毎年度、特定の市域を対象とした総合防災訓練を行っており、関係機関が連携し、実災害を想定した訓練を実施している。今後も関係機関の連携確認及び防災知識の普及啓発のため、実践的な訓練を継続して行っていく必要がある。
- 群馬県防災士養成講座参加者は172人（R5、目標：300人/年度）である。防災に関する知識や技能を身につけ、市町村と協働して地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。（一財）自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組んでいる。
- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は、100%（R5）であるが、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は83%（R3）となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進している。また、主体的に避難する力を育むための小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組を進めている。

【風評被害対策等の防止に向けた正確な情報発信】【関係部局等】

- 災害についての正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信により、地理的な誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害を回避する。

（現状指標）

- 【総】 県総合防災訓練の実施状況 1回（R5）
- 【総】 群馬県防災士養成講座参加者 172人（R5）
- 【生】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（私立） 83%（R3）
- 【教】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（公立） 100%（R5）

2) 人材育成

【専門人材の育成】【関係部局】

- 災害時には、専門知識を有する判定士による危険度判定が必要となるため、県内自治体職員や関係団体等に対し、判定士の新規及び更新登録を依頼するなど、今後も継続して人材確保の取り組みを進める。また、危険度判定実施本部等に配置する被災宅地危険度判定調整員及び被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成するための講習会等を開催し、応急危険度判定活動に係る体制強化を進める必要がある。
- 日本DMATチーム数は70チーム（R5）である。隊員数、チーム数ともに毎年増加傾向であり、引き続きDMAT養成研修を定期的に行い、DMAT指定医療機関と協力しながらDMAT隊員の確保に努める。
- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する必要がある。
- 群馬県災害福祉支援ネットワークの枠組により、大規模災害発生時に、DWA Tを避難所等に派遣し、要配慮者等を支援する仕組みが構築されている。引き続き、災害時の福祉支援体制の充実を図るため、DWA T隊員の確保・育成を進める必要がある。
- 大規模災害時などの際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能等の支援を通して、二次健康被害を最小限に抑えるため、DHEAT隊員の確保・育成を進めている。
- 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を初めとする精神疾患発症の予防などを支援するため、DPAT隊員の確保・育成を進めている。
- 群馬県歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、被災した場合の避難所の口腔衛生管理支援や日本歯科医師会等への支援要請等の体制作りを構築している。
- 災害医療コーディネート研修の実施回数は1回（R5）である。災害医療に関わる人材育成として、「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修等を実施している。災害医療コーディネーターについては、人員数については充足しており、各コーディネーターの研修機会提供や行政機関との連携について、引き続き研修・訓練等各種事業を実施する。
- 保健所において、平時から感染症対策の研修を実施している。今後、地域の医療機関等とも連携し、災害時や避難所の感染対策を意識した研修・訓練を取り入れることが必要である。また、感染症の発生しにくいゾーニング、消毒実施等を念頭においた避難所の設営を推進する必要がある。
- 感染管理認定看護師など、感染症対応に当たる専門的知識を持った医療人材の育成を支援する必要がある。
- 令和6年度より介護サービス事業所等において、従業者に対する感染症対策に係る訓練や研修の実施などが義務化されたことから、当該制度の周知や指導を継続して実施する必要がある。

【担い手育成】【関係部局】

- 群馬県の建設業界は、建設業許可業者数がピーク時である平成11年度から32.95%減少（R5）している。大規模災害時における災害対応・復旧復興、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業界は、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。
- 群馬県農業の担い手数は6,564経営体（R4）であり、農業法人数は970社（R4）である。また、新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計）は583人（R5）である。新たな農業の担い手となりうる新規就農者を確保するとともに、農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の育成や農業経営の法人化を進める必要がある。また、担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。
- 群馬県の林業従事者はピーク時である昭和57年度の1,797人から令和4年度の671人へと62.66%減少している。また、65歳未満の林業従事者数は532人（R4）である。大規模災害時にはライフラインへの倒木被害などが想定されており、特に中山間地域においては、これらの復旧対応には専門的な伐倒技術を有する林業従事者の存在は必要不可欠であるが、高齢化や人材不足が深刻な状況となっている。新たに林業従事者を確保するため、林業現場でのインターンシップを取り入れた就業支援のための研修や就業後の林業従事者の技術・技能の向上のための担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。
- 大規模な災害発生後の早期の復旧・復興のためには、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、災害等のリスクに対する備えや意識・関心を高めるとともに、平常時から技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

（現状指標）

- 【健】 日本DMA T チーム数 70チーム（R5）
- 【県】 ピーク時（平成11年度）からの建設業許可業者数減少率 -32.95%（R5）
- 【農】 担い手数 6,564経営体（R4）
- 【農】 新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計） 583人（R5）
- 【環】 65歳未満の林業従事者数 532人（R4）
- 【環】 ピーク時（昭和57年度）からの林業従事者の減少率 -62.66%（R4）

3) 官民連携

【民間企業等との協定】【関係部局】

- 避難者へ温かい食事を提供するため、給食施設やボランティアによる炊き出し実施のマニュアル作成支援や、キッチンカー事業者団体と協力した炊き出し実施等の取組を進めている。
- 必要戸数分の建設用地を確保している市町村数は29市町村（R5）である。群馬県地震被害想定調査における被災住宅数に応じた応急仮設住宅の建設予定地について、市町村による必要面積の確保状況を事前に把握する必要がある。災害時に迅速に応急仮設住宅を建設するため、事業者との建設協定を締結しておく必要がある。
- 地域防災計画上に医薬品等の供給体制について規定されており、関係団体と医薬品等の供給について協定を締結している。また、医薬品等の備蓄事業について関係団体に委託し、確保しており、備蓄状況の確認演習・訓練を実施している。
- 避難所の衛生状態悪化を防ぐため、仮設トイレのし尿や使用済み簡易トイレの収集を滞りなく行う必要がある。そのため、県内市町村相互応援協定、県内関係団体との協定を結んでいる（県が支援の調整を行う）。また、一般廃棄物処理施設が被災して、長期間にわたり稼働停止することにより収集が滞る事態に備え、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（関東地方、新潟県、山梨県及び静岡県）で行動計画が策定されている。
- 災害時応援協定を締結している相手方との情報交換、災害時の連絡体制の確認を、今後も適宜行う。また、大規模小売店舗立地法届出に係る書類を参照し、災害時の協力を申し出てくれている事業者を抽出し、災害時物資供給協定外事業者一覧を更新する。
- 災害時に、燃料が不足した重要施設等に対して燃料を優先的に供給するために、群馬県石油共同組合と協定を締結している。また、県の緊急要請に基づいた国からの要請により、石油元売会社が重要施設等に対しての直接供給を円滑に行うため、石油連盟と覚書を交わしており、毎年、関係団体と訓練を行っている。ただし、優先供給等が必要な重要施設が複数生じ、燃料に限りがある場合、供給の優先順位を決定するプロセスが未設定のため、そのプロセスについて検討する必要がある。
- 災害発生時に、道の駅の施設やスペースの防災利用を行うために、「道の駅の防災総合利用に関する基本協定書」の締結を行っている。今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。
- 将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、円滑かつ迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間事業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図るため群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定（令和3年3月改訂）した。県内各市町村では、同計画と整合を図りながら、当該市町村における処理方針である市町村災害廃棄物処理計画を策定する必要がある（県内市町村災害廃棄物処理計画策定率は71.4%（R5））。相互支援体制として、県内では市町村相互応援協定、関係団体との協定を結んでいる（県が支援の調整を行う）。また、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（関東地方、新潟県、山梨県及び静岡県）で行動計画が策定されている。

(現状指標)

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 71.4% (R5) 全国 80% (R4)

【県】 必要戸数分の建設用地を確保している市町村数 29市町村 (R5)

4) 老朽化対策

【インフラの維持管理・更新】【関係部局等】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、県民の安全・安心を確保し、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要がある。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全する必要がある。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。
- 県営浄水場では、老朽化した設備の更新に合わせ、主要構造物の耐震化を計画的に進めている。県央第一水道事務所（浄水場）においては、1系浄水処理施設（浄水能力40,000 m³/日）の耐震化を含む更新改良工事（R5-R8）に着手した。
- 浸水や停電等、発災後も防災無線設備を運用継続するための調査と対策を実施する必要がある。鉄塔や発電機等工作物の劣化による被災を免れるため、老朽化調査と対策を実施する必要がある。
- 大規模災害時に、道路施設の倒壊による被害や、道路の寸断等を防ぐため、各種長寿命化計画等に基づき、橋梁、横断歩道橋、トンネル等の道路施設の老朽化対策を推進する必要がある。
- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設等は、おおむね整備が完了している。今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要があるとともに老朽化施設は計画的に維持修繕を実施する。
- 民有林治山事業施工面積は32ha（R5）、山地災害危険地区における新規事業化数は29箇所（R5）、治山施設の修繕は10箇所（R5）である。山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、防災・減災対策を着実に進める必要がある。また、治山関係施設の老朽化に伴い、甚大な被害が発生する可能性は高く、計画的な対策が必要であることから、国のインフラ長寿命化計画に基づき、個別施設計画を策定した。老朽化対策を図るため、施設の点検、施設整備を進めて行く必要がある。
- 砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率は26%（R5）である。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、引き続き同計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進めて行く必要がある。
- 河川構造物（排水機場、水門、ダム等）を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

（現状指標）

- 【県】道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面交通止め件数 0件（R5）
- 【環】民有林治山事業施工面積 32ha（R5）
- 【環】山地災害危険地区における新規事業化数 29箇所（R5）
- 【県】砂防関係施設長寿命化計画2022による老朽化対策の進捗率 26%（R5）
- 【県】長寿命化計画に基づく河川構造物補修の進捗率 91%（R5）

5) デジタル活用

【避難行動の支援】【関係部局等】

- 県民が逃げ遅れることなく、迅速に避難行動をとれるようにすることを目的に普及させる。作成支援をしているマイ・タイムライン（災害時の個人の避難行動計画）をWEB上で作成可能にするとともに、通信アプリ「LINE」を活用したぐんま大雨時デジタル避難訓練を継続して実施する必要がある。

【災害対応体制の強化】【関係部局等】

- 全庁的に利用しているマイクロソフト365を災害対応に活用し体制を構築することで、業務の迅速化・効率化を図る。また、災害時等においてもマイクロソフト365を安定して利用できるよう、扱いが簡単な移動式衛星通信システムを導入し運用する必要がある。
- 警察で使用する端末は、高度なセキュリティ対策が求められており、現状は専用回線が整備された警察庁舎内でのみネットワーク接続可能だが、広域犯罪への対処能力の強化や災害への迅速かつ的確な対応に資するために、庁舎外でも警察情報を扱えるモバイル端末を整備する必要がある。

【作業の効率化】【関係部局等】

- 災害調査にドローンを活用することで、危険箇所への立ち入りをなくし、職員の作業の安全性を確保しつつ、調査の効率化を図る必要がある。
- 感染症医療等の高度化、効率化を図るため、遠隔で病院間（D to D）のウェブカンファレンスができるシステムを導入・拡大する必要がある。
- 情報通信機器を活用し、病院にいる医師が遠隔地の公共施設や診療所にいる患者にオンライン診療を実施する必要がある。
- 土壌汚染対策法に基づき提出される土壌調査の結果報告について、データとデジタル技術を活用して効率化し、事務処理期間の短縮を図ることで、土地の利用促進の推進につなげる必要がある。
- UAV（無人航空機）等のデジタル測量機器による高精度データの相互利用を一般化することで、森林調査業務の効率化を図るとともに、位置情報等の正確・迅速な把握、検査等の省力化を図る。加えて、高精度データを蓄積することで、森林情報の高度化を図る必要がある。

【デジタル技術を活用した行動変容】【関係部局等】

- EVの普及と所有からシェアへの転換を促すため、EVを使ったカーシェアリングの実証実験に取り組む必要がある。
- 自家用車への過度な依存から公共交通への転換を促すため、Ma a Sの社会実装（県域への普及）に取り組む必要がある。
- 令和5年度に整備したぐんま森林クラウドシステムを核に、各種手続等の電子化、県、市町村、林業事業者が持つ森林関連情報の集約・高度化を促進し、事務手続の効率化と森林の保全と利用の両立を図る必要がある。
- 発電所の保守管理において、タブレットやウェアラブルカメラ等のIoT機器を活用す

ることで効率化を図る必要がある。

起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針（計画改定時点）

※【】内には、当該施策の担当部局等を記載

※（）内には、当該施策の「施策分野」を記載

※現状指標として記載した現状値は、（）内の年度末時点の値を記載

年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載

※現状指標の先頭の【】内に担当部局等を記載

【戦】：知事戦略部、【総】：総務部、【地】：地域創生部、【生】：生活こども部、

【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、

【県】：県土整備部、【会】：会計局、【企業】：企業局、【病】：病院局、

【教】：教育委員会、【警】：警察本部

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

【総務部、地域創生部、生活こども部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会】

- 市町村と連携し、旧耐震の住宅所有者や耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等を戸別訪問し、耐震改修を促進する。
（住宅・都市）
- 県有の既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 市町村における防災拠点となる庁舎について、消防庁の「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」と合わせて市町村に助言を行い、耐震化を促進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 防災拠点となっていないスポーツ施設のうち、耐震診断で耐震性なしと判定された施設について、耐震化の検討を進める。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 県内の消防本部・消防署等の耐震化について、引き続き市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知し、施設の耐震化を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 県立学校校舎等について、吊り天井以外の非構造部材の耐震化未実施の3校（84校中）については、令和8年度までに改修工事を実施する。また、大規模改造等において、体育館等への空調設置、バリアフリー化改修等を実施することにより、避難生活の環境改善に資する防災機能強化を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 県内私立学校の耐震化について、大規模災害時の児童生徒の安全確保のため私立学校設

置者に対する対策実施の呼び掛けや国の補助制度の周知等により、さらなる耐震化を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 県内の未耐震病院（または耐震調査を実施していない病院）は令和5年度末で18病院あるため、引き続き定例調査により状況を確認するとともに、耐震化工事への補助事業を実施する。

(保健医療・福祉)

- 県内の社会福祉施設に対して施設整備に係る補助事業を周知することにより、その活用を促し、耐震化や非常用自家発電設備の整備、災害レッドゾーンからの移転改築等を促進する。

(保健医療・福祉)

- 公営住宅の耐震化率が100%になっていない市町村に対して、耐震改修の検討や実施を促し、耐震化率100%を目指す。

(住宅・都市)

- 県内の文化財に対する耐震対策について、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき、文化財の耐震調査・耐震化工事を促進する。

(住宅・都市)

【造成宅地災害対策】 【県土整備部】

- 造成宅地の災害対策を進めるため、市町と連携して第二次スクリーニング（地盤調査及び安定計算）の実施を推進する。

(住宅・都市)

【空き家対策】 【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、特定空き家や管理不全空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する。

(住宅・都市)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【幹線街路の整備】 【県土整備部】

- 狭隘な街路や無電柱化の遅れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、市町村と連携を図り、街路整備を推進する。
(交通・物流)

【健全な市街地の造成】 【県土整備部】

- 土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行う。
(住宅・都市)

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 【県土整備部】

- 全国的に人口減少が進む中、引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく土地利用規制・誘導施策を着実に推進する。
(住宅・都市)

【緊急輸送道路等の確保】 【県土整備部】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や市町村と連携を図り整備を推進する。また、被災時において緊急輸送道路等の重要な交通網が寸断されることで、迅速な救命・救助活動や被災地への支援物資輸送が滞り、県民の安全・安心な暮らしや企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことがないように、落石対策、砂防施設の整備、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する。
(交通・物流)

【道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策】 【県土整備部】

- 高度経済成長期以降に整備した大量の社会資本ストックの老朽化により維持管理・更新費用の増大、老朽化や劣化に起因する事故等の発生が懸念されるため、今後も、社会資本を長期にわたって安全に使用し続けるために、維持管理・更新費用のトータルコストの中長期的な縮減と平準化を図る。
(住宅・都市)
- 道路施設、都市公園、公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により良好な状態に保持する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。
(住宅・都市)

【応急危険度判定体制の整備】 【県土整備部】

- 余震等による被災建築物・被災宅地から生じる二次災害を防止するため、被災を想定したシナリオ演習などを行うことで、地震発生後速やかに応急危険度判定を実施するための体制を整備する。

(住宅・都市)

【災害医療の強化】 【健康福祉部】

- 航空搬送拠点に指定された前橋赤十字病院を含む県内17か所の災害拠点病院を中心に、有事の多数傷病者の受入体制を強化するとともに、航空搬送拠点の運用について実動訓練を実施する。

(保健医療・福祉)

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努める。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクターヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用している。

(保健医療・福祉)

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東地方知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定について、連絡会議や訓練の実施により、実効性をより高める。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時に円滑な受援体制を準備できるよう、全市町村で受援計画が策定されるよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。また、引き続き自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組む。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 住民が安全に避難するためには、家具類の固定が極めて重要となるため、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 地域の消防力の維持・向上のため、市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を引き続き行い、消防団員確保を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 機能別消防団員制度の導入促進などによる消防団の体制・装備・訓練の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県民の防災意識の醸成】 【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。引き続きこれらの取組を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【防災教育の推進】 【総務部、生活子ども部、県土整備部、教育委員会】

- 各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を引き続き推進する。また、小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組も推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等) (国土保全/土地利用 (国土利用))

【重要業績指標】 【目標】

【健】 病院の耐震化率 85.8% (R5) →88.2% (R11)

【健】 社会福祉施設の耐震化率 93.8% (R3) →95.2% (R7)

【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5) →60人/ha以上の維持 (R16)

【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線 (R5) →34路線 (R16)

【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5) →114隊 (R10)

【総】 市町村における受援計画の策定率 71.4% (R5) →100% (R10)

【総】 機能別消防団の導入団数 17団 (R5) →17団 (R7)

- 【生】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(私立) 83% (R3) →100% (R7)
- 【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(公立) 100% (R5) →100%維持 (毎年度末)

(参考) 「県内市町村の市街化区域内における人口密度」の管理項目

【県】立地適正化計画策定市町村数 13 市町村 (R5) →23 市町村 (R16)

【県】土地区画整理完了率 85% (R5) →93% (R16)

(参考) 「孤立集落の発生リスクが軽減される路線数」の管理項目

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における落石等対策の進捗

54箇所 (R5) →77箇所 (R16)

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における橋梁の耐震補強の進捗

5橋 (R5) →15橋 (R16)

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における土砂災害対策の進捗

30箇所 (R5) →46箇所 (R16)

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【健全な市街地の造成】 【県土整備部】

- 土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行う。
(住宅・都市)

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 【県土整備部】

- 全国的に人口減少が進む中、引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく土地利用規制・誘導施策を着実に推進する。
(住宅・都市)

【市街地の整備】 【県土整備部】

- 市町村等が実施する市街地再開発事業等に対して助言や指導監督等の技術的支援を行うことで、密集市街地の解消や、避難路・避難場所の整備、建築物の不燃化を進める。
(住宅・都市)

【下水道管渠の耐震化、下水道施設等の老朽化対策】 【県土整備部】

- 市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化について、会議等で対策の必要性を周知し、耐震対策を早急に促進する。また、下水道施設等を長期に渡り使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進する。
(住宅・都市)

【耐震性貯水槽の整備】 【総務部】

- 市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知するなどして、耐震性を持った防火水槽を整備することで適正な水利の配置を行い、地震に伴う火災が発生した場合に有効に消火活動ができるように備える。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東地方知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定について、連絡会議や訓練の実施により、実効性をより高める。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【文化財の耐震化・防火対策】 【地域創生部】

- 県内の文化財に対する耐震対策について、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき、文化財の耐震調査・耐震化工事を促進する。

(住宅・都市)

【火災予防】 【総務部】

- 群馬県では、ポスター等を用いた広報や会議等を通じた各消防本部への対策を助言しており、各消防本部では、立入検査の重点化や一般家庭への住宅用火災警報器等の普及促進等を行っている。これらの日頃の火災予防の取組を引き続き実施し、地震に伴う火災による多数の傷病者の発生を防ぐ。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(重要業績指標) 【目標】

【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5) →60.0人/ha以上の維持 (R16)

【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5) →114隊 (R10)

【総】 住宅用火災警報器の設置率 80.2% (R5) →82.2% (R6)

(参考) 「県内市町村の市街化区域内における人口密度」の管理項目

【県】 立地適正化計画策定市町村数 13市町村 (R5) →23市町村 (R16)

【県】 土地区画整理完了率 85% (R5) →93% (R16)

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【河川整備等の水害対策】 【県土整備部】

- 水害リスクの軽減のため、河川整備計画に基づき、着実に河川整備を進めるとともに、河川構造物を長期にわたって使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進、堆積土除去、堤防強化などの維持管理を行う。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

【健全な市街地の造成】 【県土整備部】

- 土地区画整理事業の事業主体である市町村や組合に対する指導や助言、整備費用に対する財政的支援を行うことで、健全な市街地の造成と快適な居住環境の整備に資する土地区画整理事業を推進しており、引き続き、事業主体である市町村や組合に対する支援を行う。
（住宅・都市）

【防災重点ため池の防災減災対策】 【農政部】

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」等に基づき、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【農地等の湛水被害の軽減・防止】 【農政部】

- 排水路が未整備な農地や農村集落では、近年の集中豪雨や台風に起因した湛水被害が発生していることから、地域排水対策として、雨水を貯留する調整池や排水路を整備し、農地等への湛水被害を軽減・防止する。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【水田の貯水機能を活用した防災減災対策】 【農政部】

- 水田の貯水機能を活用する「田んぼダム」の取組により、豪雨時の水路への排出量を抑制し、下流域の洪水被害を軽減させるため、「田んぼダム」の取組に必要な水田落水口への排水柵等流出量調整器具の設置、畦畔の強化及びこれらの維持管理への補助等を行う。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【適正な土地利用によるまちのまとまりの維持】 【県土整備部】

- 全国的に人口減少が進む中、引き続き、市町村と連携し、計画策定と計画に基づく土地利用規制・誘導施策を着実に推進する。
(住宅・都市)

【水害に係るマイ・タイムライン作成支援】 【県土整備部】

- 水害による「逃げ遅れゼロ」に向け、市町村が実施するマイ・タイムライン作成講習会等の支援を進める。また更に多くの方に作成してもらえよう、WEBにより手軽にマイ・タイムラインが作成できるツールを配信する。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【内水危険箇所のソフト対策】 【県土整備部】

- 雨水出水浸水想定区域の指定促進のため、引き続き市町村に会議等で必要性を周知する。更に、国から派遣された講師により、区域指定に必要な手法等を市町村へ支援し、令和7年度末までに指定が必要な全市町村での指定を目指す。
(住宅・都市)

【河川防災情報の提供】 【県土整備部】

- 洪水・氾濫時における県民の迅速かつ的確な避難行動・水防活動を支援するため、河川の水位情報や河川監視カメラ画像など、わかりやすい河川防災情報を提供する。また、迅速な水防活動を行うため、出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の情報共有と出水期前の合同点検を行う。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【防災教育の推進】 【総務部、県土整備部、教育委員会】

- 各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を引き続き推進する。また、小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組も推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等) (国土保全/土地利用(国土利用))

【県民の防災意識の醸成】 【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。引き続きこれらの取組を推進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(重要業績指標) 【目標】

- 【県】 水害リスクが軽減される家屋戸数 16,301戸 (R5) →50,386戸 (R16)
【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数 166箇所 (R5) →197箇所 (R7)
【県】 県内市町村の市街化区域内における人口密度 67.3人/ha (R5) →60.0人/ha以上維持 (R16)
【県】 水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数 0人→0人 (毎年度0人維持)
【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5) →114隊 (R10)

(参考) 「県内市町村の市街化区域内における人口密度」の管理項目

- 【県】 立地適正化計画策定市町村数 13市町村 (R5) →23市町村 (R16)
【県】 土地区画整理完了率 85% (R5) →93% (R16)

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

【治山施設の整備・機能維持】 【環境森林部】

- 山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、治山施設の整備等の防災・減災対策を着実に進める必要がある。また、治山関係施設の老朽化に伴い、甚大な被害が発生する可能性は高く、計画的な対策が必要であることから、国のインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画により、施設の点検、施設整備を進める。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【土砂災害防止施設の整備・機能保全】 【県土整備部】

- 土砂災害が発生するおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などについて、土砂災害対策推進計画に基づき整備を推進する。また、整備された施設の機能保全のため、適切な点検、土砂撤去などを引き続き進める。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【危険な盛土等の規制】 【県土整備部】

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規定に基づき、県内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【農地の保全】 【農政部】

- 農地地すべり区域において、地すべり防止施設の機能を適正に発揮させるために、地すべりの兆候確認のための観測と施設の維持管理について計画的に実施する。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【土砂災害防止施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、引き続き砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進める。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に

推進する。

(交通・物流)

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを推進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時に円滑な受援体制を準備できるよう全市町村で受援計画が策定されるよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】 【県土整備部】

- 土砂災害警戒区域等は、定期的（概ね5年）に見直しを行うとともに、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し引き続き区域等の指定を進める。土砂災害警戒情報は、更なる精度・機能向上のための発表基準の見直しやシステム改修を進める。また、住民主体の警戒避難体制構築のため、防災マップづくり及び実動避難訓練などの市町村支援を継続する。
(国土保全/土地利用（国土利用）)

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないように備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないように備える。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県民の防災意識の醸成】 【総務部】

- 防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、防災に対する県民の理解と意識の高揚を図り、群馬県の防災体制の強化に資するため、毎年度、群馬県総合防災訓練を実施している。また、群馬県の防災体制や取組、防災のための心得などを説明する出前なんでも講座「ぐんまの防災」を実施している。引き続きこれらの取組を推進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。また、引き続き自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組む。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 地域の消防力の維持・向上のため、市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団PR動画の作成などの取組を引き続き行い、消防団員確保を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 機能別消防団員制度の導入促進などによる消防団の体制・装備・訓練の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【防災教育の推進】【総務部、県土整備部、教育委員会】

- 各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を引き続き推進する。また、小中学生向け防災教材の作成・活用に向けた取組も推進する。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等) (国土保全/土地利用(国土利用))

(重要業績指標) [目標]

【環】山地災害危険地区等における新規事業化数 26箇所(R6)→130箇所(R10)

【環】民有林治山事業施工面積 114ha(R5)→600ha(R12)

【総】市町村における受援計画の策定率 71.4%(R5)→100%(R10)

【総】緊急消防援助隊への登録数 105隊(R5)→114隊(R10)

【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(公立) 100%(R5)→100%維持(毎年度末)

【総】機能別消防団の導入団数 17団(R5)→17団(R7)

1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

【火山防災対策】 【総務部、県土整備部】

- 常時観測火山（浅間山・草津白根山・日光白根山）の各火山防災協議会において、火山ハザードマップ及び避難計画を必要に応じて改定し、火山災害対応力の向上を図るとともに噴火時における住民の円滑な避難をサポートする。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【治山施設の整備】 【環境森林部】

- 火山噴火等災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、治山施設の整備等の防災・減災対策を着実に進める。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
（交通・物流）

【県内外の消防の受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

（重要業績指標）【目標】

【環】火山地域における治山対策の実施数 5箇所（R6）→25箇所（R10）

【総】緊急消防援助隊への登録数 105隊（R5）→114隊（R10）

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【防雪設備等の整備】 【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設等は、おおむね整備が完了しているが、今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していくとともに老朽化施設は計画的に維持修繕を実施する。
(交通・物流)

【雪崩防止施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、雪崩防止施設を良好な状態に保つ必要があるため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、適切な点検・調査、維持補修や更新を進める。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【大雪時における除雪体制の整備】 【県土整備部】

- 除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。
(交通・物流)

【雪害時の乗員保護】 【総務部】

- 「群馬県における雪害時の乗員保護活動計画」を作成済みであるが、国土交通省関東地方整備局主催の雪害時の乗員保護活動訓練等を通じて実効性を向上させる。
(交通・物流)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【県有施設等の耐震化】 【総務部、県土整備部】

- 県有の既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 県内の消防本部・消防署等の耐震化について、引き続き市町村に対して消防庁の財政措置等の情報を周知し、施設の耐震化を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【災害対応力の強化】 【総務部、警察本部】

- 広域緊急援助隊警備部隊等を対象に、定期的に災害警備訓練を実施し、救出救助技術の練度向上に努めており、関東管区内の他県部隊との合同訓練も計画的に実施している。また、警察署員を対象とした初動対応訓練等も実施しているが、今後も継続して実施する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 被災者の生活安定化を図るため、避難所において暴力（性暴力・性犯罪）への予防策を検討する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全をする。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努める。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクターヘリ運航に関する取扱いを定め、災害発生時にも傷病者搬送手段のひとつとして運用している。
（保健医療・福祉）
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過（R6）し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対策体制を確立し、適切な運営管理を行う。
（交通・物流）

【保健所現状報告システムの運用】 【健康福祉部】

- 全保健所を対象とした一斉情報入力訓練や、各地域単位での操作研修、訓練等の実施により、大規模災害時における保健所の被災情報の迅速な把握に努める。

(保健医療・福祉)

【建設業の担い手の確保・育成】 【県土整備部】

- 災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。

(産業構造/金融)

【市町村による個別避難計画作成支援】 【健康福祉部】

- 計画づくりに課題を抱えている市町村を対象に個別訪問を行い、意見交換等を通じて効率的な作成プロセスを固めてもらうとともに、研修会の開催や市町村の求めに応じて学識経験者等を派遣するアドバイザー派遣事業の実施など、市町村のニーズに合わせたきめ細かい支援を行うことで、市町村の取り組みを促進する。

(保健医療・福祉)

【県内外の自治体等との受援・応援体制の整備】 【総務部】

- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東地方知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定について、連絡会議や訓練の実施により、実効性をより高める。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に

推進する。 (交通・物流)
(重要業績指標) [目標] 【総】 緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5) →114隊 (R10) 【健】 優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合 42.8% (R5) →100% (R7)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【県立病院における災害時の機能確保】 【病院局】

- 県立病院ごとに定める業務継続計画により、災害時においても県立病院としての機能を確保できるようにする。なお、災害時には、知事部局と連携し、災害対応を行う県内各病院に対する支援を行う。

（保健医療・福祉）

- 小児医療センターは、開設から40年以上が経過し、老朽化や医療機能に関する様々な課題が顕在化していることから、移転再整備を進めるとともに、再整備にあたっては、災害発生時にも継続して高度専門医療を提供できるよう災害に強い施設として整備する。

（保健医療・福祉）

【災害医療の強化】 【健康福祉部】

- 航空搬送拠点に指定された前橋赤十字病院を含む県内17か所の災害拠点病院を中心に、有事の多数傷病者の受入体制を強化するとともに、航空搬送拠点の運用について実動訓練を実施する。

（保健医療・福祉）

【災害拠点病院の体制整備】 【健康福祉部】

- 被災後に診療機能を維持できるよう、耐震化や浸水対策など、災害拠点病院として必要な施設又は整備の整備事業への補助や、病院と連携した訓練の実施により、災害拠点病院としての体制を維持、強化するための事業について支援をする。

（保健医療・福祉）

【広域災害救急医療情報システム（E M I S）の運用】 【健康福祉部】

- 全病院を対象とした一斉情報入力訓練や、各地域単位での操作研修、訓練等の実施により、引き続きE M I Sを中心とした災害時の情報連絡体制を強化する。

（保健医療・福祉）

【災害医療に関わる人材育成】 【健康福祉部】

- 災害医療に関わる人材育成として、「災害医療コーディネーター」「災害時小児周産期リエゾン」の養成研修等を実施している。災害医療コーディネーターについては、人員数は充足しており、引き続き研修・訓練等各種事業を実施し、各コーディネーターや関係する行政機関との連携強化に努める。

（保健医療・福祉）

【災害派遣医療チーム（D M A T）】 【健康福祉部】

- D M A T養成研修を定期的開催し、D M A T指定医療機関と協力しながらD M A T隊員の確保に努める。

（保健医療・福祉）

【災害支援ナース】 【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な

な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する。

(保健医療・福祉)

【災害時の透析医療体制の確保】 【健康福祉部】

- 群馬県災害時透析医療マニュアル」、「広域連携ルール」に基づく訓練の実施等により、引き続き災害時の透析医療体制の確保のための取り組みを進める。

(保健医療・福祉)

【医療的ケア児等への支援】 【生活こども部】

- 医療的ケア児等とその家族の相談窓口として医療的ケア児等支援センターを設置している。医療的ケア児等の個別避難計画作成を推進するため、作成主体である市町村への支援を行うとともに、支援者や当事者に対する災害対策の研修等を実施し普及啓発に努める。

(保健医療・福祉)

【業務継続計画の策定、見直し】 【健康福祉部】

- 事業継続計画（BCP）策定義務のある災害拠点病院について、今後はBCPに基づく訓練の実施や見直しについて支援する。

(保健医療・福祉)

- BCPを未策定の病院に対しては、厚生労働省が実施する研修事業を案内するほか、群馬県でも病院BCP策定支援講座を実施し、医療機関のBCP策定を支援する。

(保健医療・福祉)

【業者との個別契約】 【病院局】

- 「県立病院医薬品納入業者遵守事項」や「県立病院医療材料備蓄委託契約」を締結し、災害時における医薬品の優先供給や、備蓄用医療材料を常時備える契約を締結し、県立病院として災害時に対応できるよう対策している。引き続きこれらの取組を推進する。

(保健医療・福祉)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

○ 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努める。 （行政機能/警察・消防等/防災教育等） ○ 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で定めるドクターヘリ運航に関する取扱いや、広域連携の運用方法を関係機関と確認し、災害時のドクターヘリ運航体制を確保する。 （保健医療・福祉） ○ 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過（R6）し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対策体制を確立し、適切な運営管理を行う。 （交通・物流）
（重要業績指標）[目標] 【健】日本DMA T チーム数 70チーム（R5）→72チーム（R11）

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【群馬県避難ビジョンの推進】 【総務部】

- B F T（ベッド・フード・トイレ）対策の推進について群馬県避難ビジョンに基づき、令和7年度末までの目標達成を目指し、以下の取組を実施する。
 - 【ベッド】避難所での雑魚寝を解消するため、2次避難先宿泊施設の拡充や受入調整のDX化推進等の取組を進める。
 - 【フード】避難者へ温かい食事を提供するため、給食施設やボランティアによる炊き出し実施のマニュアル作成支援や、キッチンカー事業者団体と協力した炊き出し実施等の取組を進める。
 - 【トイレ】全ての避難者に安全で清潔なトイレへのアクセスを確保するため、必要となる災害時のトイレ数の試算や管理運用計画を作成する。
(保健医療・福祉)
- 群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進める。
(保健医療・福祉)
- 指定避難所等の適切な指定について随時周知するとともに、群馬県避難所運営ガイドラインの検討や県民への普及啓発について取組を進める。
(保健医療・福祉)

【災害支援ナース】 【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する。
(保健医療・福祉)

【災害派遣福祉チーム（DWA T）】 【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、大規模災害発生時に、DWA Tを避難所等に派遣し、要配慮者等を支援する仕組みが構築されている。引き続き、災害時の福祉支援体制の充実を図るため、DWA T隊員の確保・育成を進める。
(保健医療・福祉)

【災害時健康危機管理チーム（DHEAT）】 【健康福祉部】

- 大規模災害時などの際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能等の支援を通して、二次健康被害を最小限に抑えるため、DHEAT隊員の確保・育成を進める。
(保健医療・福祉)

【災害派遣精神医療チーム（DPAT）】 【健康福祉部】

- 大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を初めとする精神疾患発症の予防などを支援するため、DPAT隊員の確保・育成を進める。

(保健医療・福祉)

【災害歯科支援チーム（JDAT）】 【健康福祉部】

- 県歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、被災した場合の避難所の口腔衛生管理支援や日本歯科医師会等への支援要請等の体制を構築する。

(保健医療・福祉)

【広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用】 【健康福祉部】

- 大規模災害時における医療機関の被災状況や活動支援チームの集約・一括管理する「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を運用しており、全病院を対象として情報更新作業及び一斉訓練を年1回以上実施している。また、地域単位における操作研修や訓練等も定期的に実施しており、引き続き訓練等を実施し、EMISを中心とした災害時の情報連絡体制を強化する。

(保健医療・福祉)

【災害時情報共有システムの運用】 【健康福祉部】

- 平時におけるシステム利用の周知や、社会福祉施設等を対象とした一斉情報入力訓練の実施により、大規模災害時における社会福祉施設等の被災情報の迅速な把握に努める。

(保健医療・福祉)

【災害時の食生活支援】 【健康福祉部】

- 群馬県栄養士会と連携して、災害時に適切な栄養・食生活支援活動ができる人材育成にむけた研修会を開催しているが、より円滑に支援活動を行うために協定締結を検討する。

(保健医療・福祉)

- 各保健福祉事務所において、市町村や給食施設において災害時の栄養・食生活支援が円滑に行われるよう、「防災レシピ」、「学校給食施設炊き出し実施マニュアルひな形」などを活用して、平常時の取組について支援をしているが、引き続き支援する。

(保健医療・福祉)

【2次避難先宿泊施設受入調整のDX化】 【健康福祉部】

- 2次避難先宿泊施設に係る受入調整のDX化について、宿泊施設災害情報等共有ツールを県旅館組合や市町村等に周知し、2次避難先への対象者の迅速な移動調整を推進する。

(保健医療・福祉)

【群馬県動物救護本部】 【健康福祉部】

- 大規模災害時などに、群馬県動物救護本部を設置し、被災した家庭動物の救護や飼い主等の支援活動を行う体制を整備する。

(保健医療・福祉)

【仮設トイレのし尿、使用済みの簡易トイレ等の収集支援】 【環境森林部】

- 避難所の衛生状態悪化を防ぐため、仮設トイレのし尿や使用済み簡易トイレの収集を滞りなく行う必要があるため、県内市町村相互応援協定、県内関係団体との協定を結んでいく。また、一般廃棄物処理施設が被災して、長期間にわたり稼働停止することにより収集が滞る事態に備え、県域を超える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会で行

動計画が策定されている。今後は、協定の実行性を確保するため、随時研修会を開催するとともに、協議会の会議に参加し情報収集を行う。

(保健医療・福祉)

【家畜防疫】 【農政部】

- 大規模な災害発生により伝染性疾病に罹患した家畜の死体が放置された場合、疾病がまん延する可能性があるため、疾病の発生予防と予察を行う。また、家畜死体を処理するために焼却施設や化製場等との連携強化を図る。

(農林水産)

【災害福祉支援ネットワークの推進】 【生活こども部】

- 児童福祉施設を対象に施設間相互応援協定に基づく情報共有システムの訓練を実施し、災害発生時の動きを確認するとともに、施設のBCP（事業継続計画）作成に当たっての協力を行う。

(保健医療・福祉)

【福祉防災アドバイザーの養成】 【健康福祉部】

- 介護施設等の職員に対し、BCPの見直し・充実化支援、BCMの計画・実施支援、福祉避難所運営に必要な情報提供・運営シミュレーションのサポートができる福祉防災アドバイザーの養成を継続して実施する。

(保健医療・福祉)

【福祉施設における福祉避難所モデル訓練】 【健康福祉部】

- 災害時に福祉避難所を円滑に設置・運営できるよう、関係者による福祉避難所モデル訓練を実施し、災害発生後の避難所の開設準備、要配慮者の移送・受け入れなど福祉避難所の運営に係る具体的な手順を確認するとともに、課題等について関係者間で共有する。

(保健医療・福祉)

【介護施設等向け防災相談窓口】 【健康福祉部】

- 介護施設等向けの防災相談窓口を設置し、事業継続計画や避難確保計画等に関する相談対応を通じて、介護施設等の職員の防災知識の習得を支援する。

(保健医療・福祉)

(重要業績指標) 【目標】

【総】 福祉避難所を指定している市町村 31市町村 (R6.4) →35市町村 (R7)

【総】 避難所運営マニュアル作成済み市町村 24市町村 (R6.4) →35市町村 (R7)

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【水道災害時相互応援体制の整備】 【健康福祉部】

- 自然災害等による水道災害時に備え、群馬県では「群馬県水道災害相互応援協定」を県内全市町村と締結し、非常時における応急給水等の応援体制を構築している。引き続き取組を継続する。
(保健医療・福祉)

【食料等の備蓄】 【総務部】

- 家庭における食料等の備蓄や非常持ち出し品の準備等、家庭における備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 市町村における備蓄については、その取組みに差があることから、全ての市町村において一定量の現物備蓄の確保を促進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 県備蓄については、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【支援物資の供給等に係る応援協定等の締結】 【総務部】

- 災害時に迅速な応急活動等を実施するため、民間企業等と様々な分野で協定を締結している。これまでの協定締結により、一定の分野はカバーされていることから、新規に締結する協定は、より実効性を重視する。
(産業構造/金融)

【協定締結企業以外からも物資を調達できる体制を確保】 【産業経済部】

- 災害時応援協定を締結している相手方との情報交換、災害時の連絡体制の確認を、今後も適宜行う。また、大規模小売店舗立地法届出に係る書類を参照し、災害時の協力を申し出てくれている事業者を抽出し、災害時物資供給協定外事業者一覧を更新する。
(産業構造/金融)

【支援物資集積拠点】 【総務部】

- 大規模災害が発生した場合に県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、平時からの防災関係機関等との連携のもと、物資集積拠点となり得る倉庫を選定し、迅速に拠点としての運用を開始できる仕組みを構築する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【災害支援ナース】 【健康福祉部】

- 大規模自然災害発生時や新興感染症まん延時に、被災地等の住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えるため、災害支援ナースを育成し、派遣体制を構築する。

(保健医療・福祉)

【医療品等の確保】 【健康福祉部】

- 関係団体と医薬品等の供給について協定を締結している。また、医薬品等の備蓄事業について関係団体に委託し、確保しており、備蓄状況の確認演習・訓練を実施する。

(保健医療・福祉)

【重要施設等への燃料優先供給等】 【産業経済部】

- 災害時に、燃料が不足した重要施設等に対して燃料を優先的に供給するために、群馬県石油共同組合と協定を締結している。また、石油元売会社が重要施設等に対しての直接供給を円滑に行うため、石油連盟と覚書を交わしており、毎年、関係団体と訓練を行っている。ただし、優先供給等が必要な重要施設が複数生じ、燃料に限りがある場合、供給の優先順位を決定するプロセスが未設定のため、そのプロセスについて検討する。

(産業構造/金融)

【防災施設等への自立型電源等の確保】 【知事戦略部、総務部、健康福祉部】

- 災害時の拠点となる県有施設、避難所、病院等に対して、災害時にも活用できる自立型電源等の導入を促進し、自立型電源等の普及によるエネルギーのレジリエンスの向上を図る。

(エネルギー)

【難病患者等への医療的支援】 【健康福祉部】

- 保健所では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に対して、発災時を想定した支援体制を関係機関と調整し、電源確保など難病患者の療養生活に必要な自助の備えのひとつとして、「災害時個別プラン」を策定している。現在、プランの策定率は47.9%

(R6.1.1時点)であり、各保健所におけるプラン策定の着手率100%を目指し、引き続き取り組みを推進する。

(保健医療・福祉)

【社会福祉施設等による施設間相互応援】 【健康福祉部】

- 県災害福祉支援ネットワークの枠組により、被災施設に対する人的・物的支援を、県内社会福祉施設等の互助により支援する仕組みが構築されている。引き続き実効性の高い取組としていく。

(保健医療・福祉)

【群馬ヘリポートの強靱化】 【県土整備部】

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過(R6)し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対応体制を確立し、適切な運営管理を行う。

(交通・物流)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワー

クの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

【帰宅困難者支援】 【総務部】

- 災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、民間事業者と帰宅困難者支援に関する協定を締結している。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【道の駅における防災拠点機能の強化】 【県土整備部】

- 災害時の広域的な復旧・復興拠点として活用するため、「道の駅」を有する各市町村長との間で、「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結するとともに、群馬県地域防災計画においても、広域的な防災活動拠点として位置付けているところである。さらに、群馬県広域道路交通計画では、道の駅の位置や規模、防災設備の整備状況に応じて、「大規模災害等の広域的な復旧・復興活動の拠点」、「地域の防災拠点」、「地域の防災拠点を補完する拠点」と3つに分類し位置づけ、防災機能の強化を図っている。今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る。
(交通・物流)

【防災公園の整備】 【県土整備部】

- 大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する。
(住宅・都市)

【林道の整備】 【環境森林部】

- 木材の生産・流通と山村地域の生活を支える林道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能をも有していることから、関係市町村との連携を強化して計画的に整備を進める。
(交通・物流)

【災害・防災情報の円滑な発信】 【総務部】

- 住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備やLアラート、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を確保する。
(情報通信)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生

【重要交通網等の防災対策】 【県土整備部】

- 災害により重要交通網等が被災し、緊急物資の輸送や避難路の確保が困難になり、孤立集落が発生することが想定されるため、重要交通網等を保全する道路施設や砂防施設の整備などの防災対策を推進する。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【難病患者等への医療的支援】 【健康福祉部】

- 保健所では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に対して、発災時を想定した支援体制を関係機関と調整し、電源確保など難病患者の療養生活に必要なとなる自助の備えのひとつとして、「災害時個別プラン」を策定している。現在、プランの策定率は47.9% (R6.1.1時点) であり、各保健所におけるプラン策定の着手率100%を目指し、引き続き取り組みを推進する。
(保健医療・福祉)

【県総合防災訓練の実施による関係機関との連携】 【総務部】

- 毎年度、特定の市域を対象とした総合防災訓練を行っており、関係機関が連携し、実災害を想定した訓練を実施している。今後も関係機関の連携確認及び防災知識の普及啓発のため、実践的な訓練を継続して行う。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

- 防災ヘリコプターについては、市町村が実施する防災訓練に参加するほか、県内消防機関や県外の防災航空隊との合同訓練を実施し、災害時に備えた体制整備に努める。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 群馬県ドクターヘリについては、「群馬県ドクターヘリ運用要領」内で、災害時のドクターヘリ運航に関する取扱いや、広域連携の運用方法を関係機関と確認し、災害時のドクターヘリ運航体制を確保する。
(保健医療・福祉)
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約36年が経過 (R6) し、施設の老朽化が進行したことから、老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、応急対応体制を確立し、適切な運営管理を行う。
(交通・物流)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、市町村と連携し、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【帰宅困難者支援】 【総務部】

- 災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、民間事業者と帰宅困難者支援に関する協定を締結している。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(重要業績指標) [目標]

【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線 (R5) →34路線 (R16)

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

【避難所における感染症対策】 【総務部、健康福祉部】

- 避難所においても適切な感染症対策を行い、感染症のまん延を予防するために作成した避難所運営ガイドライン（感染症対策編）について、各市町村に対して、ガイドラインを参考に避難所における感染症対策を検討し、避難所運営マニュアルへ反映するよう引き続き周知する。

（保健医療・福祉）

【感染症対策予防接種率の向上】 【健康福祉部】

- 留意すべき感染症を網羅して把握することは困難であるため、任意接種ワクチンも含め、総合的に評価・検討できる仕組みを構築する。

（保健医療・福祉）

【事業継続計画（障害児者施設等・高齢者施設等）の策定】 【生活こども部、健康福祉部】

- 未策定事業者に対し計画策定に関する解説動画及び計画の簡易版ひな形を提供すること等により、策定を支援する。障害福祉サービス報酬における未策定減算の経過措置が令和6年度末で終了することから、未策定事業者に対して制度の周知を図るとともに策定支援を継続する。

（保健医療・福祉）

- 未策定の高齢者施設等に対しては、制度の周知や支援を継続する。また、策定済の施設等に対しては、定期的な見直しが必要であることの周知や支援をする。

（保健医療・福祉）

【感染症対策に当たる人材の育成・資質の向上】 【健康福祉部】

- 保健所において、平時から感染症対策の研修を実施する。今後、地域の医療機関等とも連携し、災害時や避難所の感染対策を意識した研修・訓練を取り入れる。また、感染症の発生しにくいゾーニング、消毒実施等を念頭においた避難所の設営を推進する。

（保健医療・福祉）

- 感染管理認定看護師など、感染症対応に当たる専門的知識を持った医療人材の育成を支援する。

（保健医療・福祉）

- 令和6年度より介護サービス事業所等において、従業者に対する感染症対策に係る訓練や研修の実施などが義務化されたことから、当該制度の周知や指導を継続して実施する。

（保健医療・福祉）

（重要業績指標）【目標】

【健】 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率

第1期 94.7% 第2期 93.7% (R5)

→第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上（毎年度）

【生・健】 障害児者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率 93.8% (R6.9) →

100% (R7)

【健】高齢者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率 95.7%（R6.8）→100%（R7）

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等の新築整備及び保全をする。また、災害発生時に備え、機能移転訓練や情報収集訓練を実施しているが、今後も引き続き行い、対応能力向上に努める。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞及び交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【被留置者の逃走・事故防止】 【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(重要業績指標) [目標]

【警】 信号機電源付加装置の整備数 130基、6基更新(R5) → 134基、8基更新(R7)

3-2 県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県及び県内市町村は、業務継続計画を策定済みであるが、計画の実効性の向上を図るため、引き続き市町村への支援を継続し、計画の見直しを推進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【県及び市町村庁舎等の耐震化】 【総務部、地域創生部、県土整備部】

- 県有の既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について、計画的に耐震化を推進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 市町村における防災拠点となる庁舎の耐震化について、消防庁の「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」と合わせて市町村に助言を行い、耐震化を促進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 防災拠点となっていないスポーツ施設のうち、耐震診断で耐震性なしと判定された施設について、必要に応じて耐震化の検討を進める。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時に円滑な受援体制を準備できるよう、全市町村で受援計画が策定されるよう国や県が作成しているガイドライン等を活用しながら引き続き市町村の支援を継続する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 地震等による大規模災害が発生し、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、相互に救援協力し、被災県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、埼玉県、新潟県との三県協定や関東地方知事会の相互応援協定、全国知事会の広域応援に関する協定について、連絡会議や訓練の実施により、実効性をより高める。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 単独の消防本部のみで災害対応できない場合、広域応援協定に基づき県内消防本部同士で応援、受援活動を行うため、大規模訓練は隔年、小規模訓練は毎年実施しており、引き続き、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。また、都道府県内の消防本部のみで災害対応できない場合、緊急消防援助隊の仕組みにより、応援、受援活動を行うため、関東ブロック訓練は毎年、国の訓練は5年ごとに実施しており、災害時に救助・救急活動の絶対的不足が生じないよう備える。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【防災行政無線管理運用】 【総務部】

- 大規模災害発生時に行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため整備している防災情報通信ネットワークシステムについて、浸水や停電等、発災後も防災無線設備を

運用継続するための調査と対策を実施する。鉄塔や発電機等工作物の劣化による被災を免れるため、老朽化調査と対策を実施する。

(情報通信)

【ＩＣＴ－ＢＣＰ計画】 【知事戦略部】

- 群馬県ＩＣＴ部門業務継続計画を策定済みであるが、内容については改正等による対応のため都度見直しを行う。また、各市町村に対しては、ＩＣＴ－ＢＣＰ計画の整備及び見直しを行うよう呼び掛ける。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。

(交通・物流)

【応急対策物資等の調達】 【会計局】

- 大規模災害対応時において、一刻も早く必要物品を調達できるよう極力事務処理を簡略化した「応急対策物資の購入マニュアル」を整備済みだが、必要に応じて内容の見直しを行う。

(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(重要業績指標) [目標]

【総】市町村における受援計画の策定率 71.4% (R5) →100% (R10)

【総】緊急消防援助隊への登録数 105隊 (R5) →114隊 (R10)

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】 【産業経済部】

- 群馬県BCP策定支援プロジェクトによるセミナー及びワークショップ等による、県内企業の事業継続力の強化に資する各事業に引き続き取り組む。
(産業構造/金融)

【企業の事業継続力の強化】 【産業経済部】

- 商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画について、自然災害の多発・甚大化に伴う事業継続リスクの増大を踏まえて、引き続き認定取得を促進する。
(産業構造/金融)

【被災企業への金融支援】 【産業経済部】

- 被災中小企業の経営を支援する「経営サポート資金Cタイプ（災害復旧関連要件）」や防災・減災に資する設備投資を行う県内事業者への融資を促進し、県内事業者の災害レジリエンス強化を目的とする「災害レジリエンス強化資金」等の融資制度を整備している。引き続き、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、経営支援体制の強化を図る。
(産業構造/金融)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

(重要業績指標) [目標]

- 【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数 640社（R5）→50社/年以上維持

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【保安検査及び立入検査の実施】 【総務部】

- 許可事業者に対して、年に1回、保安検査及び立入検査を実施している。引き続き、災害の未然防止を目的とした設備の作動検査や管理状況の記録の検査、また、災害発生時を想定し、訓練の実施状況、対応計画を検査する。
(エネルギー)

【災害に強い農業生産体制の強化】 【農政部】

- 高温等による気象災害の被害軽減に向けた現地実証試験ほ場を設置し、新技術導入や既存技術の実証・普及を行い、農産物の安定生産と産地強化を図る。また、ハウス強化対策の理解や災害に遭った際の補填として収入保険・園芸施設共済等への加入を推進する。
(産業構造/金融)

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

【自給飼料の増産】 【農政部】

- 災害時に飼料の供給が停滞する事態に備え、畜産農家による自給飼料の作付推進、及び畜産コントラクターの育成強化による飼料増産を図る。
(産業構造/金融)

【農業水利施設の保全対策・耐震化】 【農政部】

- 各農業水利施設の機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施し、農業用水の安定供給を図る。また、下流地域への2次災害及び地域農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設について、耐震対策を推進する。
(農林水産)

【農業施設等のBCP策定支援】 【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期復旧・事業再開のためには、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し対策することが重要なことから、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」に基づく確認や農業版BCP（事業継続計画）の策定を促進する。
(農林水産)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。
(産業構造/金融)

【防災重点ため池の防災減災対策】 【農政部】

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」等に基づき、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む。
(国土保全/土地利用（国土利用）)

(重要業績指標) 【目標】

【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数 22地区（R5）→29地区（R7）

【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了した防災重点ため池数 166箇所（R5）→197箇所（R7）

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【水資源の総合調整】 【地域創生部】

- 利根川本川において、渇水による取水制限が開始される際には、「群馬県渇水対策本部」を設置し、関係機関と連携して、節水広報などの渇水対策を実施する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。
(産業構造/金融)

【農業水利施設の保全対策・耐震化】 【農政部】

- 各農業水利施設の機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施し、農業用水の安定供給を図る。また、下流域への2次災害及び地域農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設について、耐震対策を推進する。
(農林水産)

【防災重点ため池の防災減災対策】 【農政部】

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」等に基づき、防災重点ため池のハザードマップ作成や、豪雨・地震に対する詳細調査について、早期に完成するよう市町村等に対して推進・支援する。また、豪雨・地震に対する詳細調査結果に基づいた改修に取り組む。
(国土保全/土地利用(国土利用))

(重要業績指標) 【目標】

【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数 22地区(R5)→29地区(R7)

【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数 166箇所(R5)→197箇所(R7)

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

【森林の整備】 【環境森林部】

- 間伐等の森林整備により、森林が有する土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収機能など多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させる。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【治山施設の整備】 【環境森林部】

- 山地災害による被害軽減のため、速やかに荒廃地を復旧するとともに、治山施設の整備等の防災・減災対策を着実に進める。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【森林病虫害等防除対策】 【環境森林部】

- 森林の健全性を損なう森林病虫害や林野火災等の被害地において、植栽等の森林整備により、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能を回復する。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【農業の担い手に対する農地集積・集約化】 【農政部】

- 市町村等が策定する地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に基づき、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化を加速させ、農地の有効活用を図る。
(産業構造/金融)

【遊休農地の発生抑制と再生支援】 【農政部】

- 地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら遊休農地の発生防止と解消を図る。
(産業構造/金融)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。
(産業構造/金融)

【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】 【農政部】

- 農村地域における地域コミュニティの維持・活性化による地域防災力の向上を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路、農道などの地域資源の保全活動を支援する。
(農林水産)

（重要業績指標）【目標】

【環】 間伐等森林整備面積 1,922ha (R5) →3,100ha/ (R12)

【環】 民有林治山事業施工面積 114ha (R5) →600ha/ (R12)

【農】 担い手への農地集積率 43.8% (R5) →66.0% (R7)

【農】新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計） 583人（R5）→850人（R7）

【農】農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積 19,467ha（R5）→20,000ha
（R7）

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【災害・防災情報の円滑な発信】 【知事戦略部、総務部】

- 住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備やＬアラート、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を確保する。
（情報通信）
- 災害情報を迅速に県民に届けられるよう、災害時における県ＨＰトップページへの緊急情報欄の設定や緊急情報を即時公開できる体制を整備している。このほか即時性のある対応として、テレビ・ラジオ広報、群馬県公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）、群馬県デジタル窓口（ＬＩＮＥ）の防災メニューからも情報発信できる体制を整備している。引き続きこれらの取組を継続する。
（情報通信）

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。また、引き続き自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組む。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 地域の消防力の維持・向上のため、市町村と連携し、女性や若者（学生）団員の確保の取組や「ぐんま消防団応援の店」制度、従業員が消防団に加入している場合の入札資格審査での優遇制度、消防団ＰＲ動画の作成などの取組を引き続き行い、消防団員確保を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 機能別消防団員制度の導入促進などによる消防団の体制・装備・訓練の充実強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより地域全体の協力体制を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【外国人住民等への支援】 【地域創生部】

- 災害時に翻訳等により外国人被災者を支援するボランティアを養成している。多言語対応とともに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及を推進する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）
- 外国人住民向け防災訓練やＳＮＳ等により、外国人住民に対し、災害時の避難行動等のさらなる周知啓発に取り組む。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

（重要業績指標）〔目標〕

【総】 機能別消防団の導入団数 17団（R5）→17団（R7）

【地】 災害時外国人支援ボランティア登録者数 69 人（R5）→100 人（R8）

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

【再生可能エネルギーの導入促進】 【知事戦略部、環境森林部】

- 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、温室効果ガス排出量「ゼロ」及び災害時の停電「ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギー導入に向けた取組を進める。特に群馬県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を一層推進する。

（エネルギー）（産業構造/金融）

- 再生可能エネルギー導入量を増やすため、設置可能な県有施設や県有地の50%超に太陽光発電設備を設置することを目指し、施設の特長や立地状況等に応じ、P P Aモデル等の活用により、取組を行う。

（エネルギー）（産業構造/金融）

【企業局事業継続計画（BCP）の策定【電気事業】】 【企業局】

- 自然災害等の危機事案が発生した場合において必要となる資機材や想定される被害、対応に係る時間の確認などをあらかじめ定めた事業継続計画を適正に事業継続が図れるよう見直しを行う。

（エネルギー）

（重要業績指標）【目標】

【戦】再生可能エネルギー導入量 66億kWh/年（R5）→126億kWh/年（R17）

【戦】再生可能エネルギー比率 44%（R5）→80%以上（R17）

【環】地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計 8市町村（R5）→8市町村（R12）

【環】燃料用木質チップ・木質ペレット生産量 173 m³（R4）→163 m³（R12）

5-3 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

【ガス施設の災害対応力の強化】 【総務部】

- 引き続き、関係団体と協力し、災害発生時を想定したL P ガス中核充てん所稼働訓練及び簡易ガス事業防災訓練を実施する。
(エネルギー)

【避難所等へのL P ガスの安定供給の確保】 【総務部】

- 災害対応型L P ガスバルク供給システムについては、災害初期のライフラインを確保する設備の一つとして、避難所への活用などが有効であり、引き続き、市町村に有効性や補助制度等の情報提供などを行う。
(エネルギー)
- L P ガス協会とL P ガス防災協定を締結し、災害時、避難場所等に簡易ガスコンロ及びガス容器の提供ができるよう県内で備蓄し、県の要請に基づき運搬、提供する体制を整備している。引き続き取組を継続する。
(エネルギー)

5-4 上下水道施設、工業用水施設の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化、老朽化対策】【健康福祉部、企業局】

- 事業者間による進捗の差があることから耐震化、更新事業の実施が進まない事業者に対し、水道施設の計画的な更新を引き続き行うように指導を行い、耐震化の促進を図る。
(住宅・都市)
- 県営浄水場では、老朽化した設備の更新に合わせ、主要構造物の耐震化を計画的に進める。県央第一水道事務所（浄水場）においては、現在、1系浄水処理施設（浄水能力80,000m³/日）の耐震化を含む更新改良工事を実施しており、令和8年度末に完了予定である。その後、県央第二水道事務所（浄水場）についても、設備更新を含めた耐震化対策を検討し、耐震化を進める。
(住宅・都市)

【下水道管渠の耐震化、下水道施設等の老朽化対策】【県土整備部】

- 市町村が管理する公共下水道管渠の耐震化について、会議等で対策の必要性を周知し、耐震対策を早急に促進する。また、下水道施設等を長期に渡り使用し続けるため、長寿命化計画に基づく点検・維持管理・更新を推進する。
(住宅・都市)

【応急給水体制の整備】【企業局】

- 災害時復旧活動のため、工事関係者や他の水道事業者と応援協定を締結している。大規模災害時に水道施設が被災した場合、その後の復旧活動を円滑に進めるため、応援の受入体制を構築する。
(住宅・都市)

【水道災害時相互応援体制の整備】【健康福祉部】

- 自然災害等による水道災害時に備え、群馬県では「群馬県水道災害相互応援協定」を県内全市町村と締結し、非常時における応急給水等の応援体制を構築している。引き続き取組を継続する。
(保健医療・福祉)

【工業用水道施設の耐震化、老朽化対策】【企業局】

- 工業用水道事業において、管路施設及び土木構造物の耐震化を計画的に進める。管路施設は、耐震性能を満たしていない渋川工業用水道の管路長249mの耐震化を令和12年度までに完了予定である。また、土木構造物は、渋川工業用水道の配水池及び取水口の耐震化を令和12年度までに完了させ、その後東毛工業用水道の耐震化に取り組む予定である。
(産業構造/金融)

（重要業績指標）【目標】

【健】上水道の基幹管路の耐震適合率 42.7% (R4) →48.5% (R13)

【健】上水道の浄水施設の耐震化率 27.3% (R4) →29.4% (R13)

【健】上水道の配水池の耐震化率 49.4% (R4) →52.8% (R13)

5-5 幹線道路や鉄道の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞及び交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)
- 災害発生により、車両の通行を禁止し、又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る申出制度について、行政機関及び民間事業者等に周知する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】 【知事戦略部】

- 国の補助制度の対象となる駅は、同制度を積極的に活用する。県単独の事業として、「ステーション整備事業」により、駅及び駅前広場など駅周辺の総合的かつ計画的な整備を進める。国の補助制度の拡充により、鉄道駅及び駅周辺の強靱化を図る。なお、未対応駅1駅（群馬総社駅）は市の整備計画に合わせて対応する。
(交通・物流)

【道路施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 大規模災害時に、道路施設の倒壊による被害や、道路の寸断等を防ぐため、各種長寿命化計画等に基づき、橋梁、横断歩道橋、トンネル等の道路施設の老朽化対策を推進する。
(交通・物流)

【災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築】 【県土整備部】

- 重要物流道路・代替補完路等の整備により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築を推進しており、今後も災害時にも機能する強靱な道路ネットワークに位置付けられた道路及び防災・物流拠点集積エリアを結ぶ道路ネットワークに位置づけられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備】 【県土整備部】

- 上信自動車道や西毛広域幹線道路等の高速道路網を補完する広域道路ネットワークの整備を推進しており、今後も広域道路ネットワークに位置付けられた道路の整備を計画的に推進する。
(交通・物流)

【防災情報の迅速な提供】 【県土整備部】

- 関係機関や県民が適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、河川水位情報・道路被災状況・交通規制状況・土砂災害警戒情報等の防災情報を適切かつ迅速に提供できるよう体制を保持する。

(情報通信)

【持続可能な地域づくり】 【知事戦略部】

- 令和4年度より群馬版M a a S「G u n M a a S」を開始しており、公共交通の利便性の向上により、県内公共交通への転換を促進させる。

(交通・物流)

(重要業績指標) [目標]

【警】 信号機電源付加装置の整備数 130基、6基更新(R5)→134基、8基更新(R7)

【戦】 公共交通(鉄道・乗合バス)の利用者数 5,683万人(R5)→6,308万人(R7)

【県】 道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数 0件(R5)→0件(毎年度0件を維持)

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【農村地域のコミュニティの維持・強化】 【農政部】

- 中山間地域において、農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域住民が一体となり多様な関係者と連携し、農用地保全や地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る。
(農林水産)

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】 【生活こども部】

- 群馬県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会を中心とする災害ボランティアセンター開設と持続的運営に資するよう、関係組織や自治体ほかと協議を続け、災害ボランティア受入にかかる受援力向上を進める。また、甚大な災害発生時の被災地において、支援団体が適切な支援活動を展開できるよう調整する中間支援組織の役割や提携についても併せて検討し地元発災に備える。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【林地台帳の整備】 【環境森林部】

- 森林の所有者及び境界を明確化し、林地台帳としての整備を推進する。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

【地籍調査の推進】 【農政部】

- 住宅や基幹インフラ、地域コミュニティなどの被災後の迅速な復旧・復興を手掛けるため、土地境界等を明確にし、公図や登記簿の整備を推進する。
(国土保全/土地利用 (国土利用))

(重要業績指標) [目標]

【農】地籍調査の進捗率 35.9% (R5) →37.4% (R11)

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（自治体職員等、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【応急危険度判定活動の強化】 【県土整備部】

- 県内自治体職員や関係団体等に対し、判定士の新規及び更新登録を依頼するなど、今後も継続して人材確保の取り組みを進める。また、危険度判定実施本部等に配置する被災宅地危険度判定調整員及び被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成するための講習会等を開催し、応急危険度判定活動に係る体制強化を進める。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【建設業の担い手の確保・育成】 【県土整備部】

- 災害発生時において、状況に応じて迅速かつ機動的に対応できる地域毎の災害対応組織力の維持に向け、建設業就業者を確保するため、週休2日制現場をはじめとする「建設業の働き方改革」や産官学連携会議を通じた、「インターンシッププログラムの実施」などの担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。
(産業構造/金融)

【農業の担い手の確保・育成】 【農政部】

- 新たな農業の担い手となりうる新規就農者を確保するとともに、農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の育成や農業経営の法人化を進める必要がある。また、担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。
(農林水産)

【林業の担い手の確保・育成】 【環境森林部】

- 大規模災害時における倒木被害など復旧対応にあたる専門的な伐倒技術を有する林業従事者の不足が深刻な状況となっていることから、新たに林業従事者を確保するため、林業現場でのインターンシップを取り入れた就業支援のための研修や就業後の林業従事者の技術・技能の向上のための担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む。
(農林水産)

【人材育成を通じた農業経営の体質強化】 【農政部】

- 大規模な災害発生後の早期の復旧・復興のためには、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、災害等のリスクに対する備えや意識・関心を高めるとともに、平常時から技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。
(農林水産)

【農業災害対策】 【農政部】

- 「群馬県農漁業災害対策特別措置条例」に基づき、被災農業者に対して助成措置等を講じ、被害軽減や復旧に向けた支援を行い、農業生産力の維持と農業経営の安定を図る。
(産業構造/金融)

【外国人住民等への支援】 【地域創生部】

- 災害時に翻訳等により外国人被災者を支援するボランティアを養成している。多言語対応とともに、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及を推進する。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域の自主防災組織のリーダーとなる人材を育成するため、防災士養成講座を開催している。また、引き続き自主防災組織の防災活動に直接必要な設備等の整備支援に取り組む。
(行政機能/警察・消防等/防災教育等)

(重要業績指標) [目標]

【農】 新規就農者数 (45歳未満) (R3年度からの累計) 583人 (R5) →850人 (R7)

【環】 65歳未満の林業従事者数 532人 (R4) →700人 (R12)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理対策】 【環境森林部】

- 将来の大規模災害に備え県内各市町村では、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら市町村災害廃棄物処理計画を策定する。相互支援体制として、県内では市町村相互応援協定、関係団体との協定を結んでいる。また、県域を越える支援のため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会で行動計画が策定されている。今後は、協定の実行性を確保するため、随時研修会を開催するとともに、協議会の会議に参加し情報収集を行う。
(環境)

【民間建築物の石綿使用状況の把握】 【県土整備部】

- 石綿使用状況を把握するために「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を使用している民間建築物についてリスト化を行い、アスベスト調査台帳を整備する。
(住宅・都市)

(重要業績指標) 【目標】

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 71.4% (R5) →100% (R12)

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【応急仮設住宅の供給】 【県土整備部】

- 群馬県地震被害想定調査における被災住宅数に応じた応急仮設住宅の建設予定地について、市町村による必要面積の確保状況を事前に把握する。災害時に迅速に応急仮設住宅を建設するため、事業者との建設協定を締結する。
(住宅・都市)

【緊急輸送道路等の確保】 【県土整備部】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や市町村と連携を図り整備を推進する。また、被災時において緊急輸送道路等の重要な交通網が寸断されることで、迅速な救命・救助活動や被災地への支援物資輸送が滞り、県民の安全・安心な暮らしや企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことがないように、落石対策、砂防施設の整備、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する。
(交通・物流)

(重要業績指標) 【目標】

【県】 孤立集落の発生リスクが軽減される路線数 14路線 (R5) →34路線 (R16)

(参考) 「孤立集落の発生リスクが軽減される路線数」の管理項目

【県】 孤立集落が発生するおそれのある路線における落石等対策の進捗

54箇所 (R5) →77箇所 (R16)

【県】 孤立集落が発生するおそれのある路線における橋梁の耐震補強の進捗

5橋 (R5) →15橋 (R16)

【県】 孤立集落が発生するおそれのある路線における土砂災害対策の進捗

30箇所 (R5) →46箇所 (R16)

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財の耐震化・防火対策】 【地域創生部】

- 県内の文化財に対する耐震対策について、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づき、文化財の耐震調査・耐震化工事を促進する。
（住宅・都市）

【文化財所在場所及び被災情報の収集】 【地域創生部】

- 文化財所在場所を県・市町村で共有しておくことで、被災後に迅速に救援計画を立てることができ、関係機関とともに行う救援活動の交通整理を行うことができる。国県指定等文化財については、県市町村で共有の上、定期的なパトロールにより異変や被災情報の収集に努めているが、未指定文化財を含めた文化財所在場所リストを今後作成、共有する。
（住宅・都市）

【地域防災（連絡・連携）体制の構築】 【地域創生部】

- 市町村文化財保護部局が機能しない規模の災害に備え、文化財に関わる関係機関と定期的な連携会議（群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会）の開催により、日常的な情報共有を行うとともに連携を強化する。市町村が策定する「地域計画」の助言を行い、市町村における地域防災体制の構築を支援する。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

【農村地域のコミュニティの維持・強化】 【農政部】

- 中山間地域において、農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域住民が一体となり多様な関係者と連携し、農用地保全や地域資源活用、生活支援などに取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る。
（国土保全/土地利用（国土利用））

【地域防災力の向上】 【地域創生部】

- 文化財所有者や周辺住民での災害対応を考える機会とするために、避難訓練や図上訓練、防災設備点検や防火・防犯に係る普及活動の推進について市町村に指導・助言している。文化財防災パンフレットの配布により、公共機関以外の文化財所有者や地域住民へ文化財防災の趣旨や具体的な対応について周知を進める。
（行政機能/警察・消防等/防災教育等）

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

〔風評被害等の防止に向けた正確な情報発信〕【総務部、農政部】

- 群馬県において災害が発生した場合には、群馬県防災ポータルサイトや群馬県防災X(旧Twitter)などを通じた情報発信をすることとしているが、SNSやインターネット上に偽・誤情報が投稿・拡散されることも視野に、必要に応じて、様々な媒体を通じた注意喚起を実施する。

(情報通信)

- 過去に農作物の生産・出荷に大きな影響があった自然災害(噴火)や福島第一原発事故等に伴う風評被害対策として、県内外における販売促進活動やPRに取り組んできた。災害についての正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信により、地理的な誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害を回避する。

(農林水産)

【別紙5】

重要業績指標一覧（計画改定時点）

※現状値及び目標値は、（）内の年度末時点の値を記載

年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載

※担当部局等は以下の略称で記載

知戦：知事戦略部、総務：総務部、地域：地域創生部、生活：生活こども部、

健康：健康福祉部、環森：環境森林部、農政：農政部、産経：産業経済部、

県土：県土整備部、会計：会計局、企業：企業局、病院：病院局、

教育：教育委員会、警察：警察本部

【個別施策分野】

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
信号機電源付加装置の整備数	130基、6基更新 (R5)	134基、8基更新 (R7)	警察
緊急消防援助隊への登録数	105隊 (R5)	114隊 (R10)	総務
住宅用火災警報器の設置率	80.2% (R5)	毎年度2%増	総務
機能別消防団の導入団数	17団 (R5)	17団 (R7)	総務
市町村における受援計画の策定率	71.4% (R5)	100% (R10)	総務
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立)	83% (R3)	100% (R7)	生活
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立)	100% (R5)	100%維持 (毎年度末)	教育
災害時外国人支援ボランティア登録者数	69人 (R5)	100人 (R8)	地域

② 住宅・都市

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
市街化区域内における人口密度	67.3人／ha (R5)	60.0人／ha以上 維持 (R16)	県土
上水道の基幹管路の耐震適合率	42.7% (R4)	48.5% (R13)	健康

上水道の浄水施設の耐震化率	27.3% (R4)	29.4% (R13)	健康
上水道の配水池の耐震化率	49.4% (R4)	52.8% (R13)	健康

(参考) 「市街化区域内人口密度」の管理項目 【県土】立地適正化計画策定市町村数 13市町村 (R5) →23市町村 (R16) 【県土】土地区画整理完了率 85% (R5) →93% (R16)			
--	--	--	--

③ 保健医療・福祉

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
病院の耐震化率	85.8% (R5)	88.2% (R11)	健康
社会福祉施設等の耐震化率	93.8% (R3)	95.2% (R7)	健康
日本DMATチーム数	70チーム (R5)	72チーム (R11)	健康
福祉避難所を指定している市町村	31市町村 (R6.4)	35市町村 (R7)	総務
避難所運営マニュアル作成済み市町村	24市町村 (R6.4)	35市町村 (R7)	総務
予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率	第1期 94.7% 第2期 93.7% (R5)	第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上 (毎年度)	健康
障害児者施設等における事業継続計画 (BCP) の策定率	93.8% (R6.9)	100% (R7)	生活健康
高齢者施設等における事業継続計画 (BCP) の策定率	95.7% (R6.8)	100% (R7)	健康

④ エネルギー

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
再生可能エネルギー導入量	66億kWh/年 (R5)	126kWh/年 (R17)	知戦
再生可能エネルギー比率	44% (R5)	80%以上 (R17)	知戦
地域における木質バイオマスエネルギー活用に取り組む市町村数累計	8市町村 (R5)	8市町村 (R12)	環境
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量	173m ³ (R4)	163m ³ (R12)	環境

⑥ 産業構造・金融

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
再生可能エネルギー導入量（再掲）	66億kWh/年（R5）	126kWh/年（R17）	知戦
再生可能エネルギー比率（再掲）	44%（R5）	80%以上（R17）	知戦
地域における木質バイオマスエネルギー活用に取組む市町村数累計（再掲）	8市町村（R5）	8市町村（R12）	環境
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量（再掲）	173m ³ （R4）	163m ³ （R12）	環境
担い手への農地集積率	43.8%（R5）	66%（R7）	農政
群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数	640社（R5）	50社/年以上維持	産経

⑦ 交通・物流

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数	0件（R5）	0件（毎年度0件を維持）	県土
孤立集落の発生リスクが軽減される路線数	14路線（R5）	34路線（R16）	県土
公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数	5,683万人（R5）	6,308万人（R7）	知戦

（参考）「孤立集落の発生リスクが軽減される路線」の管理項目

【県土】孤立集落が発生するおそれのある路線における落石等対策の進捗

54箇所（R5）→77箇所（R16）

【県土】孤立集落が発生するおそれのある路線における橋梁の耐震補強の進捗

5橋（R5）→15橋（R16）

【県土】孤立集落が発生するおそれのある路線における土砂災害対策の進捗

30箇所（R5）→46箇所（R16）

⑧ 農林水産

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数	22地区（R5）	29地区（R7）	農政
新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計）	583人（R5）	850人（R7）	農政
65歳未満の林業従事者数	532人（R4）	700人（R12）	環境
農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積	19,467ha（R5）	20,000ha（R7）	農政

⑨ 国土保全/土地利用（国土利用）

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
山地災害危険地区等における新規事業化数	26箇所（R6）	130箇所（R10）	環境
民有林治山事業施工面積	114ha（R5）	600ha（R12）	環境
孤立集落の発生リスクが軽減される路線数（再掲）	14路線（R5）	34路線（R16）	県土
水害リスクが軽減される家屋戸数	16,301戸（R5）	50,386戸（R16）	県土
間伐等森林整備面積	1,922ha（R5）	3,100ha（R12）	環境
ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策の詳細調査を完了させる防災重点ため池数	166箇所（R5）	197箇所（R7）	農政
水害や土砂災害からの「逃げ遅れ」による死者数	0人（R5）	0人（毎年度0人維持）	県土
地籍調査の進捗率	35.9%（R5）	37.4%（R11）	農政

（参考）「孤立集落の発生リスクが軽減される路線」の管理項目（再掲）

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における落石等対策の進捗

54箇所（R5）→77箇所（R16）

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における橋梁の耐震補強の進捗

5橋（R5）→15橋（R16）

【県】孤立集落が発生するおそれのある路線における土砂災害対策の進捗

30箇所（R5）→46箇所（R16）

⑩ 環境

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
県内市町村災害廃棄物処理計画策定率	71.4%（R5）	100（R12）	環境

【横断的分野】

① リスクコミュニケーション

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（私立）（再掲）	83%（R3）	100%（R7）	生活
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（公立）（再掲）	100%（R5）	100%維持（毎年度末）	教育

② 人材育成

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
日本DMATチーム数（再掲）	70チーム（R5）	72チーム（R11）	健康

新規就農者数（45歳未満）（R3年度からの累計）（再掲）	583人（R5）	850人（R7）	農政
65歳未満の林業従事者数（再掲）	532人（R4）	700人（R12）	環境

③ 官民連携

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
県内市町村災害廃棄物処理計画策定率（再掲）	71.4%（R5）	100%（R12）	環境

④ 老朽化対策

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
民有林治山事業施工面積（再掲）	114ha（R5）	600ha（R12）	環境
道路橋における老朽化に伴う劣化に起因した全面通行止め件数（再掲）	0件（R5）	0件（毎年度0件を維持）	県土